

210.1-Sh87-2ウ

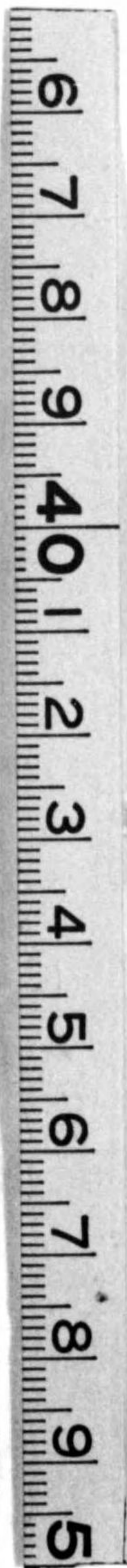


\*1200800289918\*

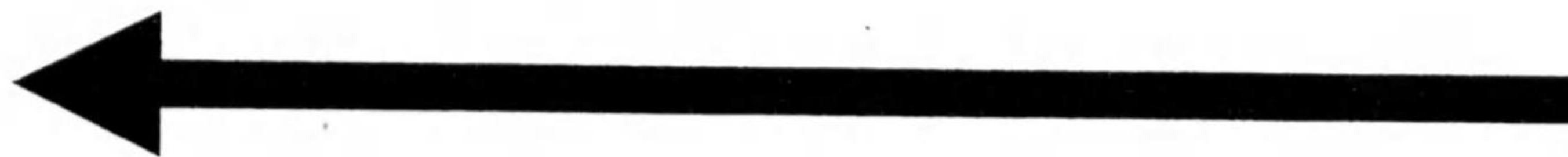
210.1

Sh87

2ウ



始



25 5 2

2462

210.1  
SH87

27 白柳秀湖著



新民族日本歴史

戦国編



千倉書房版

992  
188

678  
221

『戦國編』解題

本編は、前編(封建編)に引續き鎌倉時代に筆を起し、元弘・建武の兵亂から、吉野行宮時代を経て室町時代に入り、應仁の亂以降、戦國亂離の状態を述べ、その中から輝き出した自主外交・自主經濟・自主國防に基調する近代日本の美はしい黎明の光に先驅として登場した織田勤王政權の興起を見るに及んで筆を擱いて居る。一般に戦國時代といへば、室町時代の末葉、應仁の亂以降、織・豊・兩政權の興起に至る間を呼ぶことになつて居るが、室町時代末葉の下剋上の亂離の時代は、吉野行宮時代大約六十年に亙り、足利氏によつて悪く煽揚された京方諸大名の政權慾及び財産慾にその端を發したものであり、しかもさうした淺猿しい、亂倫悖徳劇の黒幕を、舞臺一面に切つて落した大序曲ともいふべき元弘・建武の兵亂が、遠くその因を承久一件に發して居ることは、恐らく何人にも異存のないところであらう。しかれば日本歴史の上で、承久一件以降、天正二年織田信長の入洛に至る大約三百五十年間は、通じ

てこれを戦國時代と呼ぶことが最も妥當であり、本書に『戦國編』の名を冠したのは、著者が好んでわが國史の劃期法に異を立てようとしたわけではない。

○  
 本編を通じて著者が最も力を注いで居るのは、吉野行宮時代に於ける全国各地のあづみ系諸大名及びその祭祀の長であつた『はふり』の勤王運動である。日本の諸侯に、あづみ族をその勢力の根基として大を成したものと、隼人族をその勢力の根基として大を成したものと別のあつたことは、著者が前卷(封建編)中、源・平・兩政權の對立抗爭を述べたくだりに強く主張して置いたことであるが、總じて隼人族には事の理非曲直如何に拘らず、累代恩顧の主君のためには、敢然起つて生命を鴻毛の輕きに委し、幕地してその難に赴くといふ感激性があつたのに對し、あづみ族にはよく公道の理非・大綱の順逆・を辨へて大義に殉ずるといふ理知性があつた。吉野行宮時代六十年の歴史を通じて、われ／＼の眼に最も輝かしく、最も美はしく映するものは、あづみ系諸侯が、壓倒的な京方の勢力に押されて南風競はず、とかく萎靡不振の状態にあつた吉野方を支持し、一門の興廢・一身の安危・を眼中に置かず、終始一貫、

敢然として大義に殉ずるの志を渝へなかつたことである。これは歴史上の重大問題だ。若し頑固な國粹主義者のいふマルクス流の唯物史觀なるものが、日本國家・日本民族・永遠の繁榮と發展とに有害なりとの理由で、完全にわが思想界から追放されねばならぬものならば、民族の血液、すなはち民族の傳統を以て歴史を説明し、歴史を解釋する正しい歴史の粉本が、一日も早く國民の前に提示されなければならぬ筈だ。著者の本編を以て世に問はんとする吉野行宮時代に於けるあづみ系諸大名及びその祭祀の長であつた『はふり』の勤王に關する史觀の如き、正しく唯物史觀に取つて代るべき、民族主義的・傳統主義的・史觀の一つの試本であると信ずる。この意味に於いてこの一編がわが史學界の進路に對して與へる示唆は、相當大きいものがあつてよい筈だ。

○  
 支那事變以來、唯物思想を排撃する聲は、各方面を通じ、各種各様の形で随分と高いことであつたが、しかもわが思想界に於いては、まだ物質とは何ぞや、精神とは何ぞやの根本問題が決定されて居ぬのでないか。かれは唯物論者であると罵り、かれの歴史は唯物論に基調

するものだと言はると易いが、それをいふ人は哲學上・物・心・二元論を執つて居るのか、それとも精神一元論を執つて立つて居るのか。自分が宇宙・人生・物を、心・二元に觀るからとて自分以外の人々もすべて宇宙・人生・物を、心・二元に觀、精神を無視して物質のみに重きを置くものやうに悪口雜言するのは、自分の影の地上に映るを見て吠え立てる臆病な犬のやうなものでないか。若しこゝに人があつて、物質と精神とを二元に觀ず、われ／＼の眼に物質と見られるものも、實は宇宙に磅礴する生命の顯現であり、われ／＼の眼にあらゆる神秘と靈異とを感じさせる精神作用も、實はいはゆる物質の中に宿る生命の力であるとするものがあつたならば、その人は宇宙・人生・物を、心・一如と觀て居るのである。しかるに唯物論を攻撃する人は、さうした物・心・一如の宇宙觀・人生觀・が立派に哲學界に地位を許されて居る現代に理解なく、自分以外の人々は總て宇宙・人生・物を物質と精神との遊離した二元に觀るものと勝手にきめて、攻撃の征矢を放つて居るのだ。これは笑止千萬なことだ。さうした人の手に成つた歴史が、かれらの勝手にわめき立てるマルクスの唯物史觀に最後の止めを刺すだけの力なきことはもちろんだ。さうした粗放な、輕卒な、自稱精神主義者によつて作られる歴史

に唯物史觀を完全に葬り去るだけの力なきことは、なほ恕すべきであるが、さうした著者が精神主義を眞向大上段に振り翳しながら、歴史の因果關係に言及して、或る人事の成敗利鈍を批評し、世運の變化流轉を説明する上に、知らず識らず唯物的解釋に陥つて居るに至つては、哲學思想の貧困がこれをしからしめた笑止の次第とはいへ、その一國文運の進展を阻止し、學問・技術・の發達を妨碍するの罪もまた決して輕しといふべきでない。

○

一般に精神といへば、物質と遊離して存在する神秘不可思議な存在と解せられ、物質といへば、變化流轉、無常迅速、頼むに甲斐なき浮雲泡沫の如きものと觀、甚だしきは物質といへば金錢のことと解釋し、唯物史觀は金錢の力を以て人生の進歩・社會の發展・を律するものやうに妄斷する。かやうな哲學的根據に立つ粗放な精神主義の歴史は、現代科學の到達した電子學說、すなはち物・心・一如の生命論を根本から無視してかゝるものである。近代科學の説明する精神及び精神力は、今日多くの自稱精神主義者が考へて居るやうな、物質と全然關係のない麻訶不可思議の遊離的存在ではない。

人間の總身總軀これ直に精神であり生命であるが、その最も偉大な生命の顯現として視るべきものは神經である。神經はやがて血液・血脈である。その血液・血脈こそは、われわれが幾十萬年の太初に遡る祖先から譲受け、脈々として今日に傳承して來た生命そのものである。民族史はこの生命の力、すなはち血統を中心として作られるものであつて、よい民族史が續として書卸される日になれば、唯物史觀の如き決して恐るゝに足らぬのだ。本編中、著者が最も力を注いだのは、吉野方大名と京方大名との對立抗爭を、この民族の血統的構成によつて説明したくだけりである。從來、一部大學派の歴史家によつて認められて來た北條政權及び足利政權をめぐる本補地頭と新補地頭との對立抗爭説は、明かに一種の唯物史觀であつた。しかもその説明は、マルキシズムのわが思想界を風靡する以前から行はれて居たものであつて、よい民族史のない地盤に唯物史觀といふお化け木の子の發生するのは、必ずしもマルキシズムの流行を俟たぬ何よりの證據といつてよろしからう。

○ 戦國時代は西歐史に於いてもさうであつたやうに、日本史を包括する東亞史に於いても、

近代國家の胎動に必伴する陣痛時代であつた。中世紀に於いて國家なるものは、東西ともに、大陸を打つて一圓とする政治的・經濟的・封建ブロックの胎盤に密着した胎生兒であつた。その胎生兒であつた中世國家が、大陸的封建ブロックの胎盤から離脱して、自ら榮養を攝取し自らの思念と行動とを持つやうになつた時が、すなはち近代國家としての呱呱の聲の揚る時であつた。中世國家が大陸的封建ブロックの胎盤から離脱して獨立の地歩を確立するといふことに、兩つの意義がある。その一つが經濟的獨立であり、他の一つが教學的獨立である。『戦國編』は、すなはちこの兩つの獨立運動を孕んだ、悩みの多い、しかしながら威勢のよい陣痛期の日本を縦横に解説したものだ。

○ 鎌倉時代は、日本が近代國家としての陣痛期、すなはち戦國時代に入る前に經由した原始的封建制度の定着期であつた。著者は、この時代の劈頭に於いて、先づ北條氏の執つた大名公僕政治とイギリスの封建的議會政治とが東西全く時を同じうして起つて居る事實を挙げ、日本民族の文化が、一步たりとも、エウロッパに於ける北人の文化に後れて發達したもので

なかつたことを論證した。すなはちわれら日本民族の渾成を促す上にその最も大きい力の一つとなつて居る北種（ツラン民族）の法治的能力は、その高天原時代からすでに本然にこの民族の上に備はつて居たものであつて、明治維新後約半世紀間の韋駄天走り、西歐の制度・文物・を模倣剽窃せることによつて整備し得たものでなかつたことを説明して居る。

鎌倉幕府勅立以後、武家政治時代の大立物として歴史の上に活躍して居る諸人物の思想・行動・を批評するに、その時代に行はれた制度と道德とに關係なく、宗教的に化石した頑固な倫理觀念から、ひたぶるにその是非善惡・正邪曲直・を批判しようとするのは、宋學すなはち程・朱・の學説が日本に渡つて來てから後のことであつて、本來の日本思想・日本哲學・の中には見出されなかつた手法だ。われは西歐直譯の思想を鵜呑みにすることも出来ぬが、同時に支那直譯の思想にも盲從してはならぬ。歴史は事物の發生及び發展を敘し、事物と事物との關係を辨識するの學でなければならぬ。著者は武家時代の歴史的敘述に入る準備工作として先づ宋儒の倫理學説を直譯的に日本の歴史にあてはめることによつて、由々しい禍根をわが

史學の將來にのこした徳川時代の歴史家の功罪を論じた。

元寇役の總評としては、同じ著者の從來の著作（『親分子分』『二千六百年史』等）で、陸戰の方面にのみ力が注がれて來たのに對し、この歴史では海戰の方面にも力を入れた。支那は後漢時代からすでに廣東・泉州・を咽喉として南支那海を通じ、インド・ペルシア・方面と盛に通商往來して居た。しかるにその南支那海の航海に使用した大船巨舶を以てして、嬰兒の手でも振るやうにたやすく、日本を攻略し得べしとしたことは、元主忽必烈の大きい誤算であつたことを述べ、海流と氣流とを中心として、南支那海と玄海灘との相違を論じ、マルコーボロの旅行記から、元主がインド・ペルシア・との交通に用ひた大船巨舶の構造に關する細かい記述を援用して、日本軍の輕舸戰術が必ずしも向ふ見ずの蠻勇から出たものでなかつたことを明かにした。

著者はまた元寇役がわが武士道の上に及ぼした精神的影響、同じくそれが在來の武器・武



具・戦術・陣法・の上に與へた革命的變化を検討し、更にその役後の論功行賞がすでに承久兵亂後の措置にその端緒を發して居た舊補地頭と新補地頭との反目を激化し、延いて元弘・建武の兵亂を發破させるに至つた事情に及び、大戦役後の論功行賞が、如何に勝抜いた國家をしてその有終の美果を收めしむる上に注意を要する仕事であるかを暗示して居る。

次に鎌倉時代の社會生活及び經濟生活の特徴としては、先づ地頭(諸大名)とその土地に就いた農民との兩つの要素から成る社會組織を説明し、これを貴族(氏人)と部民(奴隸)との兩つの要素から成つた前代(王朝時代)の社會組織と比較した。さうして有史以前からの民種淘汰に基因する血統的身分階級制度と、それに隨伴する經濟的身分階級制度との二重性が次第に崩壊して、單一性の經濟的身分階級が成立して行く過程を明かにした。この記述はやがて『近世編』に入つて百姓・雜人・の階級から、太閤・關白の極位にさへ上る英雄兒の現はれた社會的進歩を説明する上に最も重要な伏線となるのだ。

近代的商業都市の萌芽、或る商品に對して賣買の特權を許された特殊商人の發生、土倉・酒屋・等の豪富、鎌倉・御家人の貧困、徳政令による鎌倉・御家人の領土保護、馬借一揆・土一揆・の蜂起等に關する事項は、今日でこそ日本の中世史を書く人々の常識となり、學校の教科書にさへ取入れられて居る普通の題案であるが、著者が明治四十三年『町人の天下』を世に問うた時、徳政令のこと、土一揆のことから筆を起したことは、頗る稀らしき書出しとして、當時讀書界から大きい注意を拂はれたものだ。

後醍醐天皇吉野御遷幸のことがあつてから、大和の山々谷々を、その牙城として取固め、東は伊勢の内灣及び外洋、西は熊野灘・田邊灣・紀淡海峽・大阪灣・及び瀬戸内海の全水域を外陸として近海の航海權を確實にその手裡に把握し、奥・羽・では縦に北上川の流域を聯ぬる南部・一ノ關・白河・伊佐・中村等の宮方と、九州では横に菊池川・白川・の平野に占據した隈部・阿蘇・等の宮方と、緊密な連絡を保ちつゝ、美濃・尾張・三河・遠江・信濃・を聯ぬる中部の宮方、及び越前を中心として北國筋に延びた宮方を中堅として不敗の陣形を立て、前後大約六十年

に互る御稜威を保持しつゝ、兩統一の際に及んだものであつたが、この半世紀間、吉野朝とその兩翼であつた奥州並に九州に於ける宮方との連絡が完全に保たれて居たのは、伊勢の内灣及び外洋を基地とする海上權が完全に宮方の掌中に保持せられて居たからであつた。しかも宮方のためにこの海上權を保持して、武家方に指一本も指させなかつたものは、神代以來、航海操船の術を以てその特殊文化とし、この國の沿岸諸港から浙江・江蘇に至る航路の管理權を一手に握つて來たあづみ族であつた。吉野方はこのあづみ族を味方として九州に支配權を立つること約半世紀の久しきに及び、時に或は太宰府を攻略して明朝支那と室町幕府との交通を遮斷すること前後十餘年の久しきにさへ及んだものだ。倭寇の中に、村上氏・北畠氏など吉野方に屬する元勳の姓を名乗つた頭目のあつたことは、夙に何人も知る著しい事實であつたが、これを室町幕府の外國貨幣依存主義と對比して倭寇の發生を説き、吉野行宮時代に及んでその勢威の最も熾烈を極めた事情に重大な歴史的意義を見出して居る點で、本書の敘述は恐らく倭寇史中の出色であらうと自信する。

鎌倉時代の末期から、室町幕府の初期にかけて、急速の進歩を遂げた採鑛冶金術の進歩は、元弘・建武以後、武器・武具の需要によつて促されたものであつたこといふまでもないが、中國・四國・九州の諸侯が元・明と盛に私貿易を營み、金・銀はもとより、金・銀を含んだままの粗銅を秤量貨幣として用ひたことも大きい原因の一つであつたに違ひない。しかるに室町幕府は、その財政策として鑛山の管理に著眼せず、これを諸大名の爭奪に委ね、自らはひたすら元錢・明錢を輸入してその財用を足さうとした。しかも元錢・明錢を得んがために、室町時代の將軍はあらゆる國恥・國辱を甘しとし、光輝ある皇國の歴史に前例のない汚點を印し、或は朝憲紊亂の大罪を犯してまでも、明主の鼻息を窺ふことに汲々として居た。著者の擧げた室町幕府弱體の理由は頗る多いが、足利氏が鑛山管理と法定貨幣の鑄造とに無關心であつたことはその最も大きい理由の一つだ。

○  
明治維新の改革を俟つてはじめて解決された五つの大きい問題、即ち、

(第一)皇室を戴く強力政府の下に日本國を統一すること。

(第二)大名・小名・の土地・人民・に對する支配權及びその臣下從屬の常職を如何に處分してよいか。

(第三)法定貨幣を造り、これを全國に通用させ、海外貿易を政府の手で管理すること。

(第四)全國民の生命・財産・を平等に保護するにはどういふ法律制度を立てたらよいか。

(第五)これらの經綸を行ふべき政府の財源及び外寇及び内亂に備ふべき兵力をいづくに求めべきか。

著者はこの五つの大きい問題がすでに戦國の末に起つて居ることを強く主張した。もちろん、この問題のきれいに解決されたのは、明治維新の後であるが、その起りは遠く戦國の末にあつた。決して幕末に迫つて急に起つた問題ではない。つまり著者によれば、明治維新は戦國の末からの宿題であり、その或るものは、信長・秀吉・家康・三雄の手で濟し崩しに解決されて居たのだ。

○  
これまでの歴史は、日本に於ける西歐文化の影響といふものを一括して概念的に取扱つて

來た。著者は本編で西歐の文化をラテン文化とチュウトン文化との二つに分ち、それが本質的に相異なるものである所以を詳論し、ラテン文化は東西交通の關係上、寧ろ支那文化・インド文化・等を宗とするものであつて、それが戦國の末、ボルチユガル人・イスパニア人によつて日本に再輸入されたといふことは、日本にとつては、さほど有難いことでも、またさほど稀らしいことでもなかつたことを説明する上に、多大の勞力を惜まなかつた。この勞力はやがて『近世編』に入り、チュウトン人の科學文化が日本に影響するくだりに至り、讀者の完全な理解を得る上に大に役立つ筈だ。また秀吉・家康・の兩雄が炯眼早くもジェスウィット教徒の包藏する禍心を看破し、これを嚴禁しつゝも、なほ通商貿易の自由だけはこれを妨げまいとして苦心した經綸の非凡を知る上にも大に役立つ筈だ。

○  
ラテン文化とチュウトン文化との本質的相違を明かにし、更に歐洲大陸の支配權を中心とするラテン人とチュウトン人との爭覇戦を敘した後、日本に於ける歐洲文明の影響に及んだために、ラテン文化の波が去つて、更にチュウトン文化の波が押寄せて來るまでの過渡期に

於けるオランダ人の日本文明に對する寄與、若しくはラテン文化とチュウトン文化との橋渡しをしたオランダ人の使命がいよくはつきりしたと信じて居る。

○  
文祿元年、豊臣秀吉が長崎・京都・堺・三箇所の貿易商人に海外渡航免許の朱印狀を下付してから、徳川家康が秀吉のキリスト教禁止政策と海外貿易奨励政策とをそつくりそのまゝに繼承し、慶長九年一月から元和二年九月に至る十三箇年間に、免狀を交付した船主七十五人、免狀百七十九通の多きに上り、この間わが貿易商人の南支那・東南インド半島・インド・及び南洋諸島に於ける活躍の驚嘆に値するものあつたことは、その概要を原版にもつくして置いたが、その手法に幾分稚拙の謗りを免れぬ點があつたのを、新版では何ほどか秩序的に、手際よく述べるこゝが出来たと信じて居る。

○  
鐵砲の渡來によつて生じた戰術・陣法・の變化はもとより、それが一般社會生活・經濟生活の上に及ぼした影響も、細大漏らさなかつたつもりであるが、特に鐵砲の渡來によつて革命

的變化を遂げた陣法のうち、侍大將に對して新たに要求された資格が、前代(騎射戰時代)と全く正反對となつたことを説明するために少からざる努力を拂つて居る。

○  
織田時代の劈頭に置いた『武士道倫理化の趨向』と題する總論は、道徳と倫理との概念を辨別し、道徳は社會的事實の成長とともに、いつ如何なるところにも自然に發生する『仁義』であるが、倫理は一種の學であつて、必ずその時代に行はれる社會制度・政治組織・を基礎として、自然發生の『仁義』觀念を整理したものであると論じ、家康が織・豊・兩氏の遺業を繼承した後、程・朱・の倫理學説を取入れて、戰國時代に於ける野育ちのまゝの武士道を整理修正しなければならなかつた理由を明かにした。

目次

第一篇 北條氏の大名家僕政治

第一章 鎌倉幕府と朝廷との關係	
第一節 内覽及び議奏の設置	三
第二節 大番役の改正	四
第三節 守護・地頭・と國司・領家・との衝突	六
第四節 國司の自然消滅	九
第五節 源・平・兩政權をめぐる近衛家の御家騒動	一一
第二章 日本民族の法治的能力	
第一節 再び北方狩獵民族の寄合・評定・について	一四
第二節 法治主義と合議制度との關係	一七
第三節 『大日本史』の基礎理念となつた朱子學の功罪	一九
第四節 源賴朝の法治主義	二四

第五節 涙なしには讀まれぬ鎌倉の統制史……………二七

第六節 信賞必罰、源氏の嗣遂に全く絶ゆ……………三〇

第七節 頼朝の苦衷を最もよく知つて居た北條氏……………三三

第八節 北條氏の大名公僕政治と時を同じうして起つたイギリスの封建議會……………三五

第九節 ノールウェイの峽江、スコットランド及びアイルランドのクリフ……………三七

第一〇節 イギリスの封建議會と日本の執權政治……………四〇

第一一節 裁判の公平と事務の簡捷とが執權政治の生命……………四九

第一二節 世界に比類のなかつた日本の王政復古……………五三

第一三節 伊藤博文はどの程度に西歐歴史を認識してゐたか……………五五

第一四節 西薇山の第一回帝國議會に於ける聲言……………五九

**第三章 公平無私・簡捷疏達・を主とした北條氏初期の政治**

第一節 時政・政子・及び義時……………五九

第一 政子政務を執る……………五九

第二 頼家修善寺に殺さる……………五九

第三 時政と重忠……………五九

第四 政子時政を伊豆に幽す……………六〇

第五 和田合戦……………六一

第六 政子の上洛、實朝の横死……………六二

第七 評定衆の設置……………六三

第八 北條氏の治績……………六六

**第二節 承久の兵亂……………六七**

第一 朝權恢復の御企謀……………六七

第二 兵亂の誘引……………六七

第三 朝廷の募兵及び宣戰……………六九

第四 東軍犯上、三上皇配流……………七〇

**第三節 承久兵亂後の朝・幕・關係……………七一**

第一 南北六波羅の守護……………七一

第二 幕府初めて朝廷の御大事に干渉……………七三

第三 大覺寺・持明院・兩統の迭立……………七三

第四 五攝家の起源……………七五

**第四節 貞永式目成る……………七五**

第一 律・令・格・式・と貞永式目……………七五

第二 守護・地頭・並にその懲戒に關する主要事項……………七六

第三 土地領有權に關する主要條項……………七六

**第五節 泰時及び時頼の善政……………七八**

第六 政子の上洛、實朝の横死……………六二

第七 評定衆の設置……………六三

第八 北條氏の治績……………六六

**第二節 承久の兵亂……………六七**

第一 朝權恢復の御企謀……………六七

第二 兵亂の誘引……………六七

第三 朝廷の募兵及び宣戰……………六九

第四 東軍犯上、三上皇配流……………七〇

**第三節 承久兵亂後の朝・幕・關係……………七一**

第一 南北六波羅の守護……………七一

第二 幕府初めて朝廷の御大事に干渉……………七三

第三 大覺寺・持明院・兩統の迭立……………七三

第四 五攝家の起源……………七五

**第四節 貞永式目成る……………七五**

第一 律・令・格・式・と貞永式目……………七五

第二 守護・地頭・並にその懲戒に關する主要事項……………七六

第三 土地領有權に關する主要條項……………七六

**第五節 泰時及び時頼の善政……………七八**

第六節 元寇

- 第一 元寇の興起……………八五
- 第二 忽必烈しきりに日本を脅かして朝貢を迫る……………八五
- 第三 文永十一年の役……………八七
- 第四 北條時宗の全國戒嚴……………九五
- 第五 弘安四年の役……………九六
- 第六 忽必烈再舉の意圖……………一〇三

第七節 元寇總評

- 第一 忽必烈の人物、元軍の素質及びその敗因……………一〇三
- 第二 海戦として觀た元寇役……………一〇六
- 第三 元寇役が日本の武士道に與へた影響……………一一一
- 第四 槍の發明……………一二三
- 第五 軍隊編制上に及ぼした影響……………一二四

第八節 本補地頭と新補地頭との對立激化

- 第一 本補地頭と新補地頭との形態的辨別……………一二六
- 第二 本質から見た本補地頭の内容及びその多角性……………一二七
- 第三 あづみ系諸大名の勤王的傳統精神……………一二九
- 第四 新補地頭の内容……………一三一

第四章 騎馬戰武士道から徒歩戰武士道へ

第一節 東西武士道の比較

- 第一 西歐に於ける戰爭道德とキリスト教との關係……………一三三
- 第二 日本に於ける戰爭道德の自然發生……………一三四
- 第三 日本の萬國赤十字條約加盟……………一三七
- 第四 餘五將軍—本雜茂が兵燹の裡に敵將の妻を保護した話……………一三八

第二節 骨姓制時代の徒歩戰から封建制時代の騎馬戰へ

- 第一 貴族は貴族と闘ひ奴隸は奴隸と闘つた古代かばね制度の下に於ける戦場の約束……………一三九
- 第二 『こま』の時代から『うま』の時代へ……………一三三
- 第三 名馬の爭奪から破裂した源・平・戰……………一三四

第三節 騎戰武士道の滿開期

- 第一 完全にスポーツ化した平安京時代の騎馬戰……………一三五
- 第二 命の遣取を徹頭徹尾殿しい行儀・作法・で行つた源・平・合戰の繪卷物……………一三八
- 第三 勝つことよりも名譽が大切とされた……………一四〇
- 第四 スポーツの彌次に似た騎馬戰時代の彌次……………一四三
- 第五 陣中スポーツから怨讐の雲消霧散……………一四四

第四節 陣中の風流

**第五節 日本の民族性と都府の城壁**……………一四七

第一 人民を城壁の中に取込めぬ日本の都府……………一四七

第二 都府の占領と征服者の掠奪・凌辱・行爲……………一五〇

第三 楠木正儀と佐々木道譽との應酬……………一五三

**第六節 作戦上の民家焼拂ひについて**……………一五五

第一 騎射戦時代に於ける射界の清掃……………一五五

第二 源・平・合戦と人民の被つた慘禍……………一五六

**第七節 騎馬戦武士道の終焉**……………一五八

第一 日本民族の戦争道徳を無慙に蹂躪した元軍の殘虐……………一五八

第二 元寇を一期として急角度轉換をした日本の戦術及び陣法……………一六〇

**第五章 北條氏の社會政策**

**第一節 自給自足經濟と飢饉**……………一六三

**第二節 奈良・平安・兩京時代に於ける備荒制度**……………一六五

**第三節 泰時及び時宗の社會政策**……………一六七

**第四節 御家人保護法としての領土の質入竝に賣買の禁止**……………一六九

**第五節 徳政令**……………一七一

**第六章 建武の中興**

**第一節 後醍醐天皇の御壽畫**……………一七三

第一 人心北條氏を去る……………一七三

第二 元弘の異變……………一七四

第三 天皇の御再舉、笠置山行幸……………一七五

第四 高時、天皇を隱岐に遷し奉る……………一七六

**第二節 義兵諸國に起る**……………一七七

第一 楠木正成千早城に據る……………一七七

第二 中國・四國の義軍、名和長年の勤王……………一七八

第三 足利高氏の返撃、六波羅の陥落……………一七九

**第三節 新田義貞の義舉、北條氏の滅亡**……………一八三

**第四節 新政府の組織、改革の眼目**……………一八三

**第五節 改革に對する諸大名の不平**……………一八五

第一 論功行賞に對する不公平の非難と北畠親房の批評……………一八五

第二 萬里小路藤房の遁世……………一八七

第三 地方早くも亂離……………一八八



第七章 鎌倉時代に於ける社會生活及び經濟生活

第一節 奴隸制度から農奴組織への發展……………一八九

第二節 農奴以下の職業的特殊階級……………一九二

第三節 封建制度の原始的形態は地頭と農奴との土著生活にあつた……………一九三

第四節 鎌倉時代の都府及び商業制度……………一九五

    第一 鎌倉の繁昌……………一九五

    第二 『座』の發生及び發達……………一九八

    第三 各種商業制度の萌芽……………二〇〇

第五節 町人階級の發生……………二〇〇

第六節 鎌倉時代に於ける海外貿易……………二〇三

    第一 那津・穴門・筒飯・及び難波津……………二〇三

    第二 遣唐使の往來と海賊……………二〇四

    第三 鎌倉時代に於ける海外貿易の盛況……………二〇五

第七節 わが國最初の熔鑄爐及び鍛刀技術の進歩……………二〇七

第八章 鎌倉時代の文化

第一節 文藝……………二一〇

第一 京都の文藝……………二一〇

第二 鎌倉の文藝……………二一一

第三 厭世思想起る……………二二三

第二節 美術工藝及び歌舞音曲……………二二四

第三節 宗教……………二二六

第四節 鎌倉時代の一般生活様式……………二二七

    第一 服飾容儀……………二二八

    第二 飲食……………二二八

    第三 家居……………二二九

    第四 冠婚葬祭その他……………二二九

第五節 落書による政治の批判……………二三〇

第二篇 吉野行宮時代

第一章 建武革新政府の倒壞

第一節 足利尊氏の叛……………二三九

    第一 新政府に於ける新田黨と足利黨……………二三九

    第二 護良親王と新田義貞との提携……………三三〇

第三 足柄・箱根の戦……………三三

第四 尊氏九州に走る……………三三

第五 湊川の合戦……………三四

第二節 後醍醐天皇の吉野御遷幸……………三五

第三節 室町幕府の勅立及び建武式目……………三六

第四節 北畠顯家及び新田義貞の戦死……………三八

第一 新田義貞越前の氣比氏に頼る……………三八

第二 奥州に於ける官方の合戦……………三九

第三 鎌倉の陥落、顯家の西上……………四〇

第四 遠江國井伊谷の宗良親王……………四一

第五 木曾川及び青野ヶ原の戦……………四二

第六 結城 宗廣……………四三

第七 顯信男山に據る……………四三

第二章 全国各地方に蕃衍した安曇系諸大名並に『はふり』の勤王

第一節 山上の湖沼を干澤して理想的の日高見を作つた安曇族……………四五

第二節 播磨及び攝津に於ける安曇族蕃衍の跡……………四七

第三節 北濱の安堂寺は奥・羽の俘囚を管理した安倍氏の發祥地か……………四五

第四節 紀ノ川の河口及びその流域に蕃衍した丹生あづみ族……………五三

第五節 『はふり』の語源及び語義……………五七

第六節 信州諏訪明神の大祝・藤澤氏の勤王……………五六

第七節 勤王の嫡宗・仁科あづみ族の總蹶起……………六〇

第八節 高野山の丹生津姫神社……………六三

第九節 南紀地方に根を張つた事代主系諸神……………六四

第一〇節 伊勢の荒ぶる神達とは建御名方系諸神か……………六七

第一一節 伊勢の内灣及び外洋を基地として日本の制海權を確保した  
吉野方の海賊……………七〇

第一二節 鹽飽二十八島及び忽那島に於ける吉野方……………七一

第一三節 熊野浦及び田邊灣に於ける吉野方……………七四

第一四節 吉野行宮時代に於ける伊勢の大湊及び安濃津……………七六

第一 信州の仁科・安曇族から出た大湊の角屋七郎次郎……………七六

第二 戦國時代に於ける角屋の目覺しい活躍……………七七

第一五節 美濃・尾張・及び三河國一圓の安曇族……………七九

第一 今の稻葉郡、昔の厚見郡……………七九

第二 豊臣氏の發祥地……………八〇

第三 三河國渥美地方(豊橋及び豊川)と信州伊那平との交通……………二八二

第四 豊川稻荷の事……………二八三

**第一六節 遠江國引佐細江湖岸の安曇族……………二八四**

第一 姫街道の中樞氣賀町を中心とする外宮の御厨……………二八四

第二 刑部は允恭天皇の嫡妃「忍坂大中臣の御料戸……………二八八

第三 井伊谷と奥山……………二八八

第四 井伊谷を樞軸とする三河の足助と駿河の安倍……………二九〇

**第一七節 伊賀「日高見の安曇族と近江國琵琶湖畔の安曇族……………二九一**

第一 攝津安倍氏と伊賀「安倍氏……………二九一

第二 前將軍「阿曇比羅夫と後將軍「阿曇比羅夫……………二九三

第三 新田義貞北國經略の道筋……………二九四

第四 承久兵亂と建武中興との關係……………二九五

**第一八節 出羽地方に於ける「古四王」と「伊氏波神」……………二九六**

第一 出羽地方に於ける大彥命及び阿曇比羅夫將軍の遺跡……………二九六

第二 出羽地方に移植された信濃・越後・岩代・及び兩毛地方の安曇族……………二九七

**第一九節 韃靼馬は何故莊内地方を素通りしたか……………二九八**

**第二〇節 加賀國粟ヶ崎・大野・及び宮ノ越地方の大船主……………三〇〇**

**第二一節 伊勢と莊内地方との關係……………三〇一**

**第二二節 莊内の豊浦、善寶寺の龍神廟……………三〇三**

**第二三節 鬼怒川と小貝川との中間地帯に於ける安曇族……………三〇五**

第一 北畠親房關・大寶・兩城に據る……………三〇五

第二 下總國相馬は外宮極東の御厨……………三〇八

第三 常陸國眞壁郡伊佐「中村は伊達氏の發祥地……………三〇九

第四 一ノ關の田村氏……………三一

第五 奥州白河の結城氏……………三一

**第二四節 岩代「日高見を源流とする兩毛安曇族蕃衍の徑路……………三一三**

第一 會津の飯盛山は地元で辨天山と稱へられる……………三一三

第二 岩代の「安積」と播磨の「安積」及び岩代の「伊南川」と播磨の「印南川」……………三四

第三 兩毛の平野に於ける安曇族……………三五

**第二五節 菊池川・白川・の平野に於ける安曇族……………三六**

第一 北部九州に於ける大わだつみ系國津神の三派……………三七

第二 菊池氏と九州に於ける三大本補地頭との關係……………三七

第三 菊池氏の家系に流れた勤王護國の傳統的精神……………三〇

第四 征西大將軍「懷良親王とその輔弼の良臣……………三三

第五 大宮司・阿蘇氏三代の忠節……………三三  
 第二六節 日本民族渾成の大理想・惟神道の發祥並に發展……………三四

第三章 吉野方の不振時代

第一節 後村上天皇……………三六  
 第二節 楠木正行の戦死……………三六  
 第三節 北畠親房及び結城宗廣……………三八  
 第四節 宗良親王と北條時行……………三九  
 第五節 關城及び大寶城に於ける親房の忠戦……………三〇  
 第六節 井伊谷城を中心とする宗良親王再度の御經略及び鎮西に於ける懷良親王の御努力……………三三

第四章 武家方の内訌に乗じた吉野方最後の活躍

第一節 吉野朝末期に於ける争亂の三つの系統……………三八  
 第二節 中院顯能の京都奪還……………三九  
 第三節 京方御三方の南山遷幸……………四三  
 第四節 直義と師直との政權争奪戦……………四四  
 第五節 尊氏兄弟の訌争……………四六

第六節 小手指ヶ原の合戦……………四七  
 第七節 男山の陥落、南山に於ける兩統の御合壁生活……………四九  
 第八節 山名時氏一派の吉野方支援……………五三  
 第九節 光嚴院法皇の行脚……………五三  
 第一〇節 仁木義長・細川清氏・また吉野方に歸順……………五七  
 第一一節 兩統の合一成る……………五八

第五章 倭寇と吉野方との關係

第一節 倭寇の性質を惡化した二つの國內事情……………六一  
 第二節 海賊の發祥地並にその半永久的根據地としての鹽飽二十八島……………六五  
 第三節 吉野方の懷良親王によつて振起された王朝・日本の自主的外交方針……………六八

第六章 倭寇と浙關大姓との結託

第一節 倭寇の渡航路……………七〇  
 第二節 倭寇の兇暴性に拍車をかけた浙關大姓の助勢……………七二  
 第三節 嘉靖帝の倭寇防禦策と巡撫諸將の内訌……………七三  
 第四節 倭寇の末路……………七四  
 第五節 足利義滿の國威汚瀆……………七五

### 第三篇 室町時代

#### 第一章 室町幕府弱體の理由

- 第一節 時代の激流に逆ふもの……………三八一
- 第二節 日本國民の精神的點呼と大軍隊の集結……………三八三
- 第三節 流通經濟のパロメーターとして見た宿驛の娼婦……………三六六
- 第四節 原始封建制の核心に喰込んだ諸商人の實力……………三九〇
- 第五節 鑛山の管理に無關心で外錢の輸入にのみ熱中した室町幕府……………三九三
- 第六節 忍びよる近世文明の黎明……………三九五

#### 第二章 室町幕府の法制・經濟・及び對外關係

- 第一節 中央の職制……………三九七
- 第二節 地方の職制……………三九八
- 第一 鎌倉の管領及び九州・出羽の探題……………三九八
- 第二 守護及び守護代獨立の大勢……………三九九
- 第三節 財政……………三九九
- 第四節 幕府の海外貿易、大内氏及び宗氏の特權……………四〇〇

#### 第三章 下剋上と家督爭議とで終始した室町時代

- 第一節 足利義滿の驕愎……………四〇三
- 第一 花の御所及び金閣寺……………四〇三
- 第二 明主に臣事して錢貨をもとむ……………四〇三
- 第三 有史以來の朝憲紊亂……………四〇四
- 第二節 山名・大内・兩豪の叛……………四〇四
- 第一 山名氏清の豪語……………四〇四
- 第二 大内義弘の豪富とその滅亡……………四〇五
- 第三節 將軍と鎌倉管領との爭權……………四〇六
- 第四節 赤松滿祐の將軍・義教弒逆……………四〇八
- 第五節 應仁の亂……………四〇九
- 第一 重つた三つの大名家督爭議……………四〇九
- 第二 細川・山名・兩軍の一勝一敗……………四一〇
- 第三 宗全・勝元・の死、京都の荒廢……………四一一

#### 第四章 戰國

- 第一節 應仁の亂以後の朝廷……………四一三

**第二節 應仁の亂以後の室町幕府**……………四四

  第一 義尚・義隆・及び義澄……………四四

  第二 三好氏管領の權を執る……………四六

  第三 松永久秀の將軍・義輝弒逆……………四七

**第三節 門徒一揆**……………四九

**第四節 諸大名割據の形勢及びその隆替**……………四〇

  第一 關東に於ける兩上杉氏の對峙及び北條氏の崛起……………四〇

  第二 奥・羽の形勢……………四三

  第三 甲・信・越に於ける武田・上杉・兩氏の對局……………四三

  第四 駿・遠・三に於ける今川・德川・織田の三氏……………四六

  第五 近畿の形勢……………四七

  第六 中國に於ける赤松・大内・尼子及び毛利諸氏の隆替……………四七

  第七 四國の形勢……………四九

  第八 九州に於ける大友・龍造寺及び島津三氏の角逐……………四〇

**第五章 戰亂及び一揆の掠奪による京都・鎌倉の荒廢**

**第一節 馬借一揆及び徳政令**……………四二

**第二節 酒屋及び土倉**……………四三

**第三節 土一揆の蜂起**……………四四

**第六章 室町時代の文化**

**第一節 學問及び教育**……………四六

    第一 一條兼良・僧・玄慧・その他……………四六

    第二 社會教育家としての僧侶及び教化資料……………四七

    第三 足利學校及び金澤文庫……………四七

**第二節 文學及び伎藝**……………四八

**第三節 可翁・兆殿司・周文・宗丹・正信・啓書記・雪舟及び光信**……………四九

**第四節 鍛工・陶工・及び建築**……………四三

**第五節 神道の宗教化、佛教諸流の隆替**……………四四

**第六節 武家の遊藝**……………四五

**第四篇 織田時代**

**第一章 武士道倫理化の趨向**

**第一節 道德と經濟との關係**……………四九

**第二節 道德は常に變易し、發展する**……………五一

第三節 原始武士道の叛逆思想…………… 四五三

第四節 戦國時代に於ける道徳思想の進歩…………… 四五六

第五節 加増問題であつさり主君を見限つた近藤登之助…………… 四五六

第六節 佐賀の『葉隠』とその學問的意義…………… 四六〇

第二章 ラテン文化の本質及びその日本に及ぼせる影響

第一節 ラテン文化とチュウトン文化との本質的相異…………… 四六五

第二節 エウロッパ大陸に於ける南種と北種…………… 四六七

第三節 南・北・兩種の争覇戦として觀たエウロッパの古代史…………… 四七〇

第四節 南・北・兩種の争覇戦として觀たエウロッパの中世史…………… 四七三

第五節 支那文化を蒸返して日本に渡來したラテン文化…………… 四七五

第六節 ラテン文化の渡來以前に進行しつゝあつた社會生活の諸變化…………… 四七七

第七節 鐵砲の渡來及びその傳播…………… 四七九

第一 種子島時堯の出精…………… 四七九

第二 鐵砲又と國友鍛冶…………… 四八〇

第三 大砲の渡來…………… 四八二

第八節 足輕戰の發達に伴つて生じた士及び士大將に對する新資格の要求…………… 四八三

第九節 ラテン文化渡來後に於ける社會生活の諸變化…………… 四八五

第三章 外國貿易の興隆、エウロッパ及びメキシコとの交通

第一節 外國貿易港の發達…………… 四八八

第一 周防山口の繁華…………… 四八九

第二 堺・兵庫・の隆昌…………… 四八九

第三 博多・平戸・及び長崎の股賑…………… 四九一

第二節 インド洋航路によるエウロッパとの交通…………… 四九三

第三節 太平洋横斷航路によるエウロッパとの交通…………… 四九四

第四節 朱印船貿易…………… 五〇四

第一 朱印船の起源及び初期の大船主…………… 五〇四

第二 京都に於ける三大禪刹の朱印船事務管掌…………… 五〇六

第三 全國諸都市の朱印船大貿易商人…………… 五〇八

第五節 連歌と茶の湯で政權に接近した京畿の富豪…………… 五一〇

第四章 信長の天下略定

第一節 信長の人物及びその環境…………… 五二三

第二節 桶狭間の戰…………… 五二五

第三節 信長の上洛戰…………… 五二七

第一 徳川家康との攻守同盟……………五二七

第二 密勅尾張に下る……………五二八

第三 足利義昭また織田氏に頼る……………五二九

第四節 信長の入洛……………五三〇

第五節 將軍・義昭と信長との確執……………五三一

第六節 信長の逆境時代……………五三三

第一 淺井・朝倉との戦……………五三三

第二 叡山及び門徒一揆との戦……………五三七

第三 武田信玄の上洛戦……………五三八

第七節 安土城……………五三〇

第八節 武田氏の始末……………五三三

第九節 秀吉の中國攻略……………五三三

第一〇節 信長の經略いよく第三期工作に入る……………五三五

第一 中國・四國及び九州の經略……………五三五

第二 民政……………五三六

第三 勤王……………五三六

第一一節 本能寺の變……………五三六

第一篇 北條氏の大名家僕政治



## 第一章 鎌倉幕府と朝廷との關係

### 第一節 内覽及び議奏の設置

文治元年十二月二十九日、守護・地頭・の件が勅許となると、十二月、頼朝は、更に進んで朝廷の大改革に着手した。かれは奏請して義經・行家・と關係のあつた公卿の大黜陟だいちつしやくを行ひ、新に十人の議奏を置いて大政を輔佐せしめ、また藤原基通が攝政の職に在る間は、二人の内覽を置いて、大にその權能を割いた。右大臣・藤原兼實は朝廷に於ける頼朝の腹心であつた。頼朝は法皇に奏して、兼實を内覽・議奏・の筆頭に置いた。兼實は鎌倉の大江廣元と東西相通じて施設するところが頗る多かつた。

文治二年二月には、攝政・藤原基通が卻しりぞけられて兼實がこれに代つた。兼實の後を九條家といひ、基通の後を近衛家といつた。九條家と近衛家とが、交互に攝政となることこの時に始まつた。

朝廷の改革は完了した。北條時政はこの年を以て鎌倉に召還せられ、中原親能が代つて京都を守護した。文治三年には大江廣元が西上して閑院の大内裏を造營し、千葉常胤・下河邊行平・が市中を警衛した。この時廣元は六波羅にあり、親能と交互に朝廷に交渉して京都の政治を執り行つた。

## 第二節 大番役の改正

この時まで京都の大番役は、軍防令の制に従つて三年交代であつたが、その負擔甚だ重く、資産爲に竭き、任滿ちて歸郷する諸國の武士は、蓑笠を著し、徒跣にして歩行するやうな有様であつた。ところが、鎌倉幕府が打建てられて後は、諸國の武士が皆鎌倉の家人となり、六箇月交代といふことになつて大にその負擔を減じた。斯くの如くにして幕府はしきりと武人の心を收めた。かれらはその生活の上から、衷心頼朝の政治を歓迎せざるを得なかつた。承久兵亂の時に二位尼(頼朝の後室(政子)が諸將を召し、安達景盛をして命を傳へさせた語の中に、特にこの大番のことを回顧させて居るのは、それがどんなに東國の豪族どもの苦痛とするところであつたかといふことを思はせるに十分である。『承久兵亂記』に次の説述がある。

二位殿妻戸の簾押しあげ給ひて、先づ宇都宮を召されて、その後千葉介・足利殿をぞ召されける。二位殿秋田城之介景盛を以て仰せられけるは、一院こそ、ちやうこん(刑部卿僧正)・そんちやう(二位法印)・秀康・胤義等が讒言につかせ給ひて、義時を討たんとて、まづ光季うたれて候なり。君をも世をも恨むべきにあらず。たゞ我身の果報のつたなきなり。をうなためたきさまには、我身を世に引くなれども、我ほど物を歎き心を碎くものはあらず。故殿にあひ初め奉りしより、

父のいましめ、まことならぬ母のそねみ、おとこのゆくゑ、このありさまとりて苦しかりしに、うちつゞきて國を取り、人を従へ給ひしより、御身を佛神に任せ奉りし事、晝夜怠らず、世をとりおさめ給ひし後は、ころやくす(\*やすかの誤りか)るべしと思ひしに、大姫御前をば、故殿とりわきて、もてなしいたはりて、(中略)ありしに、世を早くせしかば、同じ道にと慕ひしかども、故殿にいさめられ奉りて思ひをやめて返(せ)しに、小姫御前にもおくれ、思ひ沈みしに、子のため罪深しと、いさめられ奉り、それもことばりと思ひ、なぐさびてありしに、故殿におくれ奉り、月日のかげを失ふ心地して、こどもの歎きをも此人にこそなぐさみしに、此たびぞ思ひの限りなると思ひよはりしに、二人の公達未だ幼くて、世のまつりにもふかんにして、二人の公達をはごくみしに、左衛門督の殿におくれば、世の中にうらめしからぬものもなく、ころよりしに、ひとへに死ななとこそ思ひしに、右大臣誰かは子ならぬ。實朝がたゞ一人になりたるを棄て、死なんと仰せ候こそ、口惜しう候へと、うらみしかば、實にも死したる子を思ひて、きたる子に別れんことをや。これ慈悲にもはづれたり、思ひかへして過ぎしほどに、右大臣殿夢のやうにて失せ給ひしかば、今は誰にひかれて命もおしかるべし。なれば水の底にも入りなばやと、思ひ定めたりしを、義時が之を見て、故殿のおんなごりとは御方をこそ仰ぎ参らせ候へ。義時が人に、ころを置かれ候もまたく功名にあらず。しかしながら御事故にてこそ候へ。まことにおぼし

めしきられ候はゞ、義時先づ自害仕りて見せ奉り候べし。かたがたの御菩提と申し、鎌倉のありさまと申し、空しくなり給はん御事こそ心よくおぼへ候へと、泣く／＼申し、かば、げにも故殿の末絶え、人事もかなしくて、思ひにし給はぬ身となりて、せめての縁をたづねて將軍をすゑ奉りて此二・三・年は過ぎにき。たとひ我身なくとも、鎌倉の安からんことを、草の蔭にても見んと思ひつるに、忽ちぎうばのはなしとならんすらんこそ口惜しけれ。三代將軍の御墓の跡方なくうせ、んことこそ哀れなれ。人々見たまはずや。昔、東國の殿ばらが、平家の宮仕へせしには、かちはだしにて上り下りしぞかし。故殿鎌倉を立てさせ給ひて、京都の宮仕へもやみぬ。をんじやう打ち續き、たのしみさかへてあるぞかし。故殿の御恩をば、いつの世にか報じつくし奉るべき。身の爲、恩の爲、三代將軍の御墓をば、いかでか京家の馬の蹄にかくべき。たゞいまおの／＼申しきるべし。(中略)従はんと思はれば、先づ尼を殺して、鎌倉中を焼きはらひて後、京へは多り給へと(\*は著者註)

### 第三節 守護・地頭・と國司・領家・との衝突

文治元年十一月、頼朝は朝廷から、叛徒追捕の名で、諸國に守護・地頭・を置くことを許されたけれども、それがために大寶令律による地方制度が廢止せられたわけではなく、諸國には尙ほ國司・郡司・の

管轄に屬する公田があり、守護・地頭・も、直にはこれを如何ともすることが出来なかつたのだ。

大化新制は法制の上で全國の土地を公有とし、行政區劃を立て、國司・郡司・に命じ、それ／＼その所轄の地方を統治させたのであるが、實際に於いては、舊來の別皇子・國造・縣主・稻置・等の私有權を覆へすことが出来ず、これらの舊勢力と妥協して、郡縣制度の形だけを維持して來たことは、前に述べた通りである。しかるに、その後、元正天皇の三世一身の法が元となつて漸次土地私有制度が復活し、藤原氏を始め中央に於ける權貴の莊園が、全國土の大部分を占めるやうになり、隨つて國司の權力はこれら豪族の莊園に及ばず、奈良京時代の末から平安京時代に及んで、全く地方分權の形勢が成つたことも、すでに述べて置いて通りである。源頼朝が武力を以て討平した邊地の豪族の中には、(一)大化新制以前から地方に割據して、殆ど獨立國の如き形をして居た、別皇子・國造・縣主・稻置・等の子孫のあつたことはもちろんである。(二)藤原氏・平氏・の系統に屬する莊園の支配者のあつたことももちろんである。又、(三)國司・郡司・の土著して、豪族となつたもの、あつたことももちろんである。以上の諸豪族は、頼朝の爲に兵力を以て徹底的に戡定されてしまつた。さうして國々には新しく、若しくは更めて鎌倉の守護・地頭・が置かれてゐたわけである。しかしながら、如何に頼朝と雖、(四)現に國司であり、領家(主として公卿の莊園に管理人であるもの)であるものを廢することは出来なかつたに相違なく、勢ひ文治以後は各地に頼朝の任じた守護・地頭・と、朝廷の任じた國司及び公卿の私有

地である莊園の管理者、すなはち領家とが相對立し、兩者の間に土地人民の支配權に關する激しい争ひが起つた。ことばを換へていへば、朝廷の任命した地方官と、鎌倉幕府の封じた諸大名との間に、土地の支配權に關する激しい争議が生じた。

この頻々たる争議が行詰つて破裂したのが承久の兵亂である。承久の兵亂を惹起した近因と稱せられる攝津國長江・倉橋・兩莊の支配權に關する地頭と領家との争議は、實にこの問題を如實に物語るものである。『承久記』に左の記述がある。

攝津國、長江・倉橋の兩莊は、院中に近く被召仕ける白拍子・龜菊にたびたりけるを、其の領の地頭、領家を忽諸なぐしうにしてければ、龜菊憤り可改易由かいかいよゆう、被仰下おほさくだるければ、權太夫(義時)申しけるは、地頭職のことは、上古は無かりしを、故右大將、平家を追討のけんじやうに、日本國の總地頭に補せられ、平家追討六箇年が間、國々の地頭人等、或は子を討たせ、或は親を被打、或は郎等を損ず。加藤の勳功に隨ひて分ちたびたらんものを、させる罪だになくしては、義時が計ひとして、可改易様なしと、是も不用奉もちのたまふ。

又『太平記』に

朝陽不犯とも、殘星光を奪はる、習ひなれば、必ずしも武家より、公家を蔑にし奉るとしもは無けれども、所には地頭強くして領家は弱く、國には守護重くして國司輕し。此の故に朝廷は年々に衰へ、武家は日々に盛也。

とあるのは、最も簡明に、端的にこの問題を解説したものと云ふべきである。

#### 第四節 國司の自然消滅

上述の如くにして、國司と守護、並に領家と地頭との間には、それ／＼その土地人民の支配權に關する猛烈な争議が起つたけれども、謀叛人・殺害人・若しくは盜賊を逮捕する一段となると、國司・領家は全くその實力に於いても、その權能に於いても、到底、守護・地頭に對抗することは出来なかつた。その故は第一に國司にはそれを逮捕するに足るだけの兵力もなかつた。又、それらの犯人が或る權貴の莊園若しくは守護・地頭の專管地に竄入すえんじやうした時には、國司にはこれに手を下す權能がなかつた。しかるに頼朝の諸國に封じた守護・地頭は、元來、これらの犯人を逮捕することを名として設け置かれたものであるから、國司の支配地でも、領家の管理地でも、勝手に手を入れることが出来た。かくて守護は公田といはず、莊園といはず、苟も自己の管轄區内に於ける謀叛人・殺害人・及び盜賊は職としてこれを逮捕すると同時に、大番と稱する京都勤番の武士を催促することを掌つた。されば守護は事實上の國司であつたけれども、この二事を除く他の事務は、なほ國司の職權に屬するものとして、その名目を保たせてあつた。しかしてその背後に兵力の保障のない、權限の頗る曖昧な國司職の自然消

滅に終るべきは當然の運命であつた。地頭といふのは、もと平氏の一門が、その莊園に置いた收稅役の名稱であつたが、頼朝はこれを公然の官職として郡郷の莊園に配置し、その幾分を與へて收稅のこゝとを行はせたのだ。すなはち守護は一體の地方に就きて刑政を行ひ、地頭は莊園を視察した。こゝに於いてか、國司の權は忽にして守護の手に移り、地頭・領家は新しい地頭のためにその職を奪はれ、鎌倉幕府は期せずして天下の政廳となつた。

又、頼朝は平氏の滅亡を以て、その社寺の莊園を侵犯した神佛の冥罰となし、私生活の上では深く神佛を崇敬し、社寺の所領は特に揭示して、武士の濫入・兵糧米の徵發を禁じ、守護不入地(註)とした。

(註) 世に「鯖を讀む」といふことばがある。漁村で漁夫が今水から揚げた魚を仲買人に賣渡す現場を見るに、「一升よ一升、二升よ二升」と高らかに呼揚げて數へる。魚を數へるに、一升二升と米の量目で呼びあげることは、ちよつと受取れぬやうに初めは考へたが、これは織物を疋數で量り、土地を貫目で數へたのと同じで、往昔、守護もしくは地頭の下役どもが、收穫を檢分に行き、衆目の見る前で、「一升よ一升、二升よ二升」と、米を量つて租稅をきめた時の呼揚方が、魚の取引に迄も及ぼされたものであらうといふことが後になつて分つた。この場合の「讀む」は書物を「讀む」でなくして、枳數を讀揚げることだ。「鯖を讀む」といふことがそれから起つた。東京近郊では大森に「不入斗」があり、「入り斗ます」と訓じて居る。これを詳しく書けば「守護不入斗」である。守護はその管下の地、どこへでも立入つて收穫を檢分することが出来たものだが、神社佛寺

の莊園には立入つて斗むことを禁じられて居た。遠江國小笠郡土方村の中にも「入山瀬」といふ部落がある。これも「不入斗」から轉訛した地名だ。されば日本國中には「不入斗」の地名が幾つもある。西園寺公がその俳名を「不讀」と號したのは、その大磯に移る前、大森の不入斗に居たからだ。公の側近者達はいつて居るやうだ。公が俳門に入つたのは大磯に移つてからで、不入斗に居た時はまだ俳諧の門を叩いて居なかつた。そこに疑ふべきところもあるが、「不讀」か側近者のいふ如く、「不居讀」から來て居るとすれば、さしも鑿穿屋さんの公も、まだ「守護不入斗」の考證にまでは、手が届いて居なかつたとせねばなるまい。

### 第五節 源・平・兩政權をめぐる近衛家の御家騒動

そもく五攝家(封建編第一五一―一七ページ参照)と呼ばれたのは、藤原氏十七世の祖忠通の三子・基實・基房・兼實が分れてそれぞれ家を立てたのに始まつて居る。この三人中、基實が先づ近衛家を興し、基實の孫・家實の第二子・兼平が別に鷹司家(たかつかさけ)を興して居る。

忠通の第二子・基房は基實の近衛家と並んで松殿家を興したが、その一生は平氏の極盛期から、源氏の興隆期に互り頗る多事多端、波瀾曲折を極めたものであつたこと、少しでも史に親しむものによく知るところである。近衛家の鼻祖・基實の室は平清盛の女であつた。仁安元年七月、基實が薨じ、その子・基通が尙ほ幼冲であつた爲に弟の基房が攝政に任ぜられた。基房が基實に代つて攝政に任じ、氏の長者となつた以上、基實攝籙するところの莊園は、すべて基房に歸すべきこと理の當然であつた。し

かるに清盛は參議・藤原邦綱の建言を奇貨とし、基實の莊園・邸宅・古器・古文書・の大部分は、これを割いて基通及びその母(清盛の女)に授けてしまった。すなはち基房の領するところは、興福寺・法成寺、平等院・勸學院・鹿田・方上等、數箇所の莊園に過ぎない。基房ついで太政大臣に陞<sup>す</sup>み、關白に任せられたが、とかく清盛と合はない。治承三年關白の職を停め、太宰の權帥に左遷せられ、ついで備前の湯迫<sup>ゆまき</sup>に配流せられた。治承四年には宥されて召還せられたが、その年の八月には賴朝が兵を伊豆に擧げ、ついで義仲も兵を北國に起した。翌養和元年には清盛が薨じ、壽永二年には平氏の一門が安徳天皇を奉じて西奔したが、基房は清盛との行きが、り上、それに供奉する必要なく、どうやら得意時代にめぐり合せたかに見えた。しかし、都に留まつて義仲の入洛を迎へた基房は決して幸福でなかつた。義仲は北國の驕兵を驅つて入洛すると、先づ婚を基房に求め、奪ふやうにその姫を松殿家から拉し去るのであつた。鎌倉方が宇治を渡し、物すごい矢叫びの聲が洛外に迫り、二人の郎等が自殺して退去を促諫するまで、義仲がいちやくと別れを惜しんで居たのもこの女人であつた。

かやうな次第で、松殿家といふのは、基房が後堀河天皇の寛喜二年八十七歳にして薨じた後、幾もなく絶え、世にいふ五攝家の中に數へられて居ぬ。五攝家の一である鷹司家は近衛家から分れた。近衛家は初代「基實から二代「基通、三代「家實と續いた後、家實の長子「兼經が家を嗣ぎ、次子「兼平がでて、鷹司家を立てた。兼平は後堀河天皇の安貞二年を以て生れ、伏見天皇の永仁二年六十七歳で薨

じた。兼平は一代の中に幾度も攝政に任じ、太政大臣に補し、關白を拜した人だ。鷹司家はこの兼平から二十六代で現在の信輔に及んでゐる。

九條家の祖「兼實は藤原忠通の第三子で、松殿基通の弟である。長兄「基實、次兄「基房と同じく平氏の極盛期から源氏の興隆期にかけて朝廷の要職にあり、賴朝と義仲、賴朝と義經との訌争に絡んで随分困難な地位に置かれたものだ。平氏西奔の後、後白河法皇は關白「基通を愛して賴朝の推舉する兼實を憚ばなかつたが、兼實は一代の古典學者で、國家の大典となると、兼實に諮詢せざるを得なかつた。又義仲が基房を恃み、これと強引に婚を通じたのに對し、兼實は賴朝の信頼を得、その爲に却て困難な地位に置かれ、苦しい一生を送つてゐる。その克念に記録された日記「玉海<sup>たまみ</sup>は、源・平・兩政權の目まぐるしい隆替期に關して知るべき究竟の資料だ。土御門天皇の承元元年六十歳で薨去してゐる。兼實から二十九代目が現在の九條道實である。

五攝家の一に數へらるゝ二條家及び一條家は、九條家三代の祖「道家の子「良實と實經とに始まつてゐる。道家に四男一女があり、長を教實、次を良實、第三子を実經といつた。教實は九條家を嗣ぎ、良實が出でて二條家を立て、實經が一條家を立てた。近衛家・九條家・鷹司家・二條家・一條家・世にこれを五攝家と稱へ、その輝かしい歴史が連綿として今日に及んでゐる。(『封建編』第三七二―三七五ページ攝政及び關白職に關する記事参照)

## 第二章 日本民族の法治的能力

## 第一節 再び北方狩獵民族の寄合・評定・について

鎌倉時代は、日本民族の天然に授つた法治的能力が、初めて完全に發揮された點に於いて、史を讀むものの、最も注意を要する時代だ。

著者は本史の初編(建國編)で、日本民族の根本となつたツングウス族の或るものが、北種に共通の文化として、すでに立派な寄合・評定・の精神と、それに基く制度とを持つて居たことを述べた。(同書一四七一―一六一ページ参照)さうしてその制度のわが古文獻若しくは傳説の上形をとどめて居る一・二・の例證として、八百萬の神達が、高天原の或る地點をトして神集ひに集ひ、神議りに議られた事實や、出雲系統の先住民族にかゝるかんづきの傳説を擧げて讀者の承認を求めて置いた。

だが、さうした美しい寄合・評定・の精神と、それに基く制度とが、なぜ北種に著しい習俗として發達したかといふ著者の説明は、可なり大膽なものであり、従つて獨斷の批難も多かつたことと思ふ。なぜかといへば著者はその考察を發表する上に於いて、これまでの古代社會研究家の如何なる文獻に

も拘束されなかつたからだ。

すでにこの歴史も三卷を重ねて居る上は、今こゝで、讀者にその説明を想起して戴きたいといふことは、或は少し無理かも知れぬ。従つてその大略を今一度、こゝに繰返させて戴くことも徒に讀者を煩はすわざではあるまい。

人類太初の社會生活が、血族的の『群』から出發した時、或る學者はどんな群でも、それが必然的に生活資料を共有し、寄合・評定・の制度を持つて居たと主張し、他の或る學者は必ずしもさうでなかつたと主張した。しかし、そのいづれにしても、これらの原始的社會を考察した視角は血族制そのものの上にあつた。

しかるに、著者は少しくその視角を轉じて、焦點を北方温・寒・帶地域及び極帶地域に布置されたすべての民種・民族・が、太初に必ず經由して來たといはれて居る狩獵生活そのものの上に置いた。すなはち、狩獵生活そのものの上から、古代社會の制度と習慣とを考察した。(こゝに狩獵といふのは漁撈をも含めた廣汎な意義であることはいふまでもない)その視角の轉換から、寄合・評定・の精神とそれに基く制度とが、北種に著しい文化であるといふ著者の見解が生れたのだ。

すなはち、著者の見解を約めていふとかうだ。

狩獵のいとなみは、それが陸上に於いてされる場合と、水上に於いてされる場合とを問はず、必ず

全部落の協心戮力に俟たなければならぬ。全部落の共同一致が破れたが最後、狩獵のいとなみは全く徒勞に歸するのだ。更に狩獵の結果、すなはち獲物について考へるに、追立て或は狩立てるものと、射落し、或は擲捕るものとの功をいづれに歸すべきか。狩獵の獲物ほどその分配の基準の決定し難いものはない。結局獲物は全部落の共有として、その分配を公平にしなければならぬことになる。人類が太初に經由して來た共有的な、合議的な、血族社會制度は、かやうにして、狩獵生活そのもの持つ特質からも、大に練磨され、砥礪されて來て居る。

すなはち、太初、狩獵を以てその主なるいとなみとして來た種族と、そのしからざるものとの間には、後の生活様式に著しい距りが生ずるわけだ。もちろん、南・北・いづれの人種にしても、狩獵をその太初のいとなみとせぬものは全くないといつてよい筈だ。しかし、暖・熱・地帯には果物や穀芻の次から次へと成熟するものが絶えず、従つて暖・熱・地帯に頑張ることの出來た人類は、狩獵のいとなみにその全智全能を傾倒するの必要を感じなかつたに相違ない。

しかし、この關係は北方に進んで、温帯から寒帯に入るにつれて全くちがつて來なければならぬ筈だ。果物や、穀芻は一年を通じて或る短い期間の外は手に入らず、狩獵にしても、漁撈にしても、大に智能を必要とすることになつて來る。そこで、南方の暖・熱・地帯では、如何に強敵の侵害を避け、群を威壓して山川河海の利を獨占するかといふことが問題であるのに對し、北方の温・寒・地帯では、

如何に全部落を結束し、隣接部落と協調して、狩獵のいとなみを効果的にするかといふことが問題になつて來る。

東亞と西歐と、舊世界と新世界とを問はず、暖・熱・地帯には、とかく專制武斷の獨裁政治が發達し、温・寒・地帯には、寄合・評定・の合議政治が發達する。暖・熱・地帯の原始社會にも寄合があり、評定があることはもちろんだ。しかし、その寄合・評定の本質は、決してシベリア・ツングウスの持つて居たムニヤク、蒙古族の持つて居たクリユリタイ、契丹族(蒙古化したツングウス)の持つて居た選王制度のやうなものではない。高天原人の持つて居た八百萬の神の神集ひのやうなものではない。

## 第二節 法治主義と合議制度との關係

日本民族は、北種の血統と文化とを核心とし、それに南種の血統と文化とを皮殼として成立つた世界稀に見るすぐれた民族の一つである。「仁」はこの民族の根幹を成して居るツラン系の或る民族がこれを寄與し、「智」はツラン民族とは、全くその人種的系統を異にする崑崙系の漢族及び羅々族がこれを寄與し、「勇」は戦闘と舞踊とで、世界のいづれの民族よりも剛直で、廉潔で、且つ快活なインドネシアがこれを寄與して居る。

『智』とはやがて科學の精神である。辨物の精神である。生活資源開發の精神である。産業方法改善



の精神である。寄合・評定・の精神である。高天原人は治者として民族淘汰の上に最も必要なこれらの徳の具有者であつた。

『仁』とは人と人との相恕する道である。交委協調の精神である。寛假推讓の徳である。漢族と羅々族とはわれ／＼にこの血統と文化とを寄與して居る。

『勇』とは己の分をつくす精神である。剛毅・廉潔・簡素・純朴・その主に仕へて謹嚴忠直、義務の前に死をみる歸するが如き壯烈の精神は、武士階級の主要構成分子として歴史の上に著しい隼人族、すなはちインドネシアの寄與にかゝるものである。

鎌倉幕府は武門武士の政府であつた。武士階級の主要構成分子が隼人族であつたことは、本史が『建國編』以來、最も力を入れて説明して來たところだ。しかし、武士階級の管理者は貴族であつた、源・平・兩氏の如き、貴族としては、その身分の最もひくい地下人ちげびとであつたが、ともかくも貴族の末流であつた。

しかも武士階級の總支配者であつた源頼朝は、幕府の法制を立つるにあたり、京都から、大江廣元の如き、中原親能の如き、三善康信の如き、堂上人を聘してこれに實際の政務を任せて居る。そればかりではない、京都の朝廷には、頼朝の腹心ともいふべき右大臣藤原兼實が居て萬事の畫策をした。鎌倉幕府の政權は、實際はやはり、堂上人すなはち貴族がこれを執つて居たのだ。高天原人がこれに

當つて居たのだ。

あのすばらしい法治主義・合議制度・は、やはり高天原人の精神の顯現であるのだ。日本の議會政治も、その淵源するところは頗る悠遠且つ深遠なものがあるのだ。

すなはち、本編の劈頭に於いては、一般に北條氏の執權政治として知られて居る寄合・評定・の大名公僕政治が、エウロッパに於ける北種の代表的國家であるイギリスに於いても、時を同じうして枝を張り、葉をひろげ、立派な花を咲かせて居る事實を擧げ、一方に日本の中世紀文化がエウロッパの北種と一步の距りもなく、完全にその歩度を同じくして進んで居たことを明かにして、日本文化を、エウロッパ文化と到底比較にならぬ劣等なものとして成心つけられて居る、西歐心醉家の日本歴史に對する再認識を促すと同時に、他の一方に、明治天皇畢生の御苦心になつた議會政治を、維新後二・三・の重臣どもが愾つてエウロッパから擔込んだ、翻譯物か何かのやうに心得て居る、不埒極まる一部の頑迷な反動主義者の猛省を促すこととしよう。

### 第三節 『大日本史』の基礎理念となつた朱子學の功罪

鎌倉幕府の法治主義は、源頼朝の偉大な器材と、その信賞必罰の嚴肅な態度とにその源を發して居る。

歴史を讀んで見ると、頼朝の感化力の偉大さには、今更のやうに驚かれる。北條氏九代は、もちろんのこと、尊氏でも、秀吉でも、家康でも、天下取りといはれた人は、何ほどか頼朝の政治に學び、頼朝の世の中に處する道を手本として居る。

例へば武家の代々の法制にしても、右大將以來のお仕置しきといふものが、徳川氏の初世まで、いつでも引合に出されて居る。小學校(國民學校)で歴史を教へられた時には、源氏は源氏で滅び、北條氏は北條氏で終り、足利氏は足利氏で倒れ、その代がはりの間には、法制的には何の聯絡もなかつたものやうに考へて居た。誰しもさう考へたであらう。

ところが、武家時代で變つたものは北條氏とか、足利氏とか、豊臣氏とか、又、徳川氏とかいふ最高支配者の家名と、その職名とだけで、天下を治めてゆく法制は、頼朝の初めにきめたことが、いつまでも物をいつた。もちろん、代がはりの度に補修改正は加へられた。しかし、根本は右大將以來のお仕置で天下がうまく治まつた。諸大名も右大將以來のお仕置といへば、しんとしていふことをきいたものらしい。

それほどの右大將が、物の本ではめぢやめぢやになつてゐる。頼朝は嫉妬深い、猜疑心の強い、偏狭な大將だといふことに、ちゃんと相場がきまつて居る。これは頼朝が兄弟や、子達をみな仕置してしまつて、その嗣が斷絶してしまつた。尤もみな自分で直接手にかけたわけではない。北條氏の手にかけるのを、政子も、宿將連も、黙つて見て居たのは、事情の止むを得ざるものがあつたからであらう。これが右大將のお仕置であると、情に於いては忍びざるものがあつても、理に於いては正にしかるべきだとして黙つて見て居た。

承久兵亂の時に、殆ど自ら乗出して諸將に號令し、右大將の仕置の根本精神を宣揚した政子が、頼家や、實朝の殺されるのを指をくはへて見て居たとは、どうしても考へられぬ。頼朝恩顧の宿將連があつた事件では少しも動いた形跡がない。よくよくの事情があつたものに相違ない。頼朝の位置からいへば、止むを得ずと認められたものに相違ない。

頼家と實朝とは政子の腹を痛めた子だ。そのかああいいさは人に教へられずとも、政子が誰よりもよく承知して居た筈だ。それがじつとして、わが子の二人まで殺されるのを傍觀して居た。實朝は公暁の暗殺といふことになつて居るが、實際は誰かが公暁の手をかりて殺させたもので、その事情は幕府の首脳部には早くからよく分つて居たやうだ。

頼朝死後のことは問題外としよう。義經・範頼の殺されたのは、頼朝の生きて居る中のことだ。義經にはとかく人氣がある。鶴越の逆落し・壇の浦の八艘飛び・感じ易い少年の心を躍らすには十分だ。それが千辛萬苦して平家を西海に滅ぼしてしまふと、待つて居ましたとばかり兄の追討をうけねばならぬ身となつた。範頼としてもその通りだ。これはいかにも残酷な話だ。頼朝の猜疑とか、嫉妬

とかいふものとして片づけてしまふには、その成行があまりに悲惨だ。そこで水戸の歴史家達は頼朝を嫉妬心の強い、猜疑心の強い、偏狭な大将として格付けてしまった。それが頼朝論の手本となつて、今日ではもうその説は動かぬ。國民學校の歴史の本にだつてさう書いてある。

一體、水戸の『大日本史』といふものは、當年その極盛期にあつた徳川幕府の權力に對して批評を加へ、心あるものの胸臆に、尊王賤霸そんわうせんぱの情火を煽揚した點からいふと、實に素晴らしい働きをしたものである。すなはち、現行權力の根柢に批評を加へ、人心に大義名分の何たるかを教へた功績の偉大さを認める點に於いて、著者は決して人後に墜ちるものでない。しかし、過去の史的事實を批判する場合に、その時代に行はれた社會組織と道德觀念とを無視して、宋儒の倫理學說一點張り、時と所とに關係なく、事の是非善惡を決定しようとした史的的手法には賛成しかねる。西洋直譯の思想が日本にあてはまらぬやうに、支那直譯の思想も日本にはあてはまらぬ。

そも／＼孔子の思想——この著者の名づけて原始儒學といふものに立戻つて吟味するに、人間の行動の是非善惡を、時と所とに關係なく決定するといふやうなことは、支那本來の精神ではない。少くとも孔子以前の支那哲學ではない。

インドから佛教が渡つて來て、それが支那本來の哲學思想と融合し、そこに程・朱・の倫理學說がうまれた。程・朱・は宇宙に『太極』といふものの存在を認めた。『太極』はすなはち、時と所とを超越して

永劫に人生を支配する絶對の存在だ。人間の行動はこの太極の法則に合した時に善となり、反した時に惡となる。つまり人生に於ける是非善惡は、時と所とによつて決するのでなく、太初からきまつて居る。だから程・朱・の立てた倫理の法則は、直に人種を異にし、文化を異にする日本にもあてはまる。それは徳川時代の日本にあてはまるばかりでない。全く經濟の事情を異にし、社會の制度を別にする古代——骨こほね姓制度時代の人間の行動にもあてはまる。だから後世、宋儒の倫理學說を基礎理念とする歴史家はその筆法で、大膽に上代婦人の貞操を論じ、鎌倉武士の行動を批判した。この誤つた史的手法が、現に日本民族のほんとの美點、ほんとの長所を闡明し、古英雄のほんとの精神、ほんとの働きを検討するわれ／＼の仕事の上に、どんなに大きい妨げとなつて居るかは、まことに知る人ぞ知るだ。

しかも、一部頑迷の徒は、佛教と儒學との融合によつて生じた程・朱・の倫理學說を、純粹の日本主義哲學と誤認して居るのだ。かれらはほんとの日本思想を知らない。未だ曾て簡素な、純朴な、神ながらの道の本質に觸れたことがない。半ば宗教化した宋儒の倫理學說を直譯して、それを日本主義哲學と妄信して居るのだ。

讀者はこの歴史によつて、源頼朝の信賞必罰的統制理念と、それに基調して起つた北條氏の大名公僕政治とを検討して、日本民族の偉大な法治的能力を學ぶ前に、先づ宋學流の傳統的倫理觀念から解放されなければならない。

## 第四節 源頼朝の法治主義

頼朝は、一面、頗る人情にあつく、その一たびうけた恩誼は一生忘れなかつた。又、常に神佛を尊崇し、質素儉約をむねとし、己に奉すること頗る薄く、部下の爲には、財貨珍寶、どんなものでも顔ちとらせて、苟も愛惜するの色がなかつた。(『封建編』第四七八ページ参照)

しかし、頼朝のさうした半面は、やがて私情の爲に法をまげず、愛情によつて事を決しない、嚴肅な、公正な、規矩準繩そのもののやうな大統制者の眞骨頂を反映するものであつた。

頼朝は信賞必罰を以てその部下を率ゐるの大本とした。かれは苟もその罪のあるものに對しては、親疎の別を問はず、嚴正にこれを處分した。その點でかれの仕事は始と嚴峻苛酷といふ程度にまで及んだ。かれは決して私情によつて法を左右しなかつた。

治承四年八月、かれは石橋山の戦に敗れて、命からしく眞鶴崎から船で安房の獵ヶ島に通れた。こゝでかれは衣笠を落ち延びて來た義明の子三浦義澄に會し、ほつと一息ついた。九月、上總之介平廣常を頼まうといふので安房を發し、義澄に護衛せられて下總の國府こほりに著いた。すでに途々兵を招き、威を示してやつて來たので、國府に著いた時には精兵三萬といふ勢であつた。そこへ三浦常胤が三百人を率ゐてやつて來たので、頼朝の勢はますます加はつた。しかるに早く參加すべき善の廣常がまだ見

えない。進んで隅田川に達した時、廣常は一萬六千といふ大兵を率ゐて頼朝の麾下に馳せ參じた。

普通の人情からいふと、頼朝は大に喜んで廣常に世辭の一口位はあつて然るべきであるのに、さもなく、以ての外の氣色であつた。土肥實平を以て嚴しくその遅參を責めさせた上、『沙汰のある間、後陣に控へよ』といひ渡した。

なか／＼高飛車たかひしやな態度だ。當時頼朝の身分としては、一萬六千の兵を率ゐて出迎へた廣常に、『後陣に控へて沙汰を待て』といふやうなことがいはれたわけのものでない。しかもそれを敢ていふ、やがて天下を取る大將の氣品といは、いへ、よくもそんな音が出たものと思ふ。殊に頼朝の過去は氣兼氣苦勞の多い流人の生活である。常に人の下から／＼と出て居た人がぼんと高飛車に廣常をきめつける。しかも廣常は自分の爲に兵を率ゐて出迎へて呉れた人である。ちよつと常識では判斷の出來ぬ態度だ。しかしこの高飛車の態度の中に、他日かれをして、立派な法治主義の強力政府を建設させた天稟ひんの資質が窺はれる。頼朝の特色はむしろこの没人情的といつてもよいほどの信賞必罰主義にあつたものらしい。

治承四年十一月二十六日に、山内の瀧口三郎經俊といふものが斬罪に處せられた。經俊の父利通は義朝の家の子であつて、平治の役には三條河原さんかに殿して天晴なる最後を遂げて居る。又、その母なる人は、義朝の盛時、頼朝の乳母として仕へたものである。しかるに經俊は石橋山の戦に大庭の軍に屬

して頼朝に弓を引いた。

そこで經俊の老母が、『昔の情義を思召して特に御赦免を』と願ひ出た。老母の心中を察しては流石の頼朝も心私に動かぬでもなかつたが、私情によつて法を枉げぬのが、かれの部下に對する大本であつた。かれは土肥實平を呼んで、曾て預けた鎧を出して老母の前に置かせた。鎧は頼朝が石橋山敗戦の記念である。さうしてその上に殘された恐ろしい矢痕こそは、正に三郎經俊の弓勢の名残であつた。母も流石に名ある武士の妻、これはと恐れ入つて御前を引下つた。經俊は法の如く首を斬られた。

かくいふと或人は曾我兄弟の例を引いて、頼朝も由井ヶ濱では畠山重忠の言を容れて兄弟の死を赦したではないか、又、富士の裾野では五郎時致の志を壯として、厚くその菩提を弔つたではないかといふかも知れない。さうだ。頼朝の人間味がむしろそこによく現はれて居るのだ。頼朝は賞罰の正しい大將ではあつたけれども、決して無情冷酷な大將ではなかつた。かれが曾我兄弟の志を憫んだのは、それが武人の頭梁として、かれの威嚴を害ふの途ではなくして、寧ろその徳を高むるの途であつたらである。

そのかはり、かれは日本全國の總追捕使・武家の總大將として、鎌倉幕府のよつて立つ憲法を擁護せんが爲には、どんな高價な犠牲でも拂つた。かれはその爲には決して、親疎の別を立てなかつた。

### 第五節 涙なしには讀まれぬ鎌倉の統制史

世に天下取りの心事ほど悲惨なものはない。

人が人を統治する法治の世界に、私情は固き禁物でなければならぬ。自分の覇業に與つて殊勳のあつた弟・義經を殺した頼朝、範頼を殺した頼朝、人は直にこの事實を以て頼朝の無情冷酷をいふ。偏狹にして人の功を嫉む大將と評する。しかしながら、頼朝は決して殘忍冷酷ではなかつた。偏狹で嫉妬深い人ではなかつた。かれがその骨肉に對して殆ど殘忍ともいはれる程に薄かつたのは、法治といふ祭壇に捧げた悲しい犠牲の一つであつた。東は奥州の厩から西は鬼界ヶ島の涯に到るまで、傲岸不屈の豪族どもを討ち平げて、ともかくにも日本の國が唯一人の征夷大將軍によつて支配されつゝあるを知らせたものは頼朝である。義經の血も、範頼の血も、義仲の血もみな武家の統一といふ大事業の前に支拂はれた高い尊い犠牲である。日本最初の封建制度はこの悲惨な血によつて建設せられた。武門武士の國民的自覺といふ日本文明史上の大事業は、この悲惨な血によつて洗禮されたのだ。

讀者は頼朝を罵つて偏狹にして嫉妬深い大將といふ前に、殘忍にして冷酷な統治者といふ前に、先づ法治といふことの、如何に困難であるかを考へなければならぬ。

頼朝は何が故に弟・義經を殺さなければならなかつたか。また義經は何が故に兄・頼朝に殺されなけ

ればならなかつたか。先づ義經の殺された理由として、一般史家の説くところから吟味してかかるとしよう。義經が殺された理由として世俗の擧げるところは大かた次の三箇條に盡きる。

- 一、兄・頼朝の承認を経ずして後白河法皇の敍任を受けたこと。
- 二、平時忠の女と婚した<sup>ヒヤク</sup>こと。

三、文治元年、後白河法皇に迫つて兄・頼朝追討の宣旨を請けたこと。

右三箇條の中、第三は殆ど理由とならぬ。義經が法皇に迫つて頼朝追討の宣旨を請けたのはかれが土佐坊昌俊を討つた後のことで、いはゞ兄に對する正當防衛とも見るべきである。理由ぢやなくなつて寧ろその結果といふべきである。第二、平時忠の女を納れたことも無論、頼朝の怒を買つた一つの原因には相違なかつたであらう。義經には頼朝の媒介によつて貰ひうけた河越重頼の女がある。兄には一言の相談もなく平氏方の女と結婚したのは決して穏やかな仕打ではなかつた。しかしながら當時の男女關係を律して居た道徳觀念から考へて、これが最も重なる原因であつたとは何としても思はれない。その他、梶原景時云々、壇ノ浦事件云々と、世俗にはさまざまな説が行はれて居るが、いづれも一片の臆測である。

著者は義經の殺された最も主なる原因を第一の事實にあつたと認める。義經が兄・頼朝の承認を経ずして法皇の敍任をうけたといふのは、いつのことであつたか、最初が元暦元年の八月である。義經

が一ノ谷の要害を陥れて京都に凱旋すると、法皇は大にその功を賞して義經を左衛門少尉に任じ、檢非違使に補した(『封建編』第四六一ページ参照)

法皇が義經に敍任をされるのは固より大權の發動である。臣子たる頼朝の一言と雖、口を出す可きことでない。けれども義經は頼朝の部下である。頼朝に一言のことはりなく、又その承認を経ずして敍任を受けるのは、臣子としての順序を誤つたものである。換言すれば鎌倉幕府の憲法を蹂躪したものである。假に頼朝はこれを忍んだとしても、かれの帷幄にあつて常にその覇業の大本を樹てんとしつゝ、あつた土肥實平なり、大江廣元なりが、どうしてこれを黙認しよう。頼朝はこの時から深く義經を悪<sup>にく</sup>んだ。

しかるに勝ち誇つた義經にはこの順序といふことを考へる遣<sup>いとよ</sup>がなかつた。次いで従五位下に敍せられ、院の昇殿を聽<sup>のり</sup>された。

義經は事實に於いて頼朝の覇業の敵となつた。たとひ猜疑の人でなかつたとしても、たとひ偏狹な人でなかつたとしても、鎌倉幕府の成立からいつて、どうしてこれを黙認することが出来よう。義經の殺されなければならぬ理由はこれだけで十分であつた。

間もなくこの理由を證明する由々しき大事が現はれて來た。それは義經の敍任とともに部下の將士が、續々、衛府の諸司を拜するに至つたことである。凡そ源氏方の將士、上は範頼・義經・より、下は

一陣笠の徒に至るまで、一人として頼朝の部下ならぬものはない。しかるにそれが頼朝を出しぬいて、衛府の諸司を拜するといふに至つては、これ由々しき大事である。頼朝は義経を殺すか、覇業を棄てるか、二者その一を選ばなければならなかつた。去んぬる治承四年の秋、初めて義経と駿河の黄瀬川に對面した時、『今こゝで計らずもそなたと相見えて、なき父上にお目通した心地がする』というて互に手を取りかはして泣いた。その當時のことから、壽永・元暦・文治の間、數度の大合戦に身命を鴻毛の輕きに委して鎌倉の覇業を援けたことに想ひ到つては、如何に事業の爲とはいへ、現在弟の義経を殺すことは、頼朝にとつて熱湯を飲むより苦しいことであつたに相違ない。しかもかれの事業は、ちやうど九分のところまで成功した時であつた。かれは源氏の大將軍として、その九分の事業が如何に多くの人命を賭し、如何に大なる部下の努力によつて建設せられたものであるかといふことも考へて見なければならぬ。著者は兄頼朝の事業に對する義経の認識不足は考へることが出来ても、偏に頼朝の没人情を思ふことは出来ない。重ねていふ、世に人を以て人を制する法治の精神ほどむづかしいものはない。

### 第六節 信賞必罰、源氏の嗣遂に全く絶ゆ

範頼は初め深く頼朝の氣に入つて居た。それは、その人となりの渾厚さといひ、思慮の周密さといひ、とても義経の霸氣満々たるとはくらべものにならなかつた。範頼は初めからよく頼朝の氣を兼ね鎌倉幕府といふもの、本質を辨へて行動した。壽永二年義仲征伐の時から、一ノ谷攻略、西海平定に至るまで、陣中にあつて、凡そ重要な問題は悉く鎌倉に諮稟して後これを行つた。これを義経が血氣に任せて鎌倉の軍目附である梶原景時を侮り、專斷を事としたのと同じにして語るべきでない。されば頼朝は深く範頼を親愛して、一ノ谷から凱旋した時でも、自ら朝廷に奏請して従五位下に敘し、三河守に任じた程である。

土佐坊昌俊が義経の手に捕へられて殺されたといふ牒報が鎌倉に達した時、頼朝は直に義経征討の軍を範頼に命じた。ところが範頼は餘りのことに忍びないといふので、誰にもあれ、然るべき人にと穩かにその任を辭した。ところがこれがひどく頼朝の氣に入らなかつた。もちろん、範頼はその爲に直ぐ殺されたわけではない。その後にも頼朝との間に氣まついことが幾つも矢繼早に起つて居る。しかしこれは要するに義経征討辭退の一件から、すること、なすこと、盡く頼朝の感觸をそこねるやうになつた結果だ。

さうして建久四年八月には、僅かの近侍とともに修善寺の館に狩衣を脱ぐ違もなく、鎌倉の討手を引きうけて、無慙の最後を遂げた。

義経にはどうしても死なねばならぬわけがあつた。範頼にもかうした、苦しいいきさつがあつた。

人は偏に頼朝の不徳をいふけれども、頼朝はさまでに偏狹な、嫉妬深い大将ではなかつた。義経の血も範頼の血も、封建制度の建設・日本の統一といふ大事業の爲に支拂はれた、高い尊い犠牲であつた。骨肉を殺戮するといふことは、保元の亂以來、殆ど武家のならはしとなつて來て居た。唯、頼朝は最も多くその骨肉を屠り、最も多くその部下を誅戮した。けれどもそれだけに頼朝の事業は偉且つ大であつた。

### 第七節 頼朝の苦衷を最もよく知つて居た北條氏

壽永・元暦の戰に兄・頼朝を助けて功のあつた義経・範頼は謀叛の嫌疑を受けて頼朝に殺され、頼朝の長子・頼家は、母・政子の旨に逆つてこれも伊豆の修善寺に非業の最期を遂げ、二子・實朝は北條氏に忌まれて鎌倉に公暁の手に斬られたので、頼朝の血統はこゝに絶え、政子と義時とは、攝政・藤原道家の第三子・頼經を京都から迎へて、將軍に擁立した。

初め鎌倉に頼朝の嗣が絶えた時、北條氏はその陪臣の分際として、將軍の職を襲ぐべきものでないことをよく心得て居た。頼朝の死後、政治の實權はすでに完全に北條氏の手へ歸して居た。北條氏は陪臣とはいひながら、古代日本の社會組織に溯り、血統の秩序を正して行く日になれば、平清盛が太政大臣にのぼり、源頼朝が征夷大將軍に任ぜられたことがすでに破格である。(『封建編』第四〇—四〇

四ページ参照)北條氏にして、若し強ちに征夷大將軍の職を襲ぐとしたならば、必ずしもその途がないではなかつた。身分の賣買といふことは、必ずしも、徳川時代に入つてからの發明ではなかつたやうだ。しかし、北條氏は強ちに征夷大將軍の職を襲ぐことを欲しなかつた。それは北條氏が名實併せ得て、諸大名に臨むことの危険をよく心得て居たことの聰明に歸するよりも、むしろ頼朝の政治の本質をよく心得て居た叡智の働きに歸すべきであらう。

源氏の嫡流・頼朝を以てしてさへ、諸大名を心服させゆくには、天下の公僕を以て自ら任じ、その政治が斷じて一身一家の繁榮をはかる爲に行はれるものでないことを事實の上を示すことが必要であつた。北條氏が陪臣の卑しきを以てして、諸大名を心服させることが出来ると、出来ぬとは一にその政治の精神にあるのだ。關白・太政大臣に任ずるとか、征夷大將軍に補するとかいふことが、天下諸大名の心を收攬してゆく上に、大きい問題であつた時代は、すでに遠く過ぎ去つてしまつて居るといふことを北條氏はよく心得て居た。

初め北條氏は京都から皇子を迎へて、將軍に立てようとした。これも日本人らしい、實によい考へ方である。承久元年二月、義時は政子の旨を傳へて諸將を召集し、その連署を以て京都の朝廷に奏請し、しかるべき皇子を迎へて將軍に立てようとした。この案は後鳥羽上皇の允許を得ることが出来なかつた爲に止んだ。さうして攝政・藤原道家の第三子・頼經が將軍として迎へられることになつた。初



め源頼朝の妹が藤原能保に嫁し、その生むところの女が、太政大臣藤原公經に配して、更に又女を生んだ。この公經の女の攝政道家に嫁して生んだのが頼經であつた。この時、頼經年はじめて二歳、嘉祿二年、九歳にして更めて將軍に補した。

北條氏が天下の公僕を以て自ら任じた精神は、この將軍職の後繼者をしかるべき皇子に求めようとした一事に徴しても十分に察せられる。但し北條氏並に諸大名の最初の願望がかなつて、皇子の中から、將軍職をえらぶことが出来たと假定して、それが日本の爲に幸福であつたかどうかは、頗るむかしい問題である。世間に有りふれたことばを借りていふならば、神様でなければならぬことだ。

しかし、この最初の奏請で、北條氏も、それに連署した諸大名も、たしかに日本人であつたといふことが分る。

源頼朝が鎌倉幕府を創置したのは、すでに奈良京時代の末から、平安京時代の中期にかけ事實として成長しきつて居た世のさまの移りかはりに對し、日本人として最善の途をつくしたのだ。その結果はまことに悲しむべきことであつた。それが國體に悖り、列聖の御制おんけいにそむくことの成行であつたことはいふまでもない。しかしながらそれは頼朝個人の意圖でもなければ北條氏一族の計畫でもない。奈良京時代の末から、平安京時代の中期にかけて成長した挽回することの出来ぬ世の移りかはりであつたのだ。その移り換りに對して、頼朝は日本人として最善の途を開いた。世のさまの移り換り如何

に拘らず、上御一人の御身分に對して、萬世不易の御保障を立てた。これは日本人獨特の最もすぐれた取捌き方といふものだ。

頼朝の嗣が絶えた時、北條氏は諸大名と連署して京都の朝廷に奏請し、皇子御一方を申しうけて將軍に立てようとした。北條氏は最もよく頼朝の心を知つて居たものといつてよい。その苦心の程は後に重大な過失を重ねて居るにしても、お互日本人として、認めてやらねばならぬことだ。

## 第八節 北條氏の大名公僕政治と時を同じうして起つた

### イギリスの封建議會

前述のやうな次第で、政子と義時とは、攝政藤原道家の第三子頼經を京都から迎へて將軍に擁立した。しかも頼朝の室政子が世に在る間は政務悉くその裁可に出で、義時・泰時は慎みて專斷を避け、諸大名の心を収めたので、天下の聲望は自ら北條氏に歸し、源氏の正統にあらずして政權を執ること、九代百十餘年の久しきにわたつた。

北條氏がかく久しきに互つて天下の政權を執ることを得たのは、それが全く質素と勤勉とを以て自ら持し、常に諸大名の公僕として、裁判を公平にし、事務を簡捷にし、かれらの世襲の財産を保護することを旨としたからであつた。北條氏の政治はこれを一言にしていへば、大名公僕政治であつた。

されば、一たび高時の如き痴呆の子が現はれて、大名の公僕としてのつ、まじやかな精神を忘却し、その権力を濫用するに及んでは、源氏の正統と稱するものが所在に競起つて鎌倉幕府を顛覆させた。義時と政子とが謀つて京都から迎へた將軍頼朝は、寛元二年に辭職して、その子の頼嗣が將軍となつたけれども、執權北條時頼は建長四年これを廢して、京都から後深草天皇の御兄宗尊親王を迎へ奉つた。親王を將軍に擁立するといふ北條氏宿昔の願望が、この時に至つて始めて實現された。けれども將軍は唯軍職に備はるのみであつて、一切の政權は北條氏の手に在り、執權は自由に將軍を廢黜することが出来た。貞時の如き、正應二年九月、將軍惟康親王を廢して京都に送る時、これを綱代輿に載せ參らせたといふことだ。

源頼朝の政治の本質が著しく諸大名の合議制度に近いものであつたといふことは、以上の記述を讀んだ人の齊しく首肯するところであらう。頼朝の法治主義は、北條氏の聰明と胆勉とによつて完全に繼承された。北條氏の大名公僕政治は鎌倉の政治を一層法治的に、合議的に徹底させたものだ。歐洲に於いては、イギリスにちやうどこの頃から、諸大名の代議政治、すなはち封建議會の基が開かれた。ジョン王が諸侯に迫られて、大憲章に調印したのが、順徳天皇の建保三年、實朝の殺される五年前であつた。イギリスに大憲章のことがあつて、七年目に日本に承久の兵亂があつた。戦後、泰時が明惠上人を訪ね、涙を流して辯疏した當時の事情と、その政治の根柢をなした思想とを考へて見ると、日

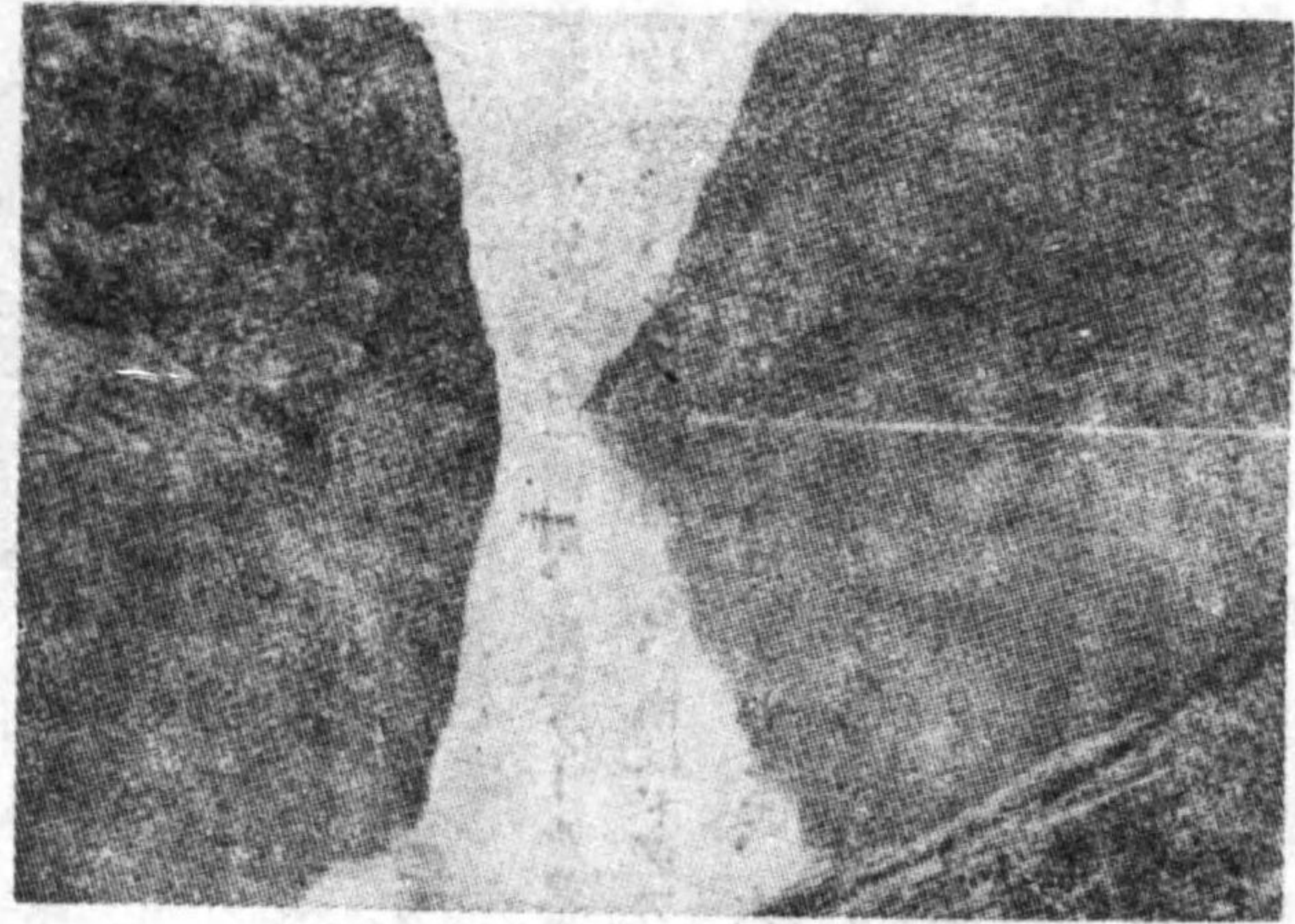
本民族は偶然にもアングロサクソン民族と東西相駢馳して世界史の上に文化の歩調を合せて居るのだ。こゝでイギリスに於ける議會政治の起原について一言させて貰ふことは、決して日本歴史に用のない道草ではあるまいと信ずる。

### 第九節 ノールウエイの峽江、スコツトランド及びア

#### イルランドのクリフ

西北エウロッパの一區劃、東はノールウエイの海岸から、西はスコツトランド・アイルランドの西部諸島に及び、北は北極圏から、南はドヴァ海峡にいたる海洋上で、豊葦原瑞穂國にもたぐふべき肥沃豊饒な土地を求むるならば、それこそ、大ブリテン島の南半・イングランドの外にはあるまい。

イングランドは實に西北エウロッパの洋上に於ける豊葦原瑞穂國であつた。スカンデナヴィア半島の西南、ノールウエイ國は、北海々岸から、スエーデン國との境界をなして居る脊梁山脈に向けて、自然高に累積されて居る幾つもの饅頭山から成つて居る。これら無數の饅頭山は、山といふよりもむしろ大岩石の累積だ、だからノールウエイといふ國は大觀して黯紫色の一枚岩から成つて居るといつてもよい。しかも、これら無數の饅頭山の溪谷には、今から大約二十萬年前と想像される大昔、氷河のすべつたあとが深くく入込んで、それがまた念入りに曲りくねつて居



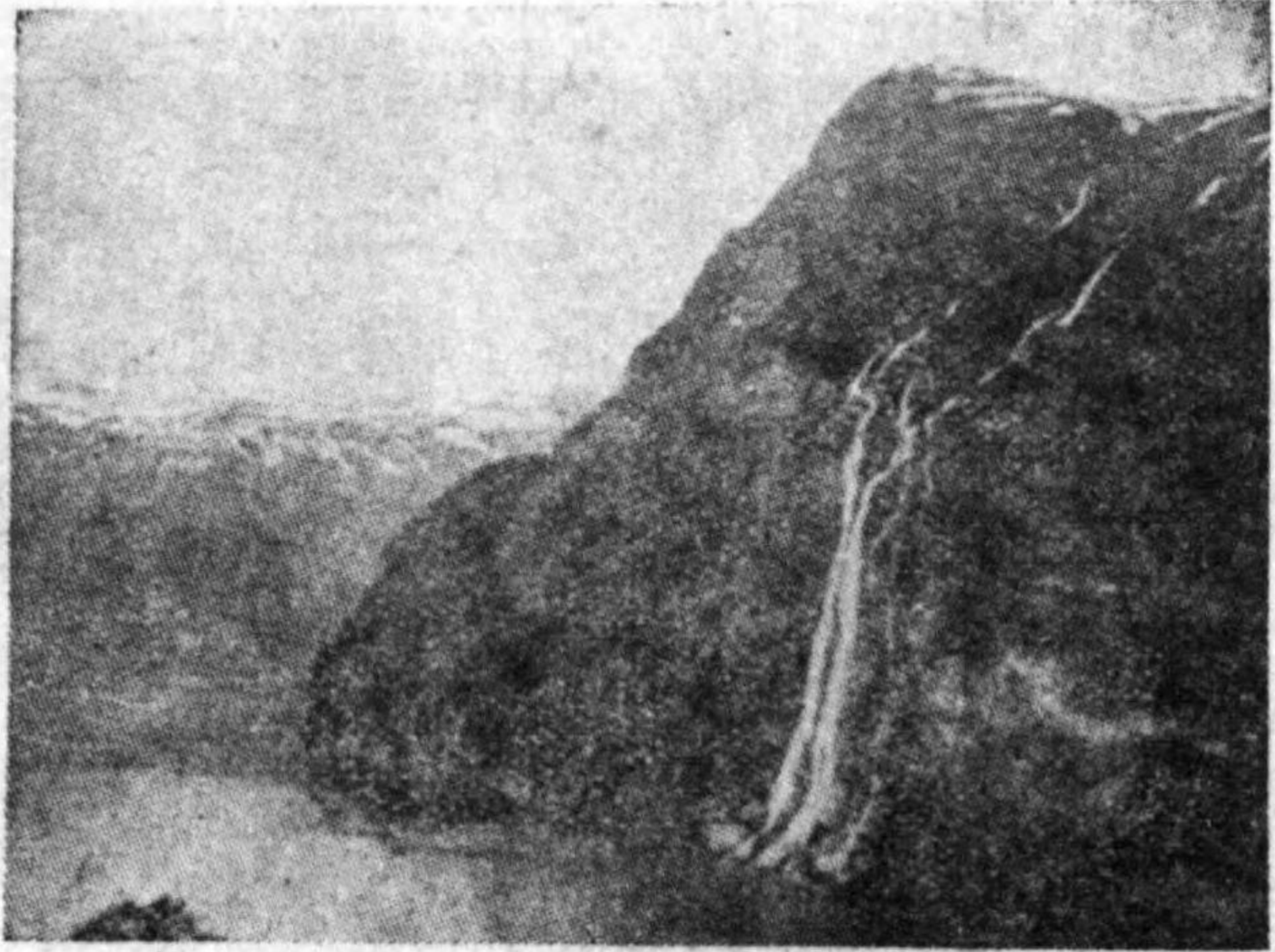
ノルウェーのヨイドル・最長を以て稱せられるソグネ  
。ヨイドルの支江・ネーラ・ヨイドルの風景



ノルウェーの支江・エイラズン・ヨイドルの風景——同上



ノルウェーのヨイドルで難航の長も最のネグソ。はのヨイドルは六十  
。三居てはいと上以トーイフ千四はさ深・半ルイマ四でること  
。六。景風のヨイドル・スルダール・エイラの支江の数を無のそ  
。はれこる分くよばれす見一を壁岸の



(上圖) ゲイランゲル峽江と七姉妹滝



(下圖) オツダ市に近いシエツガダルスフオツスの大瀑布

峽江の岸壁を形造つて居る斷崖の上には松も生えて居る、樺も茂つて居る、落葉松も並んで居る、……しかしその土地の農業に適せぬことは、兩岸の絶壁にかゝつて居る大小無数の雄大な飛瀑を見たゞけで直にそれと肯かれる。(本文第四二ページ参照)

ノールウエイで最も乏しいものは耕地面積である。今その土地の種別を見るに農耕地百分の三・五、森林地百分の二一・五、礫不毛の地百分の七五である。全国土の百分の七五を占める礫不毛の地はすなはち峽江の岸壁とそれに連る紫肌の饅頭山の累積である。農業としては紫肌の饅頭山の山ふところに残された猫額大の土地を利用するより外に途はない。それも大の男が汗水たらして當るほどの廣さはない。男は多く森林業、又は漁業に従事し、或は汽船の乗組員として外國に出稼ぎする。圖は猫額大の土地を丹念に耕作する勤勉なノールウエイの女達。



る。世界名所の一つになつて居るフィヨルド(峽江)といふのがそれだ。ノールウェイの山々に、神斧鬼鑿、巍峩たる男性的の雄大美がかけて居るのも、氷河が山嶺を蔽ふたまゝ、すべり出した結果であらう。つまり、山嶽美を形成する一切の道具建を大氷河の中に引包んで運び去られてしまつたのだ。峽江の最も大きいのはハルダンゲルと、ソグネとだが、小さいのは數限りもなくスエーデンとの脊梁山脈に向つて入込んで居る。

この峽江を遊覽汽船に乗つて奥へく入つて見たことのある人は、ノールウェイといふ國がどんなに碻確な、不毛な、農業と縁の遠い國であるかといふことが説明されずとも直に分る。紀元四世紀から五世紀にかけ、東南アジアの境からエウロッパの境に侵入した兇悍なフン族によつて、北へ北へと壓迫され、遂にこの碻確な一枚岩の上に追詰められた北人(ノルマン)は、農業で稼ぐことが出来ず、いきほひこの峽江によつて、生活を立てることになつた。峽江はヴァイキング(海の子—海賊)の發祥地である。その曲りくねつた海とも河ともつかぬ、暗渠の掩蓋をとり去つたやうな峽江は、海賊の根據地としてはまことに究竟の地形であつた。

しかし、ノールウェイとてアイルランドのドネガル州に屬するアラン島ほど土に乏しいわけではない。峽江の岸壁を形造つて居る斷崖の上には、松も生えて居る。樅も茂つて居る。落葉松も並んで居る。それらの木立の下には、やさしい高山植物も花咲いて居る。しかし、その土地の農業に適せぬこ

とは、兩岸の絶壁にかゝつて居る、大小無數の雄大な飛瀑を見たゞけで、直にそれとなつたづかれる。

それなら、かうした條件は、ノールウェイだけかといふに、決してさうではない。スコットランドの大部分も、アイルランドの西・北・部諸島も殆どノールウェイと同じことだ。たゞ北極圏の方に向つて居るイギリスの海岸には、ノールウェイのやうな峽江がない。そのかはり、西の方、大西洋から非常な威力をこめて、劫久から劫久に打寄せる激浪の爲に、削り成されたクリフと呼ぶ屏風のやうな紫色の岩壁が長い線となして、海洋の中に突出して居る。海岸の岩壁はイギリスに限らず、どこへ行つてもクリフと呼ばれるやうだが、スコットランドや、北部アイルランドの海岸に見られる紫色のクリフはまた別の感じがする。ノースクリフ卿(北崖卿)の名から考へても、このクリフがイギリス人に、その郷土色としてどんなに懐しがられて居るかよく分る。敢て物議りめかして、テニソンの『エノック・アーデン』から初めの一句を引いてくるまでもなからう。學者らしくいへば、スコットランドを桔梗紫に色づけて居る海岸の岩石は、火成岩の中で最古のものとして居る片麻岩だ。

それなら峽江はイギリスにないのかといへば、さうではない。イギリスの目星しい河の河口は大かたノールウェイのフィヨルドまがひに出來て居る。テムスの河口にしても、プリストル水道(セバアン河口)にしても、フォースの河口にしても、モーレー灣にしても、ローン灣にしても、クライド灣にしても、マアシーの河口にしても、地圖を見れば直に分る。日本などには見られぬ河口の曲りくねり

方だ。まことに美しい海岸線の居すまゐるだ。これをフォードといふ。やつぱり氷河のすべつた痕跡が残つて居るのであらう。

アイルランドの西北、ドネガル州の海岸にあるアラン島は土のないので有名だが、この事情は大小の相違こそあれ、東はノールウエイの海岸から、北海をめぐつて、西の方アラン島に至るまで皆同じだ。スコットランドのクリフは、頑固な火成岩に、ねばり強い激浪が不斷に打ちつけて削り成したものであらうが、アランの、シヨアープラットホーム(海岸歩廊—千疊敷)は水成岩の驚くべきひろがりに大西洋の海流がロールを引いた結果であらう。クリフも、シヨアープラットホームも、その岩石の素質にちがひはあるにしても、農業に縁の遠い點は同じだ。

(附記) 『封建編』第三三五ページ以下で、長崎の人中野柳圃の譯述にかゝるドイツ生れのオランダ人—ケンフエルの『日本史』(譯名—鎖國論)を紹介した。その中にスコットランド及びアイルランドの語源に言及したくだりがある。併せ参考して戴きたい。ヴァイキング(Vikings)のヴァイク(Vik)はスカンデナヴィア語でフィヨルド、灣入した形をいひ、フィヨルドがヴァイキングの發祥地であつた事情がよく分る。又、本史『近世編』中、豊太郎征明役のくだりに挿入してあるヴァイキングの船の畫は、輒近ノールウエイの海岸から發掘されたもので、ヴァイキングの女王—ロードの愛用船で、その死後、靈柩として使用されたものと考へられて居る。この船は現にオスロー近郊の博物館に保存されて居る。

著者は前にイングランドを、豊葦原瑞穂國になぞらへはしたものの、それとて比較の上のことだ、

日本などにくらべるとお話にならぬほど地味は硲礫だ。この方面は、ウエールスからドヴァにかけて、土臺がチヨーク質(白堊)の一枚岩だ。イルムの森・オークの丘・エバアグリンと呼ばれる一種の芝草は、四季を通じて青々とはびこり、ヘイスもむさし野の淺茅あやぐさほどには色をかへぬが、日本ほど肥沃豊饒といふわけには參らぬ。イギリス人が故國に執著せず、世界を家としてどこにでも永住の計を立て得るのは、理由として擧ぐべきことも多からうが、第一に風土・氣候の上等といへぬことがその最も大きいもの一つであることは、何人にも異議のないところであらう。

だが、西北—エウロッパの一角を限つていふと、イングランドは正しく豊葦原瑞穂國だ。『土』の天國だ。(『建國編』第八八一—一〇一ページ『逆境に恵まれた民族』参照)

そこで、このイギリスの島は北部エウロッパに於ける有らゆる優秀な民種の争奪の目標となつた。フン人の壓迫がゆるむと、一たび寒冷な、硲礫な、スカンデナヴィア半島の方に追詰められて居た北人(ノルマン)の各部族が、後から後からと押出して来て、イングランドの主人公とならうとした。さうしてイングランドに押渡つたチュウトン(ゲルマン)人の中では、アングロサクソン人とノルマン人との兩つが最も優秀な民族であつた。イギリスの議會政治は、實にこの兩つの優秀な民族の猛烈な、しかも驚嘆すべき節制の下に行はれた存立競争に起源して居るのだ。

## 第一〇節 イギリスの封建議會と日本の執權政治

イギリスの最初の主人公は、チュウトン人の一種であるケルト人であつた。そのケルト人は、今から約二千年ばかり前にローマ人の支配を受け、その奴隷とされて、それが約五百年間(四百六十五年)もつゞいた。しかしローマ人はやがてイギリスを見棄て、引揚げてしまつたが、それから五十年もたぬうちに、今度はアングロサクソン人が侵入して来て、百年ばかりの間にケルト人を完全にスコットランドとアイルランドとに追拂つてしまつた。

細かに議論をすれば、例外として擧ぐべきことも多いが、極く大づかみにいつて、このケルト種、すなはちアイルランド人がイギリス中世紀の農奴階級を構成して居たのだ。

ところが、このアングロサクソンもまた六百年ばかりの間に、新に侵入して来たノルマン人の爲に、すつかり征服されてしまつた。しかし、アングロサクソン人は、同じ奴隷ではあつたがケルト人よりは幾分立ち優つた地位を與へられたのを利用して、一步步その自由の権利を恢復しながら、商工中産階級として成長して行つた。貴族すなはち大地主としてのノルマン人に對しては、議會政治による合法的戦術を發明し、農奴すなはち無産階級としてのケルト人に對しては自由貿易主義による經濟的搾取を工夫した。かうして出来た商工中産階級を本位とする世界の典型的資本主義國家がイギリスなのである。

アングロサクソン人を征服して、イギリスの主人公になつたのは、ノルマン王ウイリアムであつた。歴史の上で『ノルマンの征服王』と呼ばれてゐるのがこの王のことだ。

ノルマン王ウイリアムの征服によつて、アングロサクソンは全く奴隷の境涯に突落されてしまつた。イギリスの全領土は、ウイリアムによつて悉く諸將功臣に分配せられた。ノルマンの諸將がこの時初めてイギリスの貴族階級としてその根をおろした。

しかし、ウイリアムは上述の如くにしてイギリスを併呑してしまふほどの王様ほどあつて、さすがにえらかつた。かれは後に及んでこれら貴族が勢力を得、王の命令に服さぬやうなことがあつてはならぬと思つたから、決して大諸侯をつくらなかつた。又、アングロサクソン人の中から壯丁をえらび、これを以て國王の軍隊(騎士)を編制した。いふまでもなく、豫め諸侯の叛亂に備へるためであつた。ウイリアム王はまた、前記の如くにして全國に封じた諸侯と、その臣下との間に必然的に成長して行く經濟的從屬關係(陪臣道德)が、やがて國王に對する忠義の精神を喪失させるに至るであらうことを恐れ、千八十六年には、大小の諸侯をソールスベリイに召集して忠節を誓はせ、且つ諸侯の臣下に訓諭するに、陪臣道德のために、國王に對する忠節を、怠るなからんことを以てした。

ウイリアム王のかやうな苦心にもかゝはらず、イギリスには、それから百五十年ほど經過する間に

國王と諸侯、もしくは僧侶との間に、勢力争ひが生じて来た。國王と諸侯もしくは僧侶との仲がわるくなつて来ると、一旦、農奴の境地に追落されたアングロサクソンではあつたが、それが双方から引張り風にされるやうな事になつて来た。これはアングロサクソンが、一たび喪失した権利を恢宏する上に、絶好の機會であつたことはいふまでもない。

アングロサクソン人は、或は國王と諸侯との争ひに乘じ、或は國王と僧侶との争ひに乘じ、巧に兩者を操つて、その生命及び財産に關する権利を恢宏し、都市の商人として、或は騎士として徐々にその頭をもたげて来た。これがイギリスに於ける中産階級擡頭の起源である。

いま、少しくその事實について述べて見るならば、イギリスには十三世紀の初め頃から國王ジョンの悪政に對する諸侯及び僧侶の由々しい反抗運動が起つた。さうして、千二百十五年(順徳天皇の建保三年—將軍源實朝)六月十五日には諸侯と僧侶との聯合軍がジョン王をとらへ、テームス河畔のランニメードといふところで、マグナカルタすなはちわが國で一般に『大憲章』と譯されてゐる一種の協約書に調印させた。

イギリスで國王がかやうにいためつけられたのは、いふまでもなく、この頃に及んで、諸侯及び僧侶の勢力が、著しく増大して来て居たからである。この騒動の張本人は諸侯であつた。しかしその諸侯の背後には、この機會に乗じて自らの權力を恢宏しようとするつとめてゐたアングロサクソン人、すな

はち、中産階級の勢力のあつたことを忘れてはならぬ。つまり諸侯はアングロサクソン人から成る新興中産階級(町人層)の援助をうけて、まんまと國王を押へつけ、一通の<sup>わひしやうもん</sup>詔證文を書かせることに成功したのであつた。

前述の如き次第であるから、イギリス憲法の本とされてゐる『大憲章』は、國王と貴族及び僧侶との間に取交はされたお互ひの権利に關する協約書である。従つて、この『大憲章』には中産階級と農奴とは全く與らなかつたわけである。しかし、それは後に至つて、漸次中産階級すなはちアングロサクソン人に利用され、一般人民の権利に對する保障とかはつて行つた。

イギリスの憲法はかくして封建制度の上にその基を發してゐるのだ。

## 第一一節 裁判の公平と事務の簡捷とが執權政治の生命

イギリスでは一般人民が、憲法によつて國王からその生命及び財産に關する権利を保障せられる前に、ノルマンの殿様達が先づこれを贏ち得た。それが日本の歴史でいふと北條氏の時代である。わが北條氏の政治は、實に大名公僕政治の神髓であつた。イギリスに大名公僕政治の起つた時には、日本にも立派な大名公僕政治が起つてゐた。

義時も、泰時も、時頼も、大名公僕政治にかけては、模範的政治家であつた。自ら奉ずることが



頗る薄く、朝は早くから夜は晩くまで評定所に立籠つてこつ／＼と政務を見た。冠は破れ衣の袖はほころびたが、それを繕ふひまもなく、後から後からと起つて来る諸大名の領土争議に花の散り行く春も知らず、月影の冴えまさりゆく秋も忘れてひたすらに勉強した。たゞ如何にして事務を簡捷にし、裁判を公平にして、諸大名の爲に『本領安堵』の願念を満足させようかと、それにのみ心をくだいた。障子の破れたのは切り張りで間に合せ、夜なべで、おながへれば、味噌の残りを嘗めて我慢した。しかし、さうしてイギリスの殿様達が土地人民の支配權に關して利害を共通にする坊主どもと提携して國王をいためつけ、ジョン王をテムス河のランニメードに追ひつめて訖證文を書かせた時には一たび奴隷の境涯に追落されたアングロサクソンが、騎士若しくは町人階級として擡頭し、そつと坊主どもや殿様達の尻押しをしてゐたことを忘れてはならぬ。

かやうにしてイギリスの憲法政治は、坊主どもや殿様達が、國王から奪ひ取つたものではあつたが、その後アングロサクソン、すなはち町人階級の實力が加はつて行くにつれて、初めの大名公僕政治が歩一步、町人公僕政治に改められて行つた。この大名公僕政治から町人公僕政治への變遷がイギリスに於ける議會政治の歴史であり、議會政治の歴史がやがてアングロサクソン民族の復權史である。

國王から『大憲章』をせしめた後も、ノルマンの殿様達は、なほその權利を擴張し、充實することに餘念なかつた。従つて國王と殿様達との間にはその後常にも争議が絶えなかつた。アングロサクソ

ン人を主要構成分子とする町人階級はその争議の起るたびに如才なく立廻つて、徐々に權利の分けまへをせしめた。さうして千二百六十五年(龜山天皇の文永二年—執權北條政村)ヘンリー三世の時に、たうとう、町人階級もノルマン王朝の開祖ウィリアム一世により、同じアングロサクソン民族から徵募され、編制された騎士階級とともに議會にその代表者を出すことが出来るやうになつた。さうしてこの時まで大名だけの議會をグレートカウンシルといつて來たのを、更めてパリアメントと呼ぶやうになつた。しかも、かくしてアングロサクソン人、すなはち町人階級の爲に開かれた議會政治の門戸は、エドワード一世が立つに及び、いよいよ確實なものとなつた。

エドワード一世は、ノルマン人のイギリス征服以來、初めて立つたイギリス系統の王様であつた。前述の如くアングロサクソン人は、ノルマンの殿様達が、王様と喧嘩をしてゐる間だけは、殿様方の尻押しをして、議會に代表者を出すまでの權利をせしめたが、一たび議會に代表者を出すやうになつてしまふと、こんどは、王様と殿様とを束にして向ふに廻すことゝなつた。

エドワード一世の時に召集された『模範國會』から、最近に至るまでのイギリス議會政治の歴史といふものは、アングロサクソン人が追々にノルマンの殿様達を貴族院に押込め、その權能を奪つて來た記録であつて、千九百十一年(明治四十四年)ロイドジョウヂが地價差増税法案を提げて貴族院と争ふに及び、完全にその目的が達成された。すなはちイギリスでは千二百九十五年の『模範國會』から千九

百十一年の貴族院改革に及ぶ凡そ六百年の間に、アングロサクソン人が、ノルマンの殿様達をいためつけて済し崩しに、しかしながら完全にその特權を奪つて來た。イギリス議會こそは、ノルマン人とアングロサクソン人との民種鬭争の場であつたのだ。

### 第二節 世界に比類のなかつた日本の王政復古

著者がかくいふのは、諸大名の代議政治、すなはち封建議會が、北條氏の大名家公僕政治と東西時を同じうしてイギリスに起つて居るからといふので、もしほ草の中から眞珠を拾ひ出したやうに誇るのではない。イギリスに同じ史的事實の發展が見出されるからといつて、わけもなく隨喜する著者でないことは、讀者がすでによく御存じの筈だ。封建議會が眞珠であるか、ガラスのかけらであるかは一つの議論であつて、歴史家の立入るべき領域ではない。歴史家はたゞ事實を事實として報告すればよいのだ。

著者の志は、かやうな手法によつて東西の歴史を比較研究することにより、一日も早く同胞日本人に西歐文明の本質を把握させることにあるのだ。王政復古の大號令とともに、鎖國の幕がきつて落された時、日本人の大多數は、西歐文明のすばらしさに眩惑してしまつた。この素晴らしい西歐文明が、徳川氏の初世までは、始どわれくの祖先と、歩度を同じくして進んで來たものであるとは、どうし

ても考へられなかつた。幕末から明治の初年にかけて、歐・米を訪問した人が殆どすべて西歐文明といふものを、われくの持つ文明とは本質的にちがつたものであるとして見て來た。さうして西歐の文明は五百年も、千年も昔から、すでに東亞の文明を遙か後の方に追越して進んで居たといふ風に見て歸つて來た。殊に明治十五年エウロッパに向けて簡派された伊藤博文を首班とする憲法制度取調委員達には、どうやら西歐の歴史に關する正しい認識が缺けて居たやうだ。ドイツが日本の王政復古より四・五年もおくれて、やつと國家的統一の目的を達成したといふことや、イタリアの國家統一でさへ、わが文久元年、すなはち王政復古に先つ僅に七年以前のことであるといふことは、かれらの一行にとつては、全く夢にも考へられぬ事柄であつた。その頃ロシアは、日本の徳川幕府よりも數等野蠻な、幼稚な獨裁政治の下にあつて、西歐の文明だけを吸収し、海に蒸汽船を浮べ、陸に大砲を並べて居たのであるが、その關係も分りさうな筈がない。

それよりも著者の日本歴史がかれらを地下に驚かさずであらうことは、イギリスの明治維新に相當する千六百八十八年(元祿元年、將軍徳川綱吉)の『名譽革命』と呼ばれて居るものでさへ、日本の明治維新がしたやうに、公卿・諸侯をたゞ『華族』と稱へる一本立の身分的表彰にのみ止め、その身分に伴ふ特權を悉く褫奪してしまつたほどの徹底した大改革でなかつたといふことだ。イギリスの改革はすでに述べて置いたやうに、龜山天皇の文永二年から、明治四十四年に至る六百五十年間にぼつくと濟

し崩しにやつて来た改革である。日本の明治維新がしたやうに、公卿・諸侯の特権を悉く褫奪して、たゞ『華族』といふ一本立の身分的表彰に止めるといふやうな徹底した、立派な改革は、當時エウロツパのどこの國にも見られなかつたのだ。

### 第一三節 伊藤博文ほどの程度に西歐歴史を認識して居たか

明治二年、版籍奉還の事があるや、明治政府は先づ舊藩主をその儘知藩事として新たに家祿を定め、その舊領土と舊人民とを管轄させ、家老を参事として、藩政を執行させた。しかし、これでは版籍奉還の名があつて實がなく、間もなく封建の舊制に復すべきは自明の理であつたので、著々改革の準備を進め、御親兵の名によつて薩・長・土・肥・四藩の兵を東京に集中し、十分に中央政府の威力を整へたところで廢藩置縣を斷行した。すなはち明治四年藩を廢して縣を置き舊知藩事はすべてこれを罷め、更めて家祿を給し、明治二年版籍奉還と同時に定められた通り、公卿とともに華族として東京に貫屬させられることとなつた。華族はすなはち身分の表彰であつて、官職とは何の關係もなく、國法の前には平民と同等の地位に置かれたのであつた。

又縣には中央政府から縣知事が派遣せられ、藩臣はその人民と共に本縣に貫屬して、知事の管轄に屬することとなつた。すなはち士族といふも、平民といふも、同じく身分の稱號であつて、その權利・

義務の關係に相違があるのではなく、士族でも、平民でも、才智能力によつては舊藩主の上に位するこゝとが出来るやうになつた。この改革は明治四年に行はれて身分と官職とが絶対に區別せられ、萬民が法律の前に平等となつて、こゝに名實ともに備はつた光輝ある近代國家の組織が完成した。

千六百八十八年に行はれたイギリスの名譽革命、千七百九十三年に行はれたフランスの血まみれ革命、千八百六十一年に行はれたイタリアの三國統一、わが國の廢藩置縣と同年に行はれたドイツ聯邦の帝國結成、凡そ世界各國が近代國家として統一された年代とそれに至る徑路とは區々であるが、その意義は同じである。だがどこの國の統一が日本の明治維新ほど平穩無事に、極めて僅少の犠牲を以てして、封建的諸勢力を徹底的に始末することが出来て居るか、イギリスがわが國の明治四十四年ロイド・ジョウヂの力によつて、やつと成し遂げた封建的諸勢力の始末を日本は明治四年の廢藩置縣でさうりと成し遂げて居るのだ。正に世界第一の光輝ある改革だ。若しこれで、伊藤博文が後に二院制度を草創する時になり、貴族の身分に對して特權を附與するやうな大きいへまをやつてくれなかつたとしたら、日本の議會は米國の議會と並んで世界に類例のない立派な立法機關であり得たのだ。

明治十七年七月華族令が制定せられ、華族を分ちて公・侯・伯・子・男・の五等爵とし、舊華族をその門閥により、それ／＼右の五等爵に配屬し、別に文武の諸臣中、維新の鴻圖を翼賛して殊勳ありしもの及びその遺族をも華族に列し、黒田清隆以下二十九人にそれ／＼伯・子・男・爵を授け、木戸孝允及び大

久保利通の子に侯爵を授けた。かやうにして五爵の制は定まつたが、若しこれが貴族院出現の前提でなく、貴族の身分と國家の功勞者若しくはその祖先の功績とを表彰するに止まるものであつたならば、それはちやうど大化新制の後に八色の姓が授けられたのと同じで、少しも明治維新の鴻圖を裏切るものではなかつた。しかるに不幸にして明治十七年の華族令は貴族院出現の前提であつて、壬申戦争に於ける天武天皇の御經綸に見る如き、貴族の不平を慰撫する實際上の必要があつて制定されたものではなく、伊藤博文を首班とする憲法取調委員の一行に、西歐史と日本史との正しい認識の缺けて居たところから生じた時代錯誤の大難物である。(この説は終戦後倉皇として立てたものではない)

#### 第一四節 西薇山の第一回帝國議會に於ける聲言

だが、今は一部の國民が、伊藤博文の犯したよりも、遙かに重大な、遙に恐ろしい過失を犯さうとして居る。それは、大アジア洲に於いては、日本民族だけが、すでに高天原時代から持つて來た代議政治(『建國編』第一四七—一六一ページ参照)を、西洋の直譯制度であると妄斷して、國體の名により、歴史の名により、弊履の如く破棄し去らうとして居ることだ。エウロッパの北種にもイギリスにグレート・カウンシルの起る以前から、既にウイタンと稱へる一種の代議制度が行はれて居た。それは恐らく、アジアの北種間に早くから行はれて來た、ムニアク・クリユリタイ等と同じ性質のものであつた

らう。代議制度は、決して西洋の直譯制度ではない。日本人はイギリス人でもなく、ドイツ人でもなく、同時に又支那人でもなく、インド人でもなく、又、ラテン人でもない。日本民族には遠い／＼高天原の昔から、すでに一種の代議政治があつた。法治主義の精神が行はれて居た。

明治二十三年(西紀一八九〇年)日本に初めて帝國議會の開かれた時、岡山縣選出衆議院議員西毅一(薇山)は、壇上から朴茂ほくもそのものやうな風采で列席の議員にむかひ、次のやうに呼びかけた。

八百萬やそむろつの神々が神集かむつどひに集ひ、神議かむはかりに議られたことは神代の歴史にはあるが、今日開かれた國會は、わが國最初のことである。四千萬同胞の輿望を擔つて居るわれ／＼國會議員は、誠心誠意、高天原の會議(『建國編』第一四七—一六一及び第三四六—三四七ページ参照)のやうに、眞面目が第一である。即ち神心かむこころを以て國事を議するのが肝要である。この神心は隠然として、諸外國を懼れしむるに相違ない。國會議員の心得べきことは、眞面目と公平とである。(聖學第二號に據る)

流石に備前の學聖西薇山といはれたほどの人である。第一回帝國議會の議事録にこの不朽の金言をのこした。かれののこした議事録の數言は、まさしく民族學と、古代史との金的を射ぬいて居る。

### 第三章 公平無私・簡捷疏達を主とした 北條氏初期の政治

#### 第一節 時政・政子及び義時

##### 第一 政子政務を執る

後鳥羽天皇の建久九年(西紀一一九八年)十二月、稻毛重成の相模川の架橋落成式に臨み、歸途、落馬して負傷した源頼朝は、正治元年正月、病革あまたまつて薨去したので、長子頼家がその職を襲ぎ、畠山重忠が遺命によつてこれを輔佐することとなつた。頼朝の室政子は北條時政の女むすめで、頼朝が伊豆に流されて居た時情を通じたものである。頼朝の死後は薙髮して尼となり、大小の政務盡くその裁斷に出た。政子の父時政は源家の元勳なれば、頼朝の信任厚く、諸將もこれを憚つた。頼朝の死後、政子・時政の外幕府の政治に參與したものに、北條義時・大江廣元・三善康信・中原義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・安達盛長・足立遠元・梶原景時・藤原行政の十三人があつた。但し政子が政務を執るに及んでは、權勢時政に並ぶものがなかつた。

##### 第二 頼家修善寺に殺さる

頼家は十八歳で征夷大將軍の職に就いたが、資性狂噪にして、逸樂に耽り、毫も政治を顧みない。建仁三年八月、政子はその病篤きに臨み、時政と謀り、頼朝の遺命を矯めて、その職を解いた。頼家の職を解くと同時に、政子は征夷大將軍の職權を兩分して、關西三十八箇國の總地頭職を頼朝の次男・實朝に譲り、總守護職と關東二十八箇國の總地頭職とを頼家の一子一幡まふに譲らうとした。ところがこの案には一幡の外祖たる比企能員が大反對であつた。こゝに於いてか、比企氏と北條氏との間に確執が生じた。比企氏は頼家に告ぐるに北條氏の奸策を以てし、密にその討滅を企てたが、早くも政子の知るところとなり、能員は反つて天野遠景等に誘殺された。能員の子宗員は父の横死をきくと直に兵を起し、一幡を擁して小御所に據つたが、建仁八年九月、義時と畠山重忠とに攻立てられて頼家の嫡子一幡と悲惨の最期を遂げた。頼家は一幡の戦死を聞き、急に和田義盛と仁田忠常とに頼らうとしたが、時政の兵に支へられて、修善寺に幽せられ、元久元年七月、政子の發した鎌倉の討手に襲はれて叔父・範頼と同じく桂川の露と消えた。

##### 第三 時政と重忠

こゝに於いてか、頼朝の正統としては唯一人の實朝が残つた。實朝は建仁三年八月、年はじめて十一歳にして征夷大將軍に補せられた。北條時政の勢力はこの時が絶頂であつた。かれはその後妻・牧

氏の女婿・平賀朝雅の讒をきいて、畠山重忠父子の陥殺を企て、これをその子・義時に謀った。義時は重忠の人となり辯護して、切に父を諫めたけれども、後妻・牧氏が傍にあつて、これを妨げたので、義時も止むを得ず、重忠陥殺の議に同意した。元久二年八月、頼朝股肱の臣として忠直無二の聞えが高かつた畠山重忠は、北條氏の爲に武藏國二股川に誘殺された。重忠の一件は、重忠の子・重保が京都在番の砌、牧氏の女婿・平賀朝雅と事を争つたのがもとで、朝雅が牧氏を通じて時政に讒したものと傳へられて居るが、これを要するに、實力と名望と兼備した畠山重忠の存在は、北條氏にとつて宛たる目の上の瘤であつたに相違ない。さればこそ、政子も忠直無二の重忠が殺されるのは冷然としてこれを傍觀した。

#### 第四 政子時政を伊豆に幽す

頼朝の宿將・比企能員・畠山重忠を滅ぼして、いやが上にも増長した北條時政は、又々牧氏に喉かされて實朝の弑逆を企てた。かれは實朝を弑して女婿・平賀朝雅を立てようとした。けれども、這回は政子が黙つて見て居なかつた。重忠の亡滅は冷然看過した政子も、牧氏の毒手が一度實朝の上に加へられんとするを見ると、猛然起つて一撃を時政と牧氏との頭上に加へた。小山宗政・三浦義村は政子の命をうけて實朝を義時の邸に迎へ、時政をして剃髮罪を謝するの止むを得ざるに出でしめた。元久二年閏七月、時政と牧氏とは再び起つ能はざるまでに窘迫せられて、伊豆に幽閉せられた。鎌倉に於い

ては義時が代つて執權となり、朝雅は京都に於いて殺された。

#### 第五 和田合戦

和田義盛は、頼朝が親しく侍所の別當に任じた武功の大將で、その勢力は優に北條氏に匹敵したので、北條氏はこれを比企・畠山の兩族と同じく、目の上の瘤として扱つて居た。建保元年二月、信濃の人・泉親衡といふものが頼家の三子・千壽丸を擁して北條氏を滅さうと企てた。和田義盛の二子・義直・義重及び甥・胤長がこれに黨し、事露はれて捕へられた。三月義盛舊功を敍し幕府に請うて二子の罪を宥された。ところが和田の一族はこれを以て甘んぜず、義盛以下九十餘人幕府に押かけて胤長の釋放をも迫つた。義時は極力胤長の放免に反対し、故らにこれを和田一族の面前に引出して凌辱を加へた。義盛等憤懣措く能はず、疾と稱して退き、私かに實朝によつて胤長の邸を得た。ところが義時はこれを聞くと遽に胤長の邸を没收し義盛の家衆を逐つた。義盛激怒、急に兵を起して幕府を圍んだ。和田義盛の子・朝夷三郎義秀、驍勇絶倫、門を排して突入し、殺傷頗る多く、營中擾亂、鎌倉府内は忽にして炎々たる猛火に包まれた。幕府にありては義時が實朝を護衛し、子・泰時・足利義氏等の諸將を督して防戦大に努めた。すでにして義盛は敗死し、義秀は殘兵五百と海に遁れて亂全く平いだ。建保二年十一月には和田の餘黨が僧・榮實(前掲千壽丸の後身)を奉じて兵を京都に擧げたが、幾もな

く討滅され、榮實は自殺して果てた。和田合戦の後、侍所別當の職が、おのづから義時の手に歸し

たので、北條氏はこゝに政權と兵權とを併せてこれを掌握することが出来た。これについて起つた三浦泰村の亂は、頼朝直屬の武將の北條氏に對する最後の反抗と見る事が出来る。

#### 第六 政子の上洛、實朝の横死

建保四年六月、實朝は中納言に任ぜられ、七月、左近衛中將を兼ね、越えて六年正月、更に權大納言に任ぜられた。義時は實朝がしきりに朝官を受くるを見て、故右大將の素志を述べ、大江廣元をして實朝に朝官はこれを拜辭するの可なるをいはせた。實朝はこれに應へて、『義、まことに然り。但し方今源氏の嫡流絶ゆるに垂んとせり。故にわれ顯榮を極めて、家名を揚げんと欲するのみ』と、暗に北條氏の毒手の遠からずしてその身に及ぶべきを諷した。同年二月、政子は鎌倉を後に、熊野詣くまのよちと稱して上洛の途についた。年六十三、嬰鏢くわくしやくの狀察すべきである。四月、政子が京都に入ると、朝廷は迎へて従三位を授け、上皇はこれを仙洞御所に召されたけれども、政子は『邊鄙の老尼禮にならはず』と稱して固く辭み奉つた。政子の上洛は、京畿不穩の狀を察して、天下の大亂を未然に防がうとした一種の示威的行動であつたか。要するにこれが單なる熊野詣でなかつたことは想像される。

これより先、實朝は三月を以て左大將に任ぜられ、十月内大臣となり、十二月、更に右大臣に進んだ。同時に上皇は車服を實朝に賜ひ、その優遇大に政子及び北條氏の眉を擧めさせた。翌年承久と改元された。正月二十七日の黄昏、實朝は拜賀の式を行はんとて、鶴ヶ岡八幡宮に詣で、頼家の遺孤いご公

曉の手に殺された。公曉は八幡宮の別當を勤めて居たが實朝を父の仇として附け狙ふものであつた。

一説に公曉の暗殺は、義時の使喚に出でたものであるともいふ。公曉は走つて備中阿蘭梨の家に匿れたが、捕へられて斬に處せられた。

實朝は資性溫雅、文學に志し、和歌に秀で、頗る人望があつた。薨ぜし時年二十八、その日家を出づる時の歌に、『出で、いなば主なき宿となりぬとも、軒端の梅よ春を忘るな』とある。以て事の真相を察すべきである。

實朝が死んで、源氏の正統が絶えたので、義時は政子と謀り、諸將の連署を以て皇子を將軍に迎へんと企てたが、後鳥羽上皇の反對があつて果さなかつたので、攝政・藤原道家の三子・頼經を將軍の候補として迎へた。頼經この時はじめて二歳、その更めて將軍に補したのは嘉祿二年(西紀一二二六年)九歳の時であつた。承久元年から嘉祿元年までは、政子が幼主・頼經を擁して政權を執り、義時がこれを補佐した。この間に承久の兵亂があつた。政子は承久の亂を見て、嘉祿元年六十九歳で死んだ。

#### 第七 評定衆の設置

泰時は政子の死後、政所に評定衆といふものを置いて政務を合議し、自ら制して專斷の處置を避けた。これ北條氏が人心を得たゆえんである。この時にあたり、頼朝以來の侍所・問注所・はなほ依然として舊のまゝに存し、政所のみが、評定衆の合議制度となり、政所執事は變つて將軍の財用を掌る職

安達盛長法體像  
當時、武藏國糠田村放光寺安置



北條時頼像  
當時、鎌倉明月院安置



(兩像とも『集古十種』より)

北條時宗法體像  
肥後國小國滿願寺所藏

(集古十種ヨリ取りタルモノデナシ)



(るよに叢押華は押華)



となつた。

## 第八 北條氏の治績

鎌倉幕府の治績は、その守護・地頭・の所轄地と、國司・領家・の所轄地とを比較して、民情を察することによつてよく窺はれる。今、左に『明恵上人傳』の中から北條泰時が、承久兵亂の後、上人を訪れ、涙を流して鎌倉の立場を辯解したといふ一條から、當時の世態に關する部分の陳述を抜萃して、國司と地頭との治績を比較して見ることにしよう。

而るに法王崩御なり、幕下逝去の後、公家の御政も廢れ果て、忠あるも忠を失ひ、罪なきも罪を被る輩、勝けて計る可からず。諸國大に煩ひ、萬民甚だ愁ふ。指せる誤りなき族、重代相傳の庄園を召し放たれ、朝に給ふものは夕に召され、昨日下さるゝ所は今日改めらる。一郡一庄に三人四人主有りて國々に合戦絶ゆる事なし。處々に浪牢の人多くして、山賊海賊充滿せり。諸人安堵の思ひなく、旅客の通ずる事稀なり。さるに付きては飢寒に責めらるゝ者多く。亡妖に遇ふもの數を知らず。此事此兩三年、殊に放廣の間、關東深く歎じて存する刻み、(中略)今此の君の御代となりて、國々亂れ、所々安からず、上下萬人愁を抱かずと云ふことなし。然して關東進退の分國ばかり、(中略)萬民安穩の思ひを成せり。若、御一統あらば、禍、四海に充ち、煩、一天に普くして、安きことなく、人民大に愁ふべし。

まことに義時のいつた如く、頼朝の家人である守護・地頭・の支配地には、人民の逃亡・流離するものがなく、各人その堵に安んじて業を勵んだが、公家の直轄地には人民の動搖が熄まず、盜賊の横行が昔のまゝであつたことは、主として、後鳥羽院時代の世態人情に關する雜話を蒐集した『古今著聞集』によく現はれて居る。後鳥羽院の時、世に知られた盜賊の巨魁「大殿・小殿」のことは前編(封建編)に例示して置いた通りである。(同書第一三四ページ参照)

## 第二節 承久の兵亂

### 第一 朝權恢復の御企謀

源頼朝が六十六箇國の總追捕使となり、諸國に守護を置き、莊園に地頭を置いてその支配權を幕府に收めてから、土地の支配權は全く朝廷の手を去り、全國到るところに領家と守護・地頭・との衝突が起つた。この衝突が度重つて遂に承久の兵亂とはなつた。すなはち承久の兵亂は、頼朝以後朝廷が武家に對して、土地並に人民の支配權を奪還しようとする企圖遊ばされた最初の試みであつた。

### 第二 兵亂の誘引

後鳥羽上皇は、源實朝の横死と同時に、政權は再び朝廷の手に歸するものと御期待遊ばされた。ところが、北條義時は巧に將軍を京都から迎へて天下に號令し、太政大臣・藤原公經と結託して上皇の御

期待を空しくさせ奉つたので、その御憤は殊の外甚しく、こゝに關東征伐の御志がきざした。西面の武士は北面の武士と同じく院中に召されて武事の講習に参列した。熊野行幸の途上、信濃の武士仁科盛遠父子は上皇に謁して西面の武士に召された。信濃國仁科地方があづみ族の最も稠密な蕃衍地であつたことは、『王朝編』に詳述して置いた。(同書第一四二―一九七ページ参照)日本海から姫川を傳つて、遡つたあづみ族は木崎湖・青木湖のほとりから、太古一大湖水であつたと想像される松本平にかけて蕃衍し、渥美灣から、豊川を傳つて遡つたあづみ族は、蓬萊寺山から天龍川のほとりに出で、南信に入つて飯田に衍び、諏訪湖附近で、仁科あづみ族と提携して居たものと想像せられる。仁科氏こそは信濃安曇氏の錚々たるものだ。承久の兵亂に際し、信濃源氏の仁科氏が、卒然として後鳥羽上皇の召に應じ、皇權恢宏の爲に身命を致して、忠勤を勵んで居ることは、あづみ族が高天原以來、皇室に仕へ、或は葦原中國の御經略に、或は大和御建國の皇謨翼賛に、終始一貫、その志操をかへたことなかつた傳統に理解なしには考へられぬことだ。これは口碑・傳説の世界のことであるが、仁科氏は、朝廷から若狭灣と京都との通路を扼して居た鬼輪王を退治すべき勅命を拜して居る。大蛇といひ、惡路王といひ、鬼神といひ、多分黒龍江畔を故郷とするオロチ族もしくはオロチヨシ族の亞流であらうが、信濃安曇族は、本州の脊梁山脈中に巢くつたこれらの異民種を剽蕩して宸襟を安んじ奉る上に殊勳があつたやうだ。後年武家方と宮方とが對立するに及び、吉野方の柱礎・宗良親王が、遠州細江湖畔

なる井伊谷(恐らく飯谷―飯字を冠する地名は多く安曇族に關係がある)の地を根據とし、秋葉山・青崩峠の嶮阻を度つて信濃の飯田(井伊谷の地名照考)に出で、信・越の宮方をかたはせたといふのも畢竟、この地方に於けるあづみ族の傳統を頼みと遊ばされたものであらう。深く考ふべきだ。

義時は盛遠父子が關東の家人を以て、恣に上皇の召に應じたことを怒り、上皇の詔諭を奉ぜずして直にその食邑を沒收した。恰もこの時である。御寵愛の白拍子・龜菊に賜つた攝津國長江・倉橋の兩庄に於いて、鎌倉の地頭がその領家を蔑にした。上皇は義時に命じて地頭の改易を仰下された。義時は這回も固く執つて地頭の改易を拒んだ。(本書第八ページ参照)上皇の御憤は遂にその極度に達した。承久三年四月、(一二二一年)順德天皇が御位を仲恭天皇に譲らせたのは、上皇の深き思召で、順德天皇をも關東征伐の御謀に参畫さす爲であつた。こゝに於いてか京都には三上皇が坐すこととなつた。世に後鳥羽上皇を本院、土御門上皇を中院、順德上皇を新院と申し奉つた。

### 第三 朝廷の募兵及び宣戰

これより先、京都の宿衛三浦胤義は、義時を恨むことがあつて、上皇の御味方に馳せ参じた。上皇大に喜び、承久三年六月、鳥羽城南寺の流鏑馬に託して近畿十四箇國の兵を徵された。來り會するもの一千七百人と註せられた。關東の代官伊賀光季は、能登守藤原秀康・三浦胤義の手によつて軍神の血祭に上げられた。諸寺の僧徒は召集された。院宣は鎌倉に飛んで、三浦胤義の兄義村及び武田・小

笠原・千葉・小山・宇都宮・葛西の諸族は皆これを受けた。義村は直にこれを義時に告げた。義時は院宣を没收して悉くこれを焼き、頼朝の後室政子に見えて事態の頗る急なるを告げた。政子は直に諸將を集め、安達景盛をして命を傳へさせた。曰く、『故右大將平氏を滅ぼし給ひしより、關東の將士その恩澤を蒙らざるものなし。往昔諸國の武士、京都勤番を畢へて歸國する時は、みなその用度を費し盡して窮乏に泣けり。故右大將これを憐み、三年の期限を縮めて六箇月とし給ひき。これより諸國の武士、再生の恩に感ぜざるものなし。凡そこれらの恩澤は、今日の如き危急の日あるを慮りて施されしところなり。しかれども院宣を承りて京方に參らんと欲するものは、宜しくその意に任せよ』と。(本書第四一六ページ『承久兵亂記』原文参照) 諸將みな奮勵踴躍して故將軍の恩に報いんことを誓つた。政子の諭達は、將軍政治出現の理由と意義とを説明し得て餘りあるものといふべきだ。

#### 第四 東軍犯上、三上皇配流

この時鎌倉には、足柄・箱根の嶮によりて京軍を待つべしといふものと、直に進んで京都を取るべしといふものとの二派があつた。義時は異論紛湧の間に、機を失せんことを慮り、武藏の兵の到着を待たず、長子・武藏守泰時に命じ、即夜十八騎を以て鎌倉を發せしめた。諸將案の如く先を争つて泰時の後を追ひ、その勢合せて十九萬人と稱せられた。すなはち泰時の弟時房を副とし、軍を東海・東山・北陸の三道に分ち、急潮の如く京都に押寄せた。秀康・胤義等は諸將と尾張川を距てて泰時・時房の軍を阻まうとしたが、忽に打破られて京都に引返した。同時に越中に分遣された宮崎定範・糟屋有久・仁科盛遠の諸將も、義時の子朝時に破られて、有久・盛遠ともに戦死した。京都に於いては、諸道の敗報に接して錯愕措くところを知らず、秀康・胤義等二萬五千の兵を以て東軍を、宇治・勢多・芋洗に支へようとしたが、牧島の防備先づ破れて、京都は忽ち東軍の占領するところとなつた。首謀者は藤原忠信・源有雅・藤原光親以下六人といふことになつてみな鎌倉に護送せられ、事に與つた公卿の領地は悉く没收された。仲恭天皇は幼く坐して、何事も關り知らせなかつたが順徳上皇の御關係から御退位遊ばされ、後鳥羽上皇は隱岐に、順徳上皇は佐渡に、土御門上皇は土佐(後阿波に移し奉る)に、それ〴〵配流となり、御位には、御堀河天皇が即かせて、一件盡く落着した。三上皇はみな謫所に崩御となつた。後鳥羽上皇の御製に『われこそは新島守よ隱岐の海の荒き波風心して吹け』とあつた。これを拜するもの、みな心ひそかに北條氏の無道を惡まざるはなかつた。

### 第三節 承久兵亂後の朝・幕・關係

#### 第一 南北六波羅の守護

初め源頼朝、北條時政に命じて京都を守護させてから、幕府は常にその最も信頼する武將を派して交代守護の任に當らせて居たが、承久の兵亂後、泰時と時房とは、共に京都に入つて六波羅の南北に

居り、鎌倉の耳目として樞要の政務を處理した。泰時、六波羅にあること四年、元仁元年、義時の計に接して鎌倉に歸り、執權職を襲いで式目を定めた。泰時・時房の後は泰時の子・時氏、時房の子・時盛が代つて南北六波羅に詰めて居たが、この時から兩六波羅は京都の警衛をかねて畿内及び西海の軍事を統べるところとなつた。

### 第二 幕府初めて朝廷の御大事に干渉

北條氏は承久の亂後、深く朝廷の動靜に對して警戒するところあり、常にその權限を縮小し奉ることに意を用ひつゝあつたが、たま／＼起つた後嵯峨天皇の遺詔問題は、北條氏をして乗じて以て兩統迭立及び五攝家の制度を立てさせる絶好の機會となつた。仁治三年正月、後嵯峨天皇は北條氏に擁立せられて御位に即かせた。これより先四條天皇が幼くして崩御あらせられた時、攝政・藤原道家はその外戚の故を以て、順德天皇の皇子・忠成王を立て奉らうとしたが、北條氏は順德天皇が承久一件に關係されたといふのでこれを拒み、土御門天皇の皇子を立て奉つた。後嵯峨天皇と申上げ奉つたのがこれだ。

この時から幕府が、朝廷の重大な御政務に干渉するの例が開けた。後嵯峨天皇は在位四年にして院中を退かせ、位をその二皇子に譲らせた。後深草天皇、並に龜山天皇がこれである。後深草天皇は、寛元四年三月に御即位あつて正元元年十一月に御讓位あり、龜山天皇は同年十二月御即位あつて、文永十一年に御讓位あらせられた。後深草天皇の寶治元年から、龜山天皇の文永九年に至る二十六年間

は、後嵯峨法皇の院政時代で朝廷と幕府との關係が最も圓滑であつた。

しか／＼に後嵯峨法皇は、龜山天皇の文永九年を以て崩御あり、五旬の後を以て披かれた御遺詔は、端なくも後深草・龜山・兩統迭立の原因となり後世に大患を胎した。御遺詔には二つの重大事案が記されて居た。その一は、崩後天下の政を後深草上皇の院中に移すべきか、將た龜山天皇の親政とすべきか、これを幕府に諮詢して後決せよといふこと。その二は天皇・上皇のいづれにもせよ、幕府が治世の君と定め奉りたる方に六勝寺・鳥羽院等の御領を當て、長講堂領百八十箇所・播磨の國衛・尾張の熱田社領等を上皇の御料と定められたことである。後嵯峨法皇が何故にかくの如き御遺詔を認められたかといふに、それは法皇の御鍾愛が龜山天皇に傾いて居られたからである。すなはち法皇の思召は後深草上皇には朝廷所領の大部分をあて、永く皇位を斷念させ、龜山天皇の御子孫を、代々皇位に即けることにあつたらしい。そこで幕府は後嵯峨法皇の御素志が、上皇と天皇といづれにあつたかを法皇の中宮・大宮院に問ひ奉り、その天皇にあつたことを承つてこれを協賛し奉つた。こゝに於いてか、法皇崩御の後は當然後深草上皇の院政が實現されるものと豫想した上皇近親の公卿達は、憤恚の情禁じ難く、爲に朝臣が内方と院方との二派に分れ、互に相反目して兩統御違和の勢を激成した。

### 第三 大覺寺・持明院・兩統の迭立

後深草上皇には皇子が御二方までおはしたが、龜山天皇讓位の後は幕府の協賛によつて依然天皇の

長子が御位を継いだ。これを後宇多天皇と申し奉る。こゝに於いてか、後深草上皇はますます御不興である。遂に出家をおぼした、して太上天皇の尊號を辭し、近親の公卿達と將に決するところがあらうとした。幕府はこの報に接して事態の輕からざるを察し、上皇の皇子・瀨仁親王を龜山上皇の猶子として後宇多天皇の儲貳と定め奉り、わづかに上皇の御憤恚を和ぐることを得た。正應元年（西紀一七八八年）三月、瀨仁親王が御位に即かせた。これを伏見天皇と申し奉る。

伏見天皇が立つと、今度は龜山上皇が御不興である。この時にあたり、輔弼の臣にその人なく、北條貞時が承久の事を以て心ひそかに龜山上皇の御心事を疑懼し奉る色のあつたのに乘じ、後嵯峨法皇の御遺詔を無視し、人を鎌倉に派し貞時の力を權りて、伏見天皇の皇子を以て皇太子に立て奉ることとし、永仁六年十月十三日を以てその御即位を見た。後伏見天皇がこれである。

かくて後深草天皇の統は二代續いたので、後宇多天皇はまたいたく御不興である。左中辨・藤原定房が、上皇の御使として鎌倉に下り、後嵯峨法皇の遺詔に就いて詰るところがあつたので、貞時はこの機に乘じ、皇室の權力を分ち奉らんものと、兩統迭立の議を提出して見事に成功した。すなはち陽に後嵯峨法皇の遺詔を重んずるが如くに見せかけて陰に幕府の基礎を固めたのである。先づ一世を十年とし、後宇多天皇の長子を後伏見天皇の皇太子に立て奉つた。後二條天皇がこれである。次いで伏見上皇の長子・花園天皇が立ち、更に後宇多上皇の第二子・後醍醐天皇が立たせた。世に龜山天皇の統を

大覺寺といひ、後深草天皇の統を持明院といふ。持明院統の天皇が御位に即かする時は、長講堂領百八十箇所、及びその他の莊園を併有して甚だ御内福におはしたが、大覺寺統の天皇は所領少く、財用甚だ不如意におはした。これ元弘・建武の争亂を惹起した重大な原因の一である。

#### 第四 五攝家の起源

兩統迭立の議が決すると、北條氏は別に策を立て、攝・關の權をも五家に分つた。源賴朝が攝政の外に内覽を置いたのが元で、攝・關に近衛・九條の兩家を生ずるに至つたことは前編（封建編）に述べて置いた。（『封建編』第一五ページ参照）ところが藤原兼實の孫（九條）道家に三人の子があつて、長子・教實が家を繼ぎ、二子・良實は二條と稱し、三子・實經は一條といつた。又藤原基通の子（近衛）家實にも二人の子があつて、長子・兼經が家を繼ぎ、二子・兼平は鷹司と稱した。爾後、近衛・九條・鷹司・二條・一條の五家が攝・關をその家の特權とすることとなつた。五攝家がこの時に始まつた。

#### 第四節 貞永式目成る

##### 第一 律・令・格・式・と貞永式目

朝廷の政權はいつとなく鎌倉幕府の手に移り、郡縣制度はいつとなく封建制度に變つた。國司も郡司も停止せられたのでなくして、朝廷はこれを任命することが出来ぬやうになり、大寶令律もいつ廢

棄せられたのでなく、自然に適用することの出来ぬものになつてしまつた。

初め源頼朝は大犯三條を定めて天下に臨んだ。すなはち(一)大番闕怠、(二)謀叛、(三)殺害を嚴科に處し、竊盜は再犯に至つてこれを殺した。法三章を約すといふのが、かやうなことであつたらう。

北條泰時の時に至ると、郡縣制度と封建制度との衝突も一段落を告げ、郡縣制度は自然消滅に歸したので、いつまでも法三章でやつて行くわけに行かぬ。封建制度には、封建制度に應ずる法律が必要となつて來た。そこで泰時は、頼朝及び政子の判決例を基本として、後堀河天皇の貞永元年八月、貞永式目五十一箇條を制定し、以て武家裁判の標準とした。玄蕃允三善康連がこれに與つた。

## 第二 守護・地頭・並にその懲戒に關する主要事項

貞永式目の中、(1)守護・地頭・等幕府の職制並にその懲戒に關する條々と、(2)土地領有權に關する條々とは、地方に於ける守護・地頭・の施政情態並に所領に關する爭議の真相を知る上に便宜が多いから、左に拔萃することとする。

### 一、諸國ノ守護人奉行ノ事。(第三)

右、右大將ノ御時定メ置カル、所ハ、大番催促・謀叛・殺害人(附タリ、夜討・強盜・山賊・海賊)等ノ事ナリ。而シテ近年ニ至リテハ代官ヲ郡郷ニ分補シ公事ヲ庄保ニ宛テ課ス。國司ニ非ズシテ國務ヲ妨ゲ、地頭ニ非ズシテ地利ヲ貪ル。所行ノ企、甚ダ以テ無道ナリ。抑モ重代ノ御家タリト

雖モ、當時ノ世帯ナクバ駈催スルコト能ハズ。兼ネテハ又所々ノ下司・庄官・以下、其名ヲ御家人ニ假リ、國司・領家・ノ下知ニ對捍ス。(中略)然ルガ如キ輩ハ守護役ヲ勤ムベキ由望ミ申スト雖モ、一切駈催ヲ加フ可カラズ。早ク右大將家ノ御時ノ例ニ任セテ、大番催促並ニ謀叛・殺害・ノ外、守護ノ沙汰ヲ停止セシム可シ。若シ式條ニ背キ自餘ノ事ヲ相交フル者、或ハ國司・領家・ノ訴訟ニ依リ、或ハ地頭・土民・ノ愁訴ニ就キテ非法ノ至リ顯然タラバ、所帶ノ職ヲ改メラレ、穩便ノ輩ヲ補スベキナリ。又代官ニ至リテハ、一同定ムベキナリ。

### 一、同ジク守護人、事由ヲ申サズ、罪科ノ跡ヲ沒收スルコト。(第四)

右、重犯ノ輩出來ラン時ハ、須ラク仔細ヲ申シ、左右ニ隨フベキ處、實否ヲ決セズ、輕重ヲ糺サズ、恣ニ罪科ノ跡ト稱シテ、私ニ沒收セシムル條、理不盡ノ沙汰、甚ダ自由ノ奸謀ナリ。早ク其ノ旨ヲ注進シ、宜シク裁斷ヲ蒙ラシム可シ。猶以テ違犯セバ、罪科ニ處セラルベシ。次ニ、犯科人ノ田畠・在家・並ニ妻子・資財・ノ事、重科ノ輩ニ於イテハ、守護所ニ召シ渡スト雖、田宅・妻子・雜具・等ニ至リテハ、付ケ渡スニ及バズ。兼ネテハ又同類ノ事、縦ヒ白狀ニ載スト雖モ、財物無キ者ハ更ニ沙汰ノ限りニ非ズ。

### 一、諸國ノ地頭、年貢所當ヲ抑略セシムル事。(第五)

右、年貢ヲ抑留スル由、本所ノ訴訟アル者ハ即チ結解ヲ遂ゲ、勘定ヲ請ク可シ。犯用ノ條、若、

遁ル、所無キ者ハ、員數ニ任セテ之ヲ辨償スベシ。但シ少分タルニ於イテハ、早速ニ沙汰ヲ致ス可シ。過分ニ至リテハ、三箇年中ニ辨償ス可キナリ。猶此ノ旨ニ背キ、難澁セシメバ、所職ヲ改易セラルル可キナリ。

一、惣地頭所領内ノ名主職ヲ押妨スル事。(第三十八)

右、惣領ヲ給ハル人、所領ノ内ト稱シテ、各別ノ村ヲ掠領スルコト、所行ノ企、罪科ヲ遁レ難シ。爰ニ別ノ御下文ヲ賜ハリテ、名主職ナリト雖モ、惣地頭、若、ワカシヤ厄弱ノ隙ヲ伺ヒ、限リアル沙汰ノ外、非法ヲ巧ニシ、濫妨ヲ致サバ、別納ノ御下文ヲ名主ニ給スベキナリ。名主又事ヲ左右ニ寄セ、先例ヲ顧ミズ、地頭ニ違背セバ名主職ヲ改メラルベキナリ。

第三 土地領有權に關する主要條項

土地領有權に關する條々は、式目の中で最も多きに居る。これで鎌倉時代の政治問題・社會問題・の中心がどこにあつたかがよく分る。

一、右大將以後、代々ノ將軍、並ニ二位殿御時、宛テ給フ所ノ所領等、本主ノ訴訟ニ依リ改補セラルベシヤ否ノ事(第七)

右、或ハ勳功ノ賞ヲ募リ、或ハ官仕ノ勞ニ依リ、之ヲ拜領シタルコト、由緒無キニ非ズ。而シテ先祖ノ本領ト稱シ、御裁許ヲ蒙ランニ於イテハ、一人縦ヒ喜悅ノ眉ヲ開クト雖モ、傍輩定メテ

安堵ノ思ヒヲ成シ難カラシム。濫訴ノ輩、停止セラルベシ。但シ、當時ノ給人罪科アラン時、本主其ノ次ヲ守リテ、訴訟ヲ企テテ禁制スルコト能ハザルカ。次ニ代々ノ御成敗畢レル後申シ亂サント擬スル事、其ノ理無キニ依リテ置ルル輩、歲月ヲ經タル後、訴訟ヲ企ツル條、存知ノ旨、罪科甚ダ輕カラズ。自今以後、代々ノ御成敗ヲ顧ミズ、猥ニ面々ノ訴訟ヲ致サバ、須ラク不實ノ仔細ヲ以テ所帶ノ證文ニ書載セラルベシ。

一、御下文ヲ帶スルト雖モ、知行セシメズシテ年序ヲ經タル所領ノ事(第八)

右、當知行ノ後二十箇年ヲ過ギタルモノハ、右大將家ノ例ニ任セ理非ヲ論ゼズ、改替スルコト能ハズ。而ルヲ知行ノ由ヲ申シ、御下文ヲ掠メ給ハル輩ハ、彼ノ狀ヲ帶ブト雖モ叙用ニ及バズ。

一、承久兵亂ノ時沒收シタル地ノ事(第十六)

右、京方合戰ヲ致ス由、聞シ召シ及ブニ依リテ、所帶ヲ沒收セラル、輩、其ノ過無キ旨證據分明ナレバ其ノ替ヲ當給人ニ宛テ給ヒテ、本主ニ返シ給フベキナリ。是則チ當給人ニ於イテハ勳功奉公アル故ナリ。次ニ關東御恩ノ輩ノ中、京方ノ合戰ニ交ルコト、罪科殊ニ重シ。仍リテ則チ其ノ身ヲ誅セラレ、所帶ヲ沒收セラレ畢ヌ。而ルヲ自然ノ運ニ依リテ遁レ來ル族、近年聞シ食シ及バ、フタ緯已ニ違期ノ上、最モ寛宥ノ儀ニ就キ、所領ノ内ヲ割キ分チテ、五分ノ一ヲ沒收セラルベシ。但シ御家人ノ外、下司・庄官ノ輩トシテ京方ニ交ル咎、縦ヒ露顯ストモ、今更改メ沙汰ス

ルコト能ハザル由、去年議定セラレ畢ンヌ者、異議ニ及バズ。次ニ同ジ沒收ノ地ヲ以テ、本領主ト稱シ、訴ヘ申スコト、當知行ノ人、其ノ過有ルニ依リテ、之ヲ沒收シ、勳功ノ輩ニ宛テ給ヒ畢ンヌ。而ルヲ彼ノ時ノ知行ノ者ハ、非分ノ領主ナリ。相傳ノ道理ニヨリテ、之ヲ返シ給ハルベキ由、訴ヘ申ス類多ク、其聞エアリ。既ニ彼ノ時ノ知行ニ就キテ普ク沒收セラレ畢ンヌ。何ゾ當時ノ領主ヲ閣キテ、往時ノ由緒ヲ尋ヌベケンヤ。今ヨリ以後濫望ヲ停止セシムベシ。

一、百姓逃散ノ時、逃毀ト稱シテ損亡セシムル事(第四十二)

右、諸國ノ住民、逃脫ノ時、其ノ領主等、逃毀ト稱シテ妻子ヲ抑留シ資財ヲ奪ヒ取ルコト、所行ノ企、甚ダ仁政ニ背ケリ。若、召シ決セラル、所、年貢所當ノ未濟アラバ、其ノ償ヲ致スベシ。早ク損物ヲ糺シ返サルベシ。但シ去留ニ於イテハ、宜シク民意ニ任スベキ也。

一、當知行ト稱シテ、他人ノ所領ヲ掠メ給ハリ、所出物ヲ貪リ取ル事(第四十三)

右、無實ヲ構ヘ、掠領スルコト、式條ノ推ス所、罪科ヲ脱レ難シ。仍リテ押領物ニ於イテハ、早ク糺シ返サシムベク、所領ニ至リテハ沒收セラルベキナリ。所領ナキモノハ遠流ニ處セラルベシ。次ニ當知行ノ所領ヲ以テ、指次無ク、安堵ノ御下文ヲ申シ給ハルコト、若、其ノ次ヲ以テ始メテ私曲ヲ致サンカ、自今以後停止セラルベシ。

一、傍輩ノ罪科未斷以前ニ、彼ノ所帶ヲ競望スル事(第四十四)

右、勞功ヲ積ム輩所望ヲ企ツルハ、常ノ習也。而ルニ所犯有ル由風聞セル時、罪狀未定ノ處、件ノ所領ヲ望マンガ爲ニ、其ノ人ヲ申シ沈メント欲スル條、所爲ノ旨敢テ正議ニ非ズ。彼ノ申狀ニ於キテ其ノ沙汰有ランニハ、虎口ノ讒言蜂起シテ絶ユ可カラザル歟。假使、理運ノ訴訟タリト雖モ、兼日ノ競望ヲ敍用セラレズ。但シ闕所セラレタル後ハ制限ニ非ザルカ。

一、所領得替ノ時、前司新司沙汰ノ事(第四十六)

右、所當年貢ニ於イテハ、新司ノ成敗タルベク、私物雜具、並ニ所從ノ馬牛等ニ至リテハ、新司抑留ニ及バズ。況ンヤ、恥辱ヲ前司ニ與ヘシムルハ、別ノ過怠ニ行ハルベキ也。但シ重科ニ依リ沒收セラル、者ハ、沙汰ノ限ニ在ラズ。

一、不知行ノ所領文書ヲ以テ他人ニ寄附スル事。付タリ、名主職ヲ以テ本所ニ觸レズ、權門ニ寄

進スル事(第四十七)

右、自今以後、寄附ノ輩ニ於イテハ、其ノ身ヲ追却セラル可キナリ。請取ノ人ニ至リテハ寺社ノ修理ニ附セラルベシ。次ニ名主職ヲ以テ本所ニ知ラシメズ、權門ニ寄附スルコト、自然ニ在リ。然ル如キ族ハ、名主職ヲ召シテ、他人ニ付ケラルベシ。地頭ナキ所ハ本所ニ付ケラルベシ。

一、賣買ノ所領ノ事

右、相傳ノ私領ヲ以テ要用ノ時沽却セシムルハ、定マレル法也。而シテ或ハ、勳功ヲ募リ、或



ハ勤勞ニ依リ、別ノ御恩ニ預ル輩、恣ニ之ヲ賣買セシムル條、所行ノ旨其ノ科ナキニ非ズ。自今以後、慥ニ停止セラルベキナリ。若又、制符ニ背キテ沽却セシメバ、賣人ト云ヒ、買人ト曰ヒ共ニ以テ罪科ニ處セラルベシ。

貞永式目は初め大寶令律に對し、武家の法制として、將軍及び御家人の上のみ適用する積りで起草せられたものであつたが、朝廷の政權が悉く幕府の手に歸するに及び、期せずして一般に適用せられることとなつた。後世、歴代執權の必要に應じて改修増補したものを集めて、『新編追加』といつた。

### 第五節 泰時及び時頼の善政

北條氏が陪臣でありながら、源氏に代つて天下の政權を執り、善く九代百數十年の泰平を保つことを得たのは、質素と勤勉とを以て己を持し、法規を尊重し、裁判を公平にして諸大名の權利を保護し、その公僕を以て處つたからである。政所に於ける評定衆の合議制度の如き、貞永式目の如き、まことに泰時の政治は宛たる立憲國のその如き觀があつた。殊に泰時の心を用ゐたのは、莊園内に於ける人民の疲弊であつた。保元・平治の亂以降、朝廷の法度が悉く廢れて、各地の莊園に於ける人民は、代官のその膏血を搾るに任せ、殆ど困憊の極に達して居た。泰時は努めてその弊を正し、大に地方の民心を得たが、寛喜二年の饑饉には、米九千石を發して飢民を救濟し、田租を停め、漂流の民を救ひ、

その親故に依らんとするものは行程によりて糧食を與へ、住居を願ふものは、所在の莊園に命じてこれを收容させた。泰時は人民救恤の資を得んとて、蠶を始め一切のもの皆古きを用ひ、衣裝の類も新調せず、烏帽子の破れたのは繕はせてこれを著け、夜の燈を滅し、晝の一食を廢して努力勵精した。(本書第四九―五〇ページ参照) 或人がその邸宅の牆板疏薄なるを見て、土牆にかへ、塹を設けて不慮に備へんことを勧めると、泰時はこれに答へて、『君に事へて失なくば、身家全きを得べく、若し天命を失はば鐵牆といへども、何の力かあらん』といつたとある。以てその平生を知るべきだ。

西條天皇の仁治三年、泰時が死んで經時が執權職を襲いたが、寛元四年經時(在職四年)も死し、泰時の孫時頼が執權となつた。時頼執政の初め、三浦泰村一族の亂があつた。これより先、京都から迎へられた將軍藤原頼經は寛元二年を以て職を辭し、その子の頼嗣が征夷大將軍となつたけれども、心中は甚だ穩かでない。時頼の従父光時と謀つて執權時頼の排斥を企てたが、事發見して光時は伊豆に流され、頼經は三浦泰村の弟光村に付して、京都に護送されることとなつた。ところが、鎌倉に於いては、時頼の外祖安達景盛と頼朝以來の名族たる三浦泰村とがとかく折合はぬ。景盛は泰村の弟光村が、前將軍頼經を護送の途中、情意投合して叛を企てつゝあること、泰村が暗にこれを幫助しつゝあることを時頼に密告した。しかるに泰村の妻は、時頼の妹であつたので、時頼も遽に景盛の言を信じ兼ねて居たが、泰村の妻の死とともに、三浦氏と北條氏との親善な關係が全く絶え、安達景盛先

つ起つて三浦氏と兵を交ふるに及び、時頼も止むを得ず、兵を出して三浦の一族を亡ぼし、諸國の守護・地頭に命じて、その與黨を勦滅させた。時に寛治元年六月、和田氏と並んで頼朝以來の名族であつた三浦氏もこゝにその跡を絶つた。

後深草天皇の康元元年、時頼はその職を子時宗に譲つて鎌倉山ノ内の最明寺に退隱した。時頼在職十一年、庶政一に貞永式目に準據し、質素と勤勉とを以て己を持すること、泰時の遺訓の如く、退職の後といへども、裁判の決し難きものある時は、自ら出でて評定に加はつた。時頼の母は松下禪尼といつて、時頼に質素儉約を奨めた有名な賢夫人である。時頼はその退隱の後、地方官吏の私を挾んで民を害するものあるを恐れ、遊僧に扮して四方に巡遊し、風俗を察し、非違を檢め、若し、奸官汚吏の爲に苦めらるゝ、無告の窮民ある時は、書を鎌倉に傳へて正當の裁判を受くることを得させるやうに計らつた。こゝに於いてか、郡國の吏、漸く自ら戒飭し、民心翕然として靡服した。時頼の善政に就いては、疑を挿む歴史家があり、その派の人は、時頼巡國の事實を否認して居るが、こゝには姑く事實としてこれを録した。引付衆青砥藤綱は、時頼が登用した裁判官で、廉潔剛直、法の前には何もの權貴をも憚らず、奸官汚吏を糺彈し、一時の風俗頓に敦厚の度を加へたとある。

## 第六節 元 寇

### 第一元 の 興 起

後鳥羽天皇の文治年間、南宋孝宗の淳熙中、蒙古の王にタソガイ(也速該)といふものがあつて、四隣の諸部落を併呑し、國勢漸く強大を加へた。蒙古人は日本人と同じくツラン系の一種(『建國編』第三―三八ページ参照)で、その部落はゴビの沙漠の内外數百千里の間に繁衍した。タソガイの子チムシン(鐵木眞―太祖)といふものがあつて大に西域諸國(『王朝編』第三三―三七ページ参照)を掠め、ブツカリ・ヘルシア・コーカサスの諸國を蹂躪し、遂にジングスカンの位に即いて都をカラコルム(哈拉台)に建てた。時にわが土御門天皇の建永元年(西紀一二〇六年)南宋寧宗の開禧二年であつた。チムシンはその長子ジュウヂ(求赤)をシベリアに封じて北氷海にいたる地域を領し、二子ジュウガタイ(察合哈)をブツカリに、三子ウガダイ(窩闊台)を蒙古に封じて東黒龍江に達する地域を統べた。ウガダイはすなはち元の太宗と稱せられたもの、南侵してわが四條天皇の文暦元年金を亡ぼし、更に宋を攻めてその半域を奪つた。(北條泰時)太宗の子貴由(定宗)・蒙哥(憲宗)・相ついで南方を經略し、忽必烈(世宗)に到つて遂に殘宋を滅し、わが龜山天皇の文永八年(西紀一二七一年)國號を元と改め、更にその侵略の鋒を東方に伸べてわが日本を窺ひ、南方安南・交趾・緬甸の富源に垂涎するに至つた。

### 第二 忽必烈しきりに日本を脅かして朝貢を迫る

日本が始めて蒙古の國書に接した文永五年は、忽必烈が國號を元と改むる三年前である。これより

先、忽必烈は龜山天皇の即位(文應)元年を以て蒙哥の後を承け、燕京を中都として、著々南方の經略中であつたが、日本の國情を聞いて大に心を動かし、黒的こくてきを使として高麗の王元宗に迫り、その國書を傳達させた。高麗人潘阜は文永五年正月、始めて蒙古の書と國王の書とを携へてわが太宰府に至り、蒙古王の意嚴切にして止むを得ざる事情を告げた。鎌倉の執權北條時宗は、沿海に戒嚴して不慮に備へ、その書辭の無禮とこれに報ずるの非とを論じて朝廷に奏し、太宰府をして斷然その書を却還させた。潘阜等密に西海の地勢を探查して去つた。この際朝廷に於いては、事態の容易ならざるを察し、全國二十二社に奉幣して外寇の事を告げ、勅使を伊勢の大社宮及び山陵に遣し、日本國中の諸社諸寺に命じて厭勝法えんしょうぼうを行はせた。翌、文永六年三月、高麗王の臣申思佺等七十四人は、蒙古の國使黒的を導いて對馬に至り、前年の答書を求めた。島人が拒んで納れなかつたので、黒的は島民二人を執へ去つて忽必烈に復命した。同年九月、忽必烈は更に高麗の臣金有城等に國書及び前日の俘とらを齎して來朝させた。北條時宗また頑としてこれに應へなかつた。翌、文永七年には忽必烈先づ兵を高麗に送つて戰備を整へ、その臣趙良弼てうりやひつを國使として來朝させた。良弼は高麗の臣徐稱等百餘人に護衛せられて筑前の今津に上陸した。太宰府はこれを客館に延き、武藤資能が兵を率ゐて警衛した。良弼等切に王に見えて國書を致さんことを望んだが、資能拒んで納れず、その副本を得て鎌倉に送致した。時宗更にこれを朝廷に奏し、書辭の不遜を責めて使を卻しりぞけた。國難は刻々に迫つた。舉國震撼して事

態の甚だ急なるをいはざるはなかつた。時宗すなはち更に鎮西に嚴達して防備をつくさせた。

文永八年(西紀一二七一年)には、忽必烈が國號を建て、元といつた。文永九年二月、時宗は令して肥前の守備を嚴にし、四月、藤原景泰を遣して西陲の師を巡檢させた。五月良弼の屬張鐸ちやうたくが再び來朝して答書を求めた。日本はまたこれに應へなかつた。

文永十年五月、趙良弼は元元に歸つて忽必烈に見え、具に日本の國情を告げてその頑強到底度す可からざるをいつた。

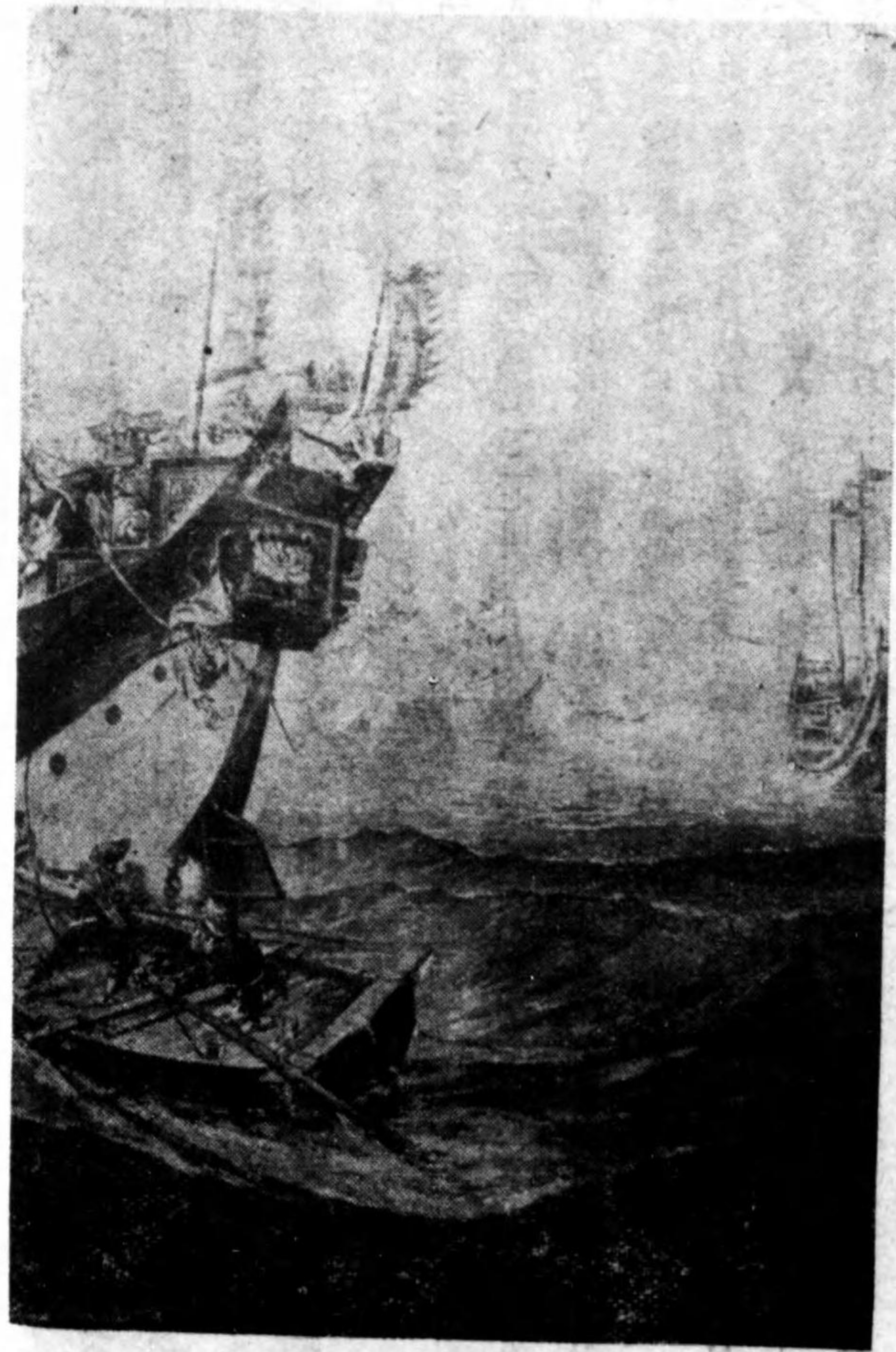
### 第三 文永十一年の役

龜山天皇の文永十一年(西紀一二七四年)十月五日、元、高麗の戰艦九百艘、兵二萬三千人、忽敦こつとんを都元帥とげんすうとし、洪茶丘こうさきうを右副元帥、劉復亨りうふくかうを左副元帥として對馬の佐須浦に押寄せた。守護代右馬允宗助國八十騎を率ゐて元軍にその來由を詰つたが、かれはこれに答へずして上陸を始めた。助國は力の限り拒ぎ戦はうとしたけれども衆寡敵せず、二子馬次郎・彌次郎とともに一族郎等をあげて慘澹たる最期を遂げた。肥後の流人江井藤三・同源三郎の兩人も、身の囚人たることを忘れて奮戦健闘したが終に元兵の爲に殺された。助國の臣小太郎・兵衛次郎が辛くも島を遁れて急を博多に告げた。元兵は思ひのまゝに對馬を焚掠して島民を虐殺した。

十月十四日、元軍は對馬から轉じて壹岐を侵した。守護代平景隆が百餘騎を率ゐて駈け向つたけ



和は敵時のこ。く描をろことるつ立を功偉・ひ襲を艦敵てし力協が長。  
。す示を打焼艦敵の等・郎五田合・有通野河・郎次野草はのる居てつ揚の



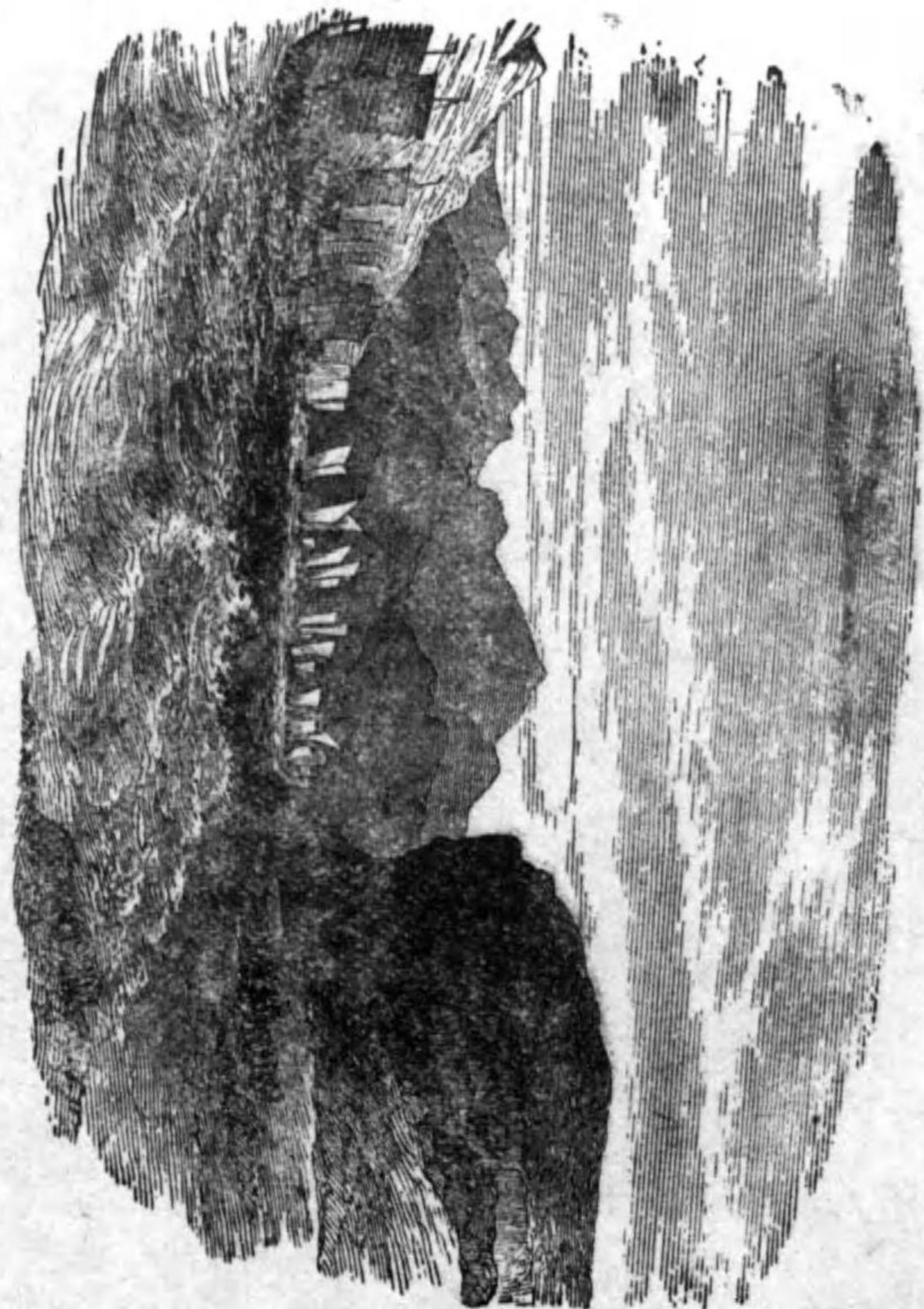
種野矢大・長季崎竹者作の『詞繪來襲古蒙』は景近。役の月五年四安弘  
煙火に合沖。た居てし斷油・じ信とのもた來に爲の參降をくづ近の船



容陣の軍元るたれは現に



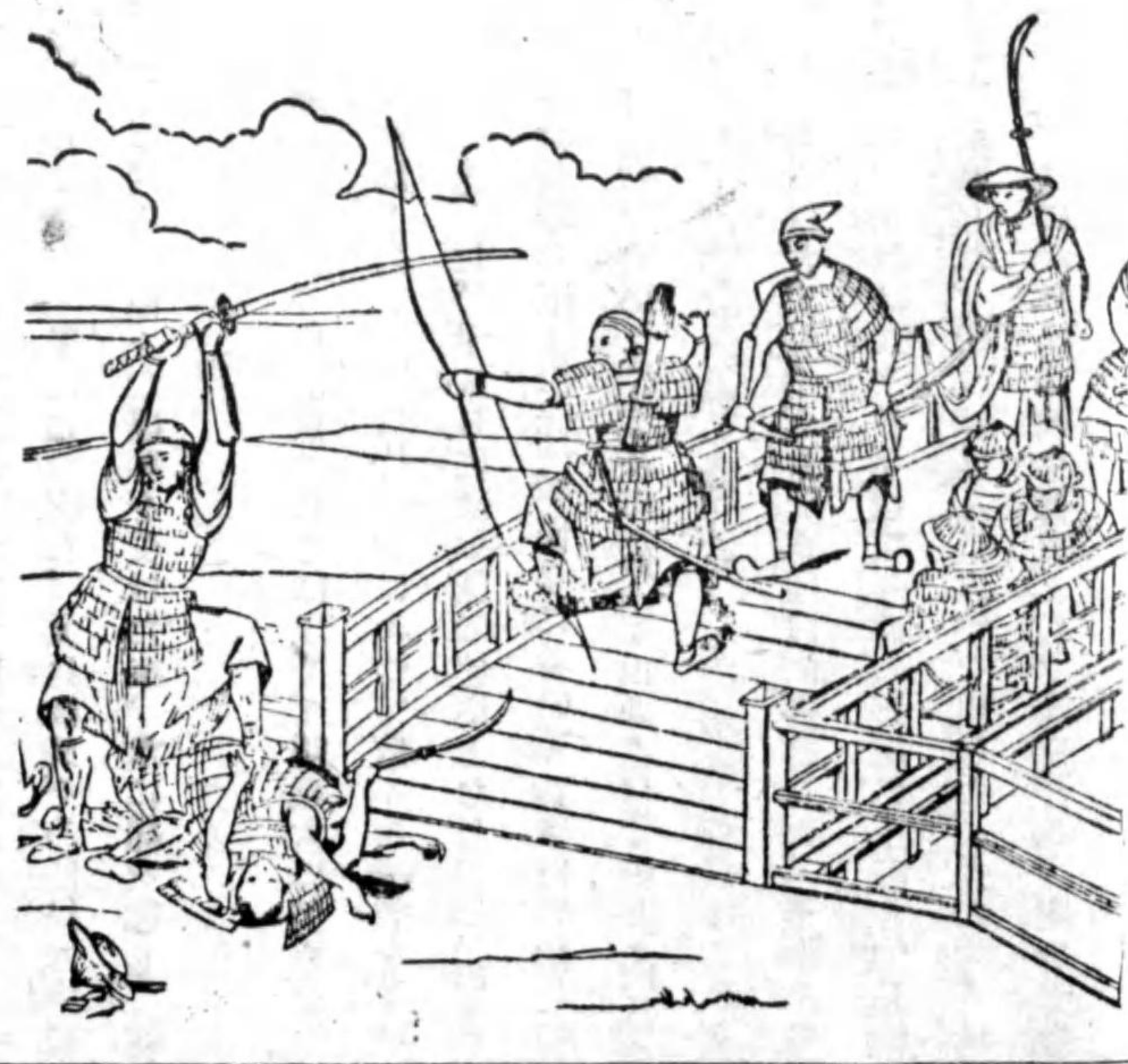
『詞繪來襲古蒙』の長季崎竹



忽必烈の公女が、ペルシアの汗に嫁ぎ行くのを送つて、泉州を發航する元の大艦隊。マルコ・ポーロもこの艦隊に乗込み、公女をペルシアに送届け、その使命を果たした上で、歸國すること許されたのだ。



(上圖)蒙古の兜―鐵製で銀の緻密な象眼が施されて居る。鍔の内面には薄い鐵板を綴合せ、外面は錦布で蔽はれて居る。九段遊就館所藏。(下圖)シイホルトの『日本志』に收められて居る武器・武器・風景・粉本として或る西歐人の描いた元寇役の觀念圖。この繪の荒誕さからシイホルトの價値を安く踏んではいけない。シイホルトの寫生は、生中な日本人の及ばぬほどに忠實なものだ。



れども、一とたまりもなく打破られて城に退いた。十五日には城も屠られて景隆は一族郎等とともに亡びた。景隆の臣・宗三郎といふものが、報告の重任を帯びて島を遁れ出た。元兵は又ぞろ島民の虐殺に取りかゝつた。二島の男子は悉く殺され、女子は残らず散々な凌辱を受けた後、掌に繩を通して舩に繋けられた。

元兵は二島を無人の境として、更に肥前の沿海に迫つた。松浦黨の將士は出でて防戦大に努めたけれども、或は陣亡し、或は捕獲され、平戸・能古・鷹島・あたりの人民は、例によつて散々な凌辱を受けた。かくて十月十七日には、鎮西の警報が六波羅に達した。十八日には朝廷の仗儀となり、日本國中、鼎の沸くが如き騒動となつた。この日壹岐を遁れた景隆の臣・宗三郎が博多に著いて具さに敵情を報告した。少貳・大友・戸次・菊池・葉室・託磨・龍造寺・大村・有馬・高木・深堀・原田・山鹿・青屋・紀井・臼杵の諸將は急を聽いてわれもわれもと博多に馳せ集り、人馬肥前の野を蔽うた。太宰少貳・經資はこれを統帥し、島津久經は箱崎を警衛して敵の來襲を待ち受けた。翌十九日元軍は遂に押寄せた。元軍の發達した武器と戦術とは、到底日本軍の比でなかつた。かれは二十日を以て今津の海岸に上陸し、箱崎方面に打つて出た。日本軍は、箱崎を根據として逆戦した。かれは盛んに火薬を用ひた。弾の大きさ球の如く、霹靂の響、しばしばわが軍の鋭鋒を挫いた。殊にかれは步戦を得意とし、鼓を打ち、鑼を鳴らして部隊を指揮し、進退必ず法あり、展開・集合・ともに自由自在であつて、大にわが軍を打惱ました。

當時日本軍は騎戦を専らとし、一騎駈の功名を競ふことには慣れて居たが、團體的戦闘には全く無經驗であつた。殊に弓矢を以て最上至高の武器としたわが軍は、精銳なる元軍の武器に對して、殆ど施すべき術を知らなかつた。賊は進んで佐原・百道原・赤阪を略し、わが軍は水城（封建編第八九一〇ページ参照）に向つて退却した。元兵は恣に村落を焚掠し、婦女を奪ひ、箱崎の八幡宮は遂に兵燹に罹つた。この戦に敵將・劉復亨はわが軍の殿・少貳景資の爲に射られて落馬した。かくて二十日の日も暮れたので、元軍は追撃を止め、兵を收めて船に還つた。ところがその夜から、翌二十一日の朝にかけて大暴風雨となり、元の戦艦多く巖礁に觸れて碎け、その餘はみな夜に乗じて遁れ去つた。その中、唯一艘志賀島に取殘されて居たのを、わが軍が追撃して卒百八十人を擒へ、悉くこれを水城に斬殺した。この役元軍の還らざるもの、蓋しその半ばに過ぎたであらう。朝廷は捷報に接すると直ぐ十六社に奉幣し、詔して明年五節の賀宴を御停止になつた。

#### 第四 北條時宗の全國戒嚴

翌、建治元年（西紀一二七五年）二月忽必烈はまたも禮部侍郎・杜世忠・兵部侍郎・何文著・計議官・撤都・魯丁等に命じ、高麗人・徐替を通譯として來朝させた。時宗は、長門・周防・安藝・備後・の諸國に令して海防を修めさせると同時に、九月、杜世忠等の一行を龍の口に斬つた。時宗は更に令して公私の冗費を省き、軍資を充實するとともに、假に京都の大番を停め、關東の兵馬を催發して太宰府その他

の沿海に備へ、十一月北條實政を博多に遣して鎮西の防備を總督させた。十二月には時宗、太宰少貳・武藤經資に令して蒙古征討の戦艦・水手を準備せしめ、嚴に西海の將士を戒飭した。又、經資に命じ鎮西の諸侯に賦課して筑紫の海濱に石壘を築造させた。この石壘は四年を経て竣工した。高さ一丈餘、延長十餘里、外は攀縁はんせんに難く、内は臨射りんしゃに便に、騎してこれに登ることを得るの設備であつた。

建治二年にも、時宗は山陽・南海に嚴達して長門を警衛した。弘安二年には忽必烈遂に殘宋を滅ぼして、勢ますく張り、戦艦六百を艤して一舉に日本を攻略しようとし、六月先づ周福・樂忠らんちゆうを派して日本の朝貢を促した。時宗はまた、これを博多に斬つて報せず、いよく關東の兵を増發して鎮西の海岸を固めた。弘安三年には西海・南海の兵博多を警め、東山・北陸の兵敦賀を守り、山陰・山陽の兵京都を護衛して、何人の眼にもいよく時局の切迫が感ぜられた。

#### 第五 弘安四年の役

弘安三年(西紀一二八〇年)八月、元主忽必烈は忻都きんと・洪茶丘こうさきう・范文虎はんぶんこの三將を召して日本攻略の部署を定めた。乃ち忻都・洪茶丘は蒙古・高麗・漢の軍四萬を率ゐて馬山灣(合浦)から發し、范文虎は蠻軍十萬を率ゐて江南から發し、兩軍壹岐に會して、直に日本の王城を改め取らうとするの策を立てた。命じて三將を中書右丞とし、十二月高麗王を册して官を與へ、その臣金方慶を高麗軍都元帥とした。この役に高麗王の元に供するところ、戦艦九百・兵一萬・梢工水手一萬五千・兵糧十一萬石とあつた。

弘安四年(西紀一二八一年)三月、忻都・洪茶丘は先發して馬山灣(合浦)に赴き、高麗の將金方慶・朴琛ぼくしん等と會して五月二十一日先づ對馬を侵し、進んで壹岐に迫つた。島民の害に遭ふもの三百餘人、老幼相携へて山間に遁るれば、元兵嬰兒あかこの啼聲なきこゑを聞きて來り屠るので、父母みなその子を殺して難を避けた。わが軍はこれを壹岐の海上に邀へ戦つたけれども、利あらずして退き、六月五日志賀島に戦ひ、更に博多の石壘に據つて敵と對峙することとなつた。這回はわが軍にも前役の經驗があり、敵の武器と戦術とに關する相當の知識もあつたので、前役のやうに輕々しく進んで、むしろ滑稽に屬する敗を取るやうなことはなかつた。前太宰少貳武藤資能、その子景資・大友貞親・菊池武房・赤星有隆・葉室高善・田尻種重・龍造寺季時・原田種元・大村澄宗等九州・南海・山陽の諸將士、城盛宗を總大將として石壘に據り、六十餘日の對陣を續け、敵をして一步も陸地を踏ませなかつた。河野通有・合田五郎・草野次郎・竹崎季長(封建編第三一四―三一七挿畫説明参照)大矢種保等がこの對陣中に挺んで敵艦を襲ひ、悍惡なる元軍の膽を寒からしめた。京都に於いては、後宇多天皇神祇官に臨御ましまして、親しく禱り給ふこと七晝夜、龜山上皇は石清水に詣でて默禱夜を徹し給ひ、權大納言藤原經任をして宸筆の願文を伊勢の大神宮に奉じ、御身を以て國難に代らんことを禱らせた。

すでにして西海の敵は江南を發した范文虎十萬の兵を合して、能古・志賀の二島に據り、肥・筑の間戦艦海を蔽ひ、旌旗天日を暗くしたといふことが決して誇張でなかつたらしい。しかも海岸に羅布



米の考古学者アレキサンダー・アロアイザは、ペルウに於けるインカの建國が恰もわが元寇の頃にあたるころから、インカは元寇の役に元軍と交戦中、暴風の爲に吹流された日本人がペルウに上陸し、土著のインデアンを征服して打建てた王國にちがひないと主張した。右圖はイスパニアの金鑛探検家ピザロの兵がインカ王國の首府クズコを陥れ、最後の統治者、アタフアルタを擒にするところ。左圖はインカの首府クズコ城外に於けるピザロの軍とアタフアルタの軍との交戦。上圖はアメリカの新聞紙に掲載された元寇役。ロアイザの説はもとより取るに足らぬ。

インカはイスパニア人に征服される五・六百年前、ペルウのチチカカ湖畔に天降つたと傳へられる民族で、自ら太陽の子孫と信じ、土人を集めて都をクズコに築いた。建國者をマシコ・カパックといひ、その妻マ・オクレはわが國の古史にはゆるるわきもころであつた。アタフアルタは、マシコ・カパックから十三代目の王といはれたものだ。



したわが軍は、意氣少しも沮喪せず、善戦健闘して斬獲日に多く、招討使・忽都・哈思・等を斬つて、敵を鷹島に披靡せさせた。ところが七月晦日の夜から吹起つた颶風は、閏七月一日の朝に至つてますます甚しきを加へ、敵艦多く巖礁に觸れて碎け沈み、溺死算なく、浮屍の海を蔽ふもの宛も洲を望むが如く、残兵數千、鷹島に上つて木を伐り、船を造つて遁れようとして居たのを少貳景資が、輕軻數百を列ねて掩撃し、殆どこれを殲滅した。

(註記) 輕軻戰術によつた日本軍の戰果を反證する張成の墓碑銘 日本側は文永十一年の役で、敵國側陸軍の手並みを知り、且つその大船・巨船・主義の弱點を看破して居た。そこで弘安四年の役には、日本聯島周海の海流と氣流とに適應して發達を遂げて來た輕軻戰術を棄てず、博多灣の周圍に石壘を構へ、海岸に大船を寄せつけぬやうに防備を盡し、夜陰に乗じ、精兵を小型の日本船に乗せて敵艦に肉薄し、矢石を冒して沖がかりの敵艦に漕付け、死角を利用して散々に敵を苦しめる作戰を立て、居たものらしい。先頃、金州在住の岩間猛也氏によつて發見された宋の嶺州(湖北省黃州府嶺春)の人張成の墓碑銘で、弘安四年の役に、日本側がどういふ作戰で敵を惱ましたか、反證せられる。張成の墓碑銘によると、東路軍は日本の志賀島で散々に日本軍を打惱ました後、鷹島に移り、こゝでも大いに日本軍を撃破したといふことが、左掲譯文の如く得意げに記録されて居る。

(譯文) 張君諱ハ成、嶺州ノ人、至元十二年内附ス。十六年精銳ニ詔選セラレ、起チテ京師ニ赴キ、侍衛ニ充當セラル。君、召選ニ應ズル時、年已ニ壯ナリ。仕フルヤ勤ニシテ勇アリ。嶺州路新附軍總管司、

君ニ檄シテ、權リニ百戸ヲ充ツ。五月、嶺州路招討□□、復タ君ニ檄シテ侍衛軍百戸ニ□シ、軍八十六名暨ビ妻孥ヲ統べ、京師ニ至リ宿衛ニ侍ス。

十八年樞密院君ニ檄ス。仍チ新附軍百戸ヲ管シ、統ブル所ヲ率キ、千戸岳公秀ニ措ヒ、往キテ倭ヲ征ス。四月合浦(\*馬山灣)ニ□リ、海州ニ登ル。(\*江蘇省海州ニ赴キ范文虎ノ軍ニ合シタルモノト見ユ)六月六日ヲ以テ、倭ノ志賀島ニ至ル。

夜將ニ半ナラントシテ、賊兵□□來リ襲フ。君、所部ト艦ニ據リテ戰ヒ、曉ニ至リ、賊舟廻チ退ク。八日賊陸ニ還ヒテ復タ來ル。君、弓弩ヲ率纏シ、先ヅ岸ニ登リ、敵ヲ迎ヘテソノ□要ヲ奪占ス。賊前ム能ハズ、日晡レテ賊軍復タ集リ、又返リテ之ヲ破ル。明日倭大ニ兵ヲ會シテ來リ戰フ。君所部ヲ統べ陣ニ入りテ奮戰シ、賊支フルコト能ハズ、殺傷衆キニ過ギ、賊破レ去ル。行中書賞ヲ賜フ差アリ。君ニ幣帛ニヲ賜フ。軍還リテ一岐島ニ至ル。六月晦・七月二日、賊兵再ビ至ル。皆戰ヒテ之ヲ破リ、器仗ヲ獲ルコト算ナシ。二十七日軍ヲ移シテ打可島ニ至ル。賊舟復タ集ル。君艦ヲ整へ、所部ト日ヲ以テ夜ニ繼ギ、鏖戰明ニ至リ、賊舟始メテ退ク。八月朔、(\*閏七月朔)海風作り、船壞レ軍還リテ京ニ至ル。(下略)

\*ハ著者註、□は碑文の磨滅して讀み難きもの

これは敵側からいつて必ずしも詐飾ではなかつたであらう。しかし志賀島で散々に日本軍を打惱ました東路軍が、はかくしく博多に上陸することが出來ず、轉じて鷹島に據り、そこでまた日本軍を打破つたとあるのは、どういふことを意味するか。元軍の目的は、兩路の軍を合して博多灣に上陸し、一舉に太宰府を居ることにあつた筈だ。それが一步も上陸を許されず、志賀島に固著して勇敢に、しかもねばり強く夜襲して來る日本軍を撃退することに全力を傾倒して居たことが、この墓碑銘で立派に反證される。江南・東路の兩

軍を合せた元の大船・巨船は進退が自由でなく、矢石を冒して勇敢に漕ぎつけ、或は放火に、或は斬込みに散々に敵を惱ました日本軍の成功が、勝利を誇つたこの墓碑銘によつて立派に反證されて居る。北條氏は決して恃むべからざるを待み、待つべからざるを待つて勝利を得たわけではなかつた。「神風」といふことは後世爲にする所あるものの造り出したことばで北條氏は決して手を懐にして元軍の來るのを待つて居たわけではなかつた。防備を盡し、作戰を練り、舉國一致、國民の總力を舉げて「さあ來い」と待ち構へて居たわけだ。

この役元軍の死するもの十萬、高麗軍の死者また七千を越えた。八月范文虎は遁れ歸つて元主に敗状を作飾したが、後、殘卒三人の生還するものがあつてその真相を密かにしたので、范文虎は忽ち元主の怒に觸れて罪を得た。北條時宗は敵勢のますます熾なるを聞いて京都の守護・宇都宮貞綱に兵六萬を率ゐて赴援させたが、その未だ至らざるに先だちて、捷報に接した。朝廷は詔して時宗を正五位下に敘した。時宗は更に鎮西の將士を戒飭したる後、功を論じ、賞を行ひ、河野通有以下の將士に采地を下賜された。

#### 第六 忽必烈再舉の意圖

忽必烈は敗を聞いて赫怒し、或は高麗王に嚴達し、或は征東省を立てて、幾度か再舉を企てたが、その都度諫むるものがあつて止んだ。わが幕府もまた元の復讐戰を豫想し、別項記載の如く(本書第一

二一ページ参照)九州の職制を改めてこれに備へた。弘安七年時宗卒し、貞時執權となるに及んで、元との國際關係は少しも緩和せず、北條氏はしきりにその族人を以て探題に任じ、以て九州の軍政を都督させた。但し南海・西海の諸侯は、戰役の結果、非常な財政難に陥つた上、鎮西探題の爲に頼朝以來の特權を奪はれたのであるから、その不平の狀は推して知るべきである。殊に文永以來、天下諸社寺の祈禱殆ど虚日なく、神官・僧徒の行賞は武人の勞にも過ぎたといふのであるから、北條氏の戰後經營は先づその當を失したものと評すべきである。伏見天皇の永仁二年(西紀一二九四年)忽必烈が死し、成宗・テムール(鐵木耳)帖木兒とは別人が立つに及び、洪君祥、丞相完澤と議して、東征の事を罷めたので、日本もその後は幸にして無事なるを得た。

### 第七節 元寇總評

#### 第一 忽必烈の人物、元軍の素質及びその敗因

元軍は日本に襲來して先づ對馬・壹岐の兩島を劫掠し、そこで惡鬼も赤面するやうな強行を演じた。一概に元軍といつても、日本に押寄せて來たのは蒙古人ばかりでなく、漢人も、朝鮮人も多く、その内容は種々雑多であつたと見なければなるまい。殊に高麗王は、重罪犯人を釋放して、生券軍と稱へ、それを先鋒として、忽敦・洪茶丘の軍に附したとあるから、かれらが對馬・壹岐に於いて演じた兇暴

の状も察せられる。だが、それは異民種互に國境を接して、昔から侵掠したり侵掠されたりして來た大陸の習風としては、むしろ當然であつたといはねばなるまい。元軍の中にはテムシン(鐵木眞—太祖)以來、東西の諸都市を蹂躪して、掠奪と凌辱とを常習とした老兵の子や、孫が多かつたことであらうから、文永十一年博多の戦に、少貳某が十二・三歳にして花々しく初陣し、日本の作法に従つて、小箭を發したのを見てその意味が分らず、鼓を撃ち、鑼を鳴らして、哄笑したといふのも尤もである。

忽必烈は元主の中でも非常な人傑で、必ずしも殺伐を事とせず、大陸に於ける元の勢を知らせて、初めから戦はず日本を服屬させようとした。また一旦服屬させた上は、強ひてその國の元首をかへたり、宗教に干渉したり、風俗・習慣を改めたりすることはせず、たゞ元の一侯國として、これを經濟的に搾取(朝貢させる)することが目的であつた。かれが幾度も幾度も辛抱強く、その使者を日本に派し、大陸の形勢を説いて、日本を服屬させようとしたのを見ても、その大度量が推して知られる。

いよく戦争となつても、かれの從來の遣口から見ると、かれは日本を蹂躪して、その富の資源である人民までも殺戮しようとは考へて居なかつた。それは弘安四年の役にかれが范文虎の江南に赴くに臨みて論したところによつて明かである。かれは百姓の大切な寶であることをよく心得て居た。かれは東西に於ける大民政家の一人である。かれの兵が壹岐・對馬に於いて演じた大蠻行と、かれの人物とは、全く別個に考へることが公平である。

弘安四年の慘敗の後ですら、かれは尙ほ能ふべくんば、平和の手段で日本を服屬させようとして居た。かれには一方に著々戦備を修めながらも、他の一方で如智の如き僧を以て日本を説かせようとする大度量があつた。これはかれの死後であつたが、名高い寧一山が成宗(鐵木耳)の使として日本に來たものもそれが爲であつた。

かれは初めから持久戦の覺悟で兵を日本に送つた。元の軍艦には農具を始めとして、平和の器械の多く搭載されて居るのが發見された。

弘安四年の役に敗れたのは、江南から發した范文虎の期を愆つたことも一つの大きい原因であらうが、何といつても前役の慘澹たる經驗からわれに十分の防備があり、わが兵もまた異國との合戦に熟したことが第一の原因であらう。文永十一年の役でさへ、敵がわが兵の意外に多く集中されて居るのに驚き、勝に乗じて進まず、箱崎に戦つた夜、わが軍の水城に退却する間に、一兵も残さず、船に引揚げてしまつた。さうして敵將・忽敦は熱心に班師を主張した。

いづれにしても、この兩役に北條氏が急速に大軍を九州に集中し得たことは、偉とすべきである。さうしてその裏面には、すでに宋代から、わが僧のかの地に往復するものが絶えず、元の世となつてからも、依然禪僧の往來が頻繁で、大陸の事情が元の考へる以上に精しくわが國に傳はつて居たといふこともあつたであらう。文永七年、宋から子曇の來た時も、蒙古の間牒ではないかといふ噂があつ

たほどである。(總評追補―北條時宗と國際道義、本書第一二二―二二ページ参照)

## 第二 海戦として觀た元寇役

文永十一年の役に日本に押寄せた元の戦艦は、大部分朝鮮で建造されたものやうであるが、弘安四年に范文虎が十萬の兵を載せて江南から押寄せた船は、南支那の地で建造されたものと見なければならぬ。果してしかりとすれば、范文虎の乗つて來た船は、マルコーポロがペルシアの汗に嫁ぎゆく忽必烈の公女を送つて、泉州を發し、南洋を経て、ペルシア灣に赴いた巨艦と同じ構造のものであつたといふことが容易に想像される。その艦隊が『南洋の多島海』を通過しつゝ、ある光景を描いたフランスの古い版畫は、すでに参考として『王朝編』の中に挿入して置いた。(同書第三五ページ参照)その巨艦の構造につき、マルコーポロは支那からの歸路(旅行記第三篇)すなはちインドに關する記述にうつるところで、次のやうに述べてゐる。

先づ第一にインドの島々の間を往來した商人の船について語ることにする。人も知る如くこれらの船は樅材から出來てゐる。船室は五・六・十もあるが、甲板は一つしかない。商人達は、各自その一室を占めて、まことに安穩に航海することが出来る。舵は唯一つしかないが、帆柱は四本ある。又時には二本の補助的の帆柱を持つてゐることもある。つまりそれで自由自在に航海することが出來た。又大きな船になると、暗礁に乘上げ、或は鯨の襲撃に遭つて、船に穴の出來た場

合に備へる爲に丈夫に板張した室を、十三位持つてゐる。この鯨の襲撃はしばしば起ることである。といふのは船が進んで行くと船尾に波がしらが立つから、鯨はそれを何か食べ物が浮いてゐるものと思つて、飛付くので、船のどこかに穴があくのだ。かやうな場合には、自然海水がその穴から船の中腹に侵入するので、水夫達は破損の箇所を確めて積荷を隣の室に持込む。間仕切は功妙に板張りされてゐるから、海水が一つの室から他の室に侵入する心配はない。それから水夫達は、穴を塞いで積荷を置換へるのだ。

船材のしめつけはすべて上等の鐵釘で出來てをり、船側は二重の板張りになつてゐて、船底には内外から船茹が詰まつてゐる。かれらは瀝青を持つて居ぬので板にそれを塗つけることはされぬ。しかし船側には何か他のものが塗附けられてゐる。かれらはこれを瀝青より遙によいものと思つてゐる。すなはちかれらは、ライムの實と麻の實とを採つて來て、或る植物の油でこね合はせて、これらの三つが完全に混合すると、膠のやうなものになる。それを船に塗るので。

大きな船になるとどれにも二百人乃至三百人の水夫を要する。一艘の船で、今日見られるものよりも遙に大型であつた胡椒籠が、五千もしくは六千も運搬された。それで見てもこの船がどんなに驚くべき巨大なものであつたか分る。そしてこれらの船は、風の無いときには撓を使ふのであるが、その撓は非常に大きなもので、一挺に四人(『王朝編』第三五ページ挿畫参照)掛からなければ

ばならぬ。大きな船にはどれにも、或る大きな三檣船又は給仕船が附載されてゐる。これらの補助船は、優に千籠の胡椒と五十人乃至六十人(或るものは八十人乃至百人)の水夫とを乗せることが出来る。これも同じく撓で進行し、親船が撓を使つてゐるやうな時は親船を曳いて助勢するのである。各船は二艘乃至三艘の三檣船を持つてゐるが、その中の一艘は、他の船より大きい。また各船は、碇を卸したり、魚を捕つたり、その他小用を足す爲の小型のボートを十艘位持つてゐる。航海する時には、船側にくくり付けて置くのである。又大型の三檣船になると、ボートを持つてゐることは同様である。

船を一年間航海に使ふと、かれらは船を修繕したが。かれ等は最初の二枚板の上に第三枚目の板を釘付けし、船底には船茹を詰める。かくして年々必要に応じてその上に板を張つて修繕する。しかしこれも数年間のことで、板張りが六回重なるまでの間のことである。船の修繕も六回に達すると、もう大洋には出なくなつて、それからは續く限り沿岸航路に利用し、最後はぶつつぶして了ふのである。

さて以上はインド洋及びインドの島々の間を航海する船について述べたのであるが、これから話はいよいよインドの多くの奇習異俗にうつるのである。しかし、その前に話して置きたいことがある。それは現にわれわれの居るこの大洋の一隅に存在する一聯の群島に關してだ。さらばチパン

グー(Chipangu)と呼ばれる島についての物語を進めること、しよう。

(附記) マルコポーロの旅行記は、こゝから一轉して有名な日本の記述にうつるのである。最後の一節は採用の目的からいつて全く必要はないのだが、マルコポーロはこゝで初めて日本に對し、チパングウといふ名稱を用ひて居るので、讀者の参考までに附加して置いた。チパングウはいふまでもなく、支那人がニッポンを訛つて呼んだことばで、Jih-Pan-Kweeから來たものに違ひない、これでニッポンの稱呼が、どんなに古くから行はれて來たものであるかよく分る。よけいなことかも知れぬが、幸田成友博士が、富山房の中學用『新撰日本歴史』の巻頭で、『やまと』が原日本民族本來の稱呼であつたやうに書いて居られるのは、この著者と全く見解を異にする。『やまと』の稱呼の起原に關しては『建國編』(同書第二四七―二四九ページ参照)、『王朝編』(同書第六五―六七ページ及び第一四五―一五二ページ参照)の二卷に詳細な論述がある。

凡そこれらの大船巨舶は、福州・廣東・若しくは泉州を發して、臺灣海峽を通過すると、直に池のやうな南支那海に出て、殆ど潮流らしい潮流、氣流らしい氣流と接觸することなしに、南洋の多島海をインド洋に出るのである。廣東とベルシア灣とをつなぐ貿易航路は、既に漢・魏の時代から開けて居り、『建國編』第三二―三一九ページ参照)唐代には僧・義淨もこの航路をとつてインドに赴いた(『封建編』第二四九―二五〇ページ参照)のであるが、この南洋航路に用ひられて來た支那の巨船は、日本の征服には、全く不向きのものであつた。(『王朝編』第二三―二五三ページ参照)江南を發して日本を征服するには、東支那海を八重山列島の沖合まで乗出したところで、黒潮の支流にぶつ突かるのだ。この黒潮の恐ろしい

威力こそは、支那人がその南方航路に於いては曾て経験しなかつたところのものだ。なぜかといへば、世界の海洋を通じて、フィリッピン群島の東方沖合から、一直線に日本聯島に押寄せて居る黒潮本流（北赤道海流）ほど恐ろしい潮流は他にないのだ。しかも、それほど恐ろしい潮流が、南支那海には殆ど少しの影響も及ぼして居ぬ。いや、影響を及ぼして居らぬのではない。黒潮本流の猛威に對して防波堤の形をなして居るフィリッピン群島が、南支那海にあんな公園のプールのやうな靜謐を與へて居るのではないか。

いづれにしても、江南の地で建造される支那の巨船は、一種のお座敷船であつた。曾て海流らしい海流の試練も經たことがなく、氣流らしい氣流のテストにも、遭つたことのない支那の巨船に、『湖』といふ字からさんずるを取除いた大陸人（胡人）が乗込んで、黒潮の高鳴る、季節風の吼えたける日本國に押寄せたのだ。かれらは海といへば湖水より外に知らぬ。胡にさんずるをつけて『湖』を現はした支那の文字が、胡人の弱點を何ものよりも雄辯に物語つて居る。元は胡人の國である。讀者はすでに中央アジアの曠野を疾風の如く席卷し、小アジアを馬蹄に一蹴して、怒濤の如くコンスタンチノープルに薄つた蒙古人（チムール）が、帶のやうなボスフォラス海峡に支へられて歐洲を蹂躪することが出来ず、一旦軍をサマルカンドに班し、その銳鋒を支那本土（明）に向けたことを學んだ。忽必烈が黒潮と季節風との間に二千年の歴史を矜持して來た日本國の征服に失敗したのはむしろ當然のことだ。

河野通有・合田五郎・草野次郎・竹崎季長（『封建編』第三一四―三一七ページ挿畫説明参照）大矢野種保等が輕舸を操つて、見上げるやうな元の巨艦に漕寄せ、死角を利用して、散々に敵を打惱まして居るのは、日本人得意の小ぜりあひとして一笑に附すべきものかどうか。

### 第三 元寇役が日本の武士道に與へた影響

建國以來、渾一民族を以て國を成し、異民族との間に戦を交へた經驗に乏しかつた日本民族の長所は、やがてその弱點でもあつたのだ。もちろん、元軍に對して一騎駈けしたものは、十三歳の少貳某ばかりではなかつた。元軍は日本軍の陣地から、一騎駈けして戦を挑むものがあると、左右に翼を張つて中にとり込め、めつたやたらに打殺してしまつた。『八幡愚童記』に左の記述がある。

楯・鋒・長柄・物具のあき間をさしてはづさず、一面に立ち並んで、若し寄する者あらば、中に包んで引退き、左右より端を廻し合せて、とりこめて、皆殺しける。其中によくふるまひて死したる者をば、腹を割き、肝を取りてぞ呑みける。

殊にこの戦で、日本軍の惱まされたのは火砲（註）の威力であつた。元軍の發した火砲の彈丸の大きさは鞠ほどもあり、その聲が空に轟き、霹靂の如く鳴りわたつたとある。『八幡愚童記』によると、かれは退く毎にこれを發したものの、如く、日本軍の馬は、この音をきくと、多く棹立となつて驚いた。さうしてわが陣形の亂れ立つのに乗じてかれは毒箭を雨の如く注ぎかけた。

(註) 元軍の用ひた火砲は、宋代にあつた旋風・單梢・虎蹲などいふもの、類で、後にポルチユガル人の傳へた鐵砲とは全くその制を異にしたものである。けれども、元軍の發した砲の威力は英雄中心のわが騎戦を、根柢から覆すに十分であつた。元弘・建武の兵亂とともに、英雄の騎馬戦は漸次兵卒の團體戦に遷り、槍といふ新しい武器も現れて、日本の戦術・陣法はやがて來るべき大革命を期待するものゝ如くであつた。果然革命の火は先づ西南の一隅に點せられた。後奈良天皇の天文十二年八月二十五日、ポルチユガル人が種子ヶ島に上陸して小銃を傳へたのがそれである。

鐵に毒藥を塗つて、すでに戦鬪力を失つた敵兵の命までも奪はねば措かぬといふあくどいやりかたは、大陸に國を成し、異民族との接觸になれたものでなければ考へも及ばぬ残忍なことである。毒瓦斯などいふものも、畢竟するに大陸諸國に於ける異民族戦の産物であつて、日本民族のやうな恵まれた事情の下にあるものが、發明しさうなことではない。

源・平・時代に行はれた騎馬戦武士道(本書第一二三—一六二ページ参照)すなはち合戦の作法(ツウナメント)なるものは、元寇の役で最後の止めを刺されてしまつた。しかし、さうして古い武士道に引導をわたしたものは、元寇の役に於ける經驗ばかりでなく、元寇の役を機軸として發達した新しい武器と武具との發達によるところが大きかつた。しかも、そのもとは、元寇の役に於ける異民族との接觸にあつた。

文永十一年十月十九日、勝ち誇つた元軍は、遂に今津の海岸に上陸して、箱崎方面に打つて出た。對馬・壹岐の兩島を屠つて、惡鬼も赤面するやうな蠻行を働いて來た元の軍にも、戦の法といふものはあつた。かれらは鼓を打ち、鑼を鳴らして進退し、展開・集結ともに團體的訓練に基き、火砲に掩護されながら秩序整然として押寄せた。

ところが、これに對する日本軍の陣容はどうであつたか。日本の將士はこの時まだ騎馬戦時代の古い陣法をそのまゝ承けついで、しきりに一騎駈の功名手柄を競つて居た。その最もよい證據として少貳某なるものが、年はじめて十三歳、初陣の作法に従つて馬を陣頭に進め、勇ましく名乗りをあげて敵陣に小箭を發したが、元軍にはこの遊戯のやうな行爲が、何のことやらさつぱり分らなかつた。元軍からは一時にとつと笑聲が起り、同時に鑼・鼓を亂打する音がきこえた。

#### 第四 槍の發明

元寇の役に於いて、日本軍が火藥と團體戦との洗禮を受けた結果は、歩兵戦に著しき進歩を促し、元弘・建武の頃に至ると、雑兵の訓練といふことが、大に重要視せられるやうになつて來た。歩兵戦發達の結果として先づ槍といふ新しい武器が現はれた。槍といふ漢字は『古事記』『日本書紀』『軍防令』『延喜式』『三代實錄』などに見えて随分古いものであるが、それは要するに當時の『ほこ』に當てはめたもので、『やり』の發明されたのは正しく元弘・建武の頃である。槍の戦記に見えた始めは、建武二年



(西紀一三三五年)正月三井合戦の時、土矢間から、鎗(槍)・長刀を出して散々に突立てたのを義貞の臣一亘理新左衛門が十六本まで奪棄したとあるのがそれである。(太平記)それに續いては貞和四年(西紀一三四八年)十二月、楠木正行の住吉合戦にも槍に關する記事が見える。槍の發明者は和田賢秀であるといひ、(雑々拾遺)又、近江の人一天國九郎俊長であるともいふ。(古今銘鑑)いづれも吉野朝時代の人である。槍はかくて歩兵戦の發達とともに起つたが、その戦争に最後の決定を與ふる重要な武器となつたのは鐵砲渡來の後である。詳しくいへば槍は鐵砲の渡來によつていよいよその使命の重大を加へたわけであつた。

### 第五 軍隊編制上に及ぼした影響

日本で軍隊の規模の著しく大きくなつたのは、鐵砲の使用が全國に普及し、足輕隊の訓練が軍の勝敗を決する重大な要素となつてから後のことであるが、しかし、鐵砲の渡來以前から、すでにその傾向はあつた。讀者はすでに前編(封建編)に於いて平安京時代、地方豪族の私闘に用ひられた兵力が、極めて小規模のもので、これを戡定する爲に派遣され朝廷の兵力もまた極めて微々たるものであつたことを學んだ。しかるに源頼朝が兵を東國に起し、關東の諸豪族を従へて鎌倉に入る頃から、軍隊の規模が急に大きくなり、頼朝が隅田川を渡つて武藏に進出した時、三萬騎と稱せられた軍隊が、富士川に對陣するまでには關東の諸侯を合して二十萬(東鑑)、平軍は京を發する時三萬餘騎であつたものが、

富士川に達するまでに五萬餘騎(源平盛衰記)といひ、七萬餘騎(平家物語)といひ區々である。これを俗書の誇張として考へても、日本全國が二手に分れて天下の權を争つたのであるから、かなりの兵數であつたといふことが思はれる。

かくて奥・羽の邊から、西海の涯に至るまで、兵力を以て鎌倉幕府の節度に服せしめた頼朝の仕事は、大名・小名の國民的自覺を促し、從來地方的であつた諸豪族の戦争目的を全國的に轉換させ、隨つて軍の編成を急速に大規模にするに與つて力があつた。承久の兵亂によつて、一たび鎌倉に集中された『御家人』の軍隊は、文永・弘安の國難に際して再び西海に集中せられ、元弘・建武の兵亂にはそれが宮方と武家方とに分れて全國的に策動した。

かやうに軍隊の編制がますます大規模となり、その作戦が全國的に擴大されて行くにつれて、交通及び運輸機關が著しい發展を遂げ、水陸の要衝が驚くべき勢を以て都市化して行つた事情は察するに難くない。永享十年(西紀一四三八年)八月、將軍義教が、上杉持房を大將として、持氏追討の師を起した時には、その勢十數萬騎、二十三日に京都を發して先陣が濱名の橋に達した時、後陣は尙ほ熱田の橋に在つたと記述されて居る如き、歐洲に於ける十字軍の往來を聯想させるに十分である。日本の歴史といへば、とかく歐洲の歴史よりも、三世紀も四世紀も後れて居たのを、明治維新後、僅々五十年間の努力で、一躍それに追いついたといふやうな馬鹿なことを考へて居る人が、今日でもなか／＼多

いが、歐洲で十字軍が蜿蜒長蛇の陣をなして、大陸を地中海沿岸の要津に向つて行軍しつゝ、あつた時は、日本でも京都から鎌倉へ、鎌倉から京都へ、宮方の軍隊と武家方の軍隊とが交互に、新しい流通經濟の地ならし工作をしながら行軍を繰返して居たことを忘れてはならぬ。

## 第八節 本補地頭と新補地頭との對立激化

### 第一 本補地頭と新補地頭との形態的辨別

源頼朝によつて基礎工事と水繩作業とを經始された地方分權的封建制度(守護・地頭・の制)は、承久兵亂の後北條氏が新たにその一門・同族の中から、かの戰役に殊勳のあつたものを精つて、これを沒收した公家及び大名の領土の上に補するに及び、完全に建築の效を竣へたといふことが出来る。初め頼朝が日本全國の總地頭となり、その家人を以て各地の地頭に充てた時、事實はともかくも、形式に於いて鎌倉の地頭は、從來の土地の所有者若しくは管理者に對し、收税の事を行ふ一種の地方官に過ぎなかつた。詳しくいへば、土地の持主は、從來の土地の所有者若しくは管理者であり、土地の支配者は鎌倉の派遣した地頭であつたのである。ところが承久の亂後、北條氏は鎌倉幕府の顛覆を企てた公卿の領土を沒收して、これを戰功のあつた一門同族に頒與した。この時に出來た地頭を世に『新補』といひ、これに對して頼朝以來の地頭を『本補』といつた。

新補地頭と本補地頭との相異は、土地の所有權と支配權とを併有すると、その然らざるとにあつた。すなはち新補地頭の場合に於いて、その補せられた土地は、承久の亂に滅びた公卿の舊領であるから、別に持主といふものがない。故に新補地頭は、土地の所有權と支配權とを併せてこれを領有した。斯くの如くにして、日本に土地の所有權と支配權とを併有する大名が出來たといふことは實に注目すべき社會上の一大變革であつた。

### 第二 本質から見た本補地頭の内容及びその多角性

しかしながら、これは本補地頭と新補地頭とをその權限の上から見た形態上の分類であつて、本質上の分類ではない。更に一步突込んで、本質上からこれを見ると、一概に本補地頭といはれたものの内容がまた頗る複雑であるのだ。

本補地頭の多くが、(一)源頼朝によつて直接、諸國諸領の上に封せられた守護・地頭であつたことはいふまでもない。これらの守護・地頭は主として頼朝の家人の中から簡ばれたもので、後に北條氏がその一門同族の中から、新補地頭なるものを封するに及び、前者は『御家人』の稱號を以て、後者に對する身分の誇りとした。だが本補地頭の誇りはそれだけでなかつた。(二)神武天皇の御肇國以來、代々天皇の皇子が、『別皇子』として諸道僻遠の地に派遣せられ、そこに集團屯置せられた人民——隼人・倭囚・夷俘などの幾百戸かを賜ひ、その勞働力と特殊技能とを土臺として、追々に獨立の地方生

活を營みつゝあつたことは、『王朝編』及び『封建編』の前二巻を通じて本史の力説し來つたところだ。この種の地方豪族には、『別皇子』を以て宗とするものの外に、『國造』『縣主』『稻置』等、貴族(天孫民種)の中から簡派されたものもあつたこと既に述べて置いた通りだ。(『王朝編』第二七六―二八一ページ参照)ところがこれら地方的諸勢力の中、大わだつみ族、又の名あづみ族(海人部)に至ると、その管理者と部民との關係に於いて前者と少しく異なるところがあつた。諸々の國津神の中、大わだつみ族はすでに高天原以來、この國土を介して天上の諸神に奉仕し、天孫・瓊々杵尊以降、神祖御三代の葦原中國御經略にも、神武天皇の大倭御肇國にも、神武天皇以降、歴代天皇の大八洲御統一にも、終始一貫その親衛として天業の翼賛に忠誠をつくし奉り、曾て一度も抵抗干犯の色を現はしなかつた。さればこの民族の特殊文化の一面である産業の徳を體現する豐受姫神は、外宮として伊勢の聖地に皇祖・天照大御神の御靈と並び齋かれ、同じく航海操船の徳を具象する宗像三女神は、古來あづみ族の占據した全國各地に嚴島明神もしくは辨財天の形で奉祀され、同じく徒立(武徳)を代表する八幡三所大神は、皇城の鎮護として或は隼人・蝦夷の抑へとして、山川河海の隘路を扼する要害の地に奉祀されて居るのである。

さればこの大わだつみ族(あづみ族―海人部)に對する歴代朝廷の御優遇は、隼人・倭囚・夷俘の徒と大にその選を異にし、多くは居ぬきのまゝ、その部族の長を以て、その管理統轄(見る)に任じさせた

やうである。既に『王朝編』の中に詳述して置いたやうに、大わだつみ族の本地は筑紫の豐(豐前・豐後)であるが、安曇氏はこの豐の大わだつみ族を居ぬきのまゝ、その族長・豐玉彦の子・穗高見命に賜つた姓のやうである。(『王朝編』第七六―九九ページ及び同書一四二―一九一ページ参照)もちろん、稀にはこの部民を別皇子もしくは國造・縣主等に賜つた異例もあつたであらうが、この種族に限り、原則として自治が許されたわけだ。それは全く高天原以來の殊勳に對してであつた。

### 第三 あづみ系諸大名の勤王的傳統精神

かやうに神武天皇大倭御肇國以來、諸道僻遠の地に根ざして、獨立の地方生活に進み入りつゝあつた地頭の内容は頗る複雑で、その本質の上に可なり根元的な相違はあつたが、大化革新の御企畫はこれらの地方豪族を一括して新しき法律制度の前に平等の地に立たせ、土地・部民に對する特權を奉還させることが主眼であつた。(『王朝編』第四一〇―四一六ページ参照)ところがさうした折角の御企畫も、それを實施するには、當時まだあまりにも幼稚の域に彷徨しつゝあつた一般文化の程度に基く種々の事情に妨げられて、地方僻遠の地には、徹底するところまで行はれなかつた。

源賴朝によつて『本領安堵』の承認書(御墨附)を交付された地方諸豪族の中にはさうした由來の古いものも少くなかつた。すなはち、神武天皇以來、歴代の天皇によつて地方に封ぜられた『別皇子』を以て宗とするもの、大化新制以前から既に續々地方に封ぜられ、深く地方的獨立生活の根をおろして來

た『國造』『縣主』『稻置』等を以て宗とするもの、更に又、その祖神歴代の殊勳によつて朝廷から特に自治生活を許されて來たあづみ族等、その内容は種々雑多であつたが、頼朝から居ぬきのまゝ、『本領安堵』の承認を得て、『御家人』の稱號を誇りとして居たことに至つてはすなはち一であつた。

このあづみ族の地方自治生活に根元する本補地頭は、承久兵亂の際にも、その祖神以來の傳統に蘇つて、直に朝廷の御味方に馳せ加はつた。信濃あづみ族の族長仁科盛遠が、熊野行幸の御路次に後鳥羽上皇に拜謁仰付けられ、關東の思はくを憚るに違なく、直に西面の武士に召出されたのも、畢竟あづみ族に傳はる神代以來の血統の誘導であつたわけだ。宮崎定範・糟屋有久等北越及び加・越・能・三州のあづみ族が直に盛遠に應じて奮起したのも當然だ。

承久一件の再發とも見るべき元弘・建武の兵亂を経て、吉野方(宮方)と京方(武家方)との對立時代に入ると承久兵亂及び元寇役の後、北條氏によつて政治地圖を塗りかへられなかつた全國のあづみ系諸大名は、相呼應して吉野方(宮方)を支持した。今こゝでその詳細を物語らんには、餘りにも筆路の多岐に失して、讀者を五里霧中に彷徨させる恐れがある。この段は記述のそのくだりに及ぶを俟つて、細説するを適當と信ずる。

こゝで記述が、北條氏の元寇役後に處して行つた戦後經營にもとどる。

#### 第四 新補地頭の内容

文永・弘安の役(元寇)後も、幕府は新に金澤實政を派して、少貳・大友・島津・三氏とともに九州の軍務を掌らせ、探題を箱崎に据ゑ、六波羅から北條兼時を派して姪ヶ濱に置き、名越時家をして、九州の地頭を總轄させた。少貳・大友・島津・三氏は、いづれも頼朝以來の舊地頭である。すなはち、大友氏は中原氏、少貳氏は武藏氏、島津氏は惟宗氏の後で、元寇の役には、いづれもその家國の運命を賭して抜群の働きをした。ところが元寇の役後、九州の探題に任ぜられた北條兼時はもとより、名越・金澤の兩氏ともに北條氏の族人であつて、頼朝の取立てた守護・地頭とは自ら別格のものであつた。かやうにして北條氏が機會ある毎にその藩屏として取立てた新大名は、名越氏・金澤氏・大佛氏・佐介氏・赤橋氏・甘繩氏・普恩寺氏・江馬氏を初めとして、高時の時までにはその數實に數百の多きに上つて居た。一は頼朝に従ひ戦場の功によつて補せられた大名である。他は北條氏を幹として枝葉を擴げた、新興大名である。新興大名は執權家の勢威を恃んで舊來の大名を凌侮しようとする。舊來の大名はその祖先の功を誇つて新興大名を卑視しようとする。こゝに自然の勢として、新・舊・地頭の勢力争ひが起つた。北條氏の天下は、この時に於いてその根柢に一大龜裂を生じたのであつた。

國司と地頭との關係が、到底兩立し難いものであつたこと、及び承久の兵亂後は、朝廷ももう正面から土地人民に對する支配權を幕府と争ふことを斷念しなければならなかつたことは前に述べた通り

である。又、頼朝の統一により、従来邊地にあつて王化に服せず、殆ど獨立國の形を成して來た諸豪族が、幾分その土地と權力とを縮小されたことも前に述べた通りであるが、この兩者は他の一面に於いて大に利害の一致する點もあつた。すなはち舊來の諸豪族は、鎌倉の命令を聽くことによつて、從來他の強大なる地頭・豪族・から故なくして、その領土を侵略せられた危懼と不安とを免るゝことが出來たので、その折合は先づ圓滑に運んだ。ところが、北條氏の取立てたいはゆる新補地頭と頼朝以來のいはゆる本補地頭との折合は頗る困難であつた。元寇の役後、舊地頭は北條氏の政治に倦み切つて、何かしら新しい運動が起ればよいと私に期待して居たところへ、後醍醐天皇の綸旨が八方に飛んだので、かれらは、われもわれもと、先を争つて錦旗の下に馳せ集つたわけであつた。

(元寇總評追補—北條時宗と國際道義) 元の世祖—忽必烈が必ずしも現に日本人の多數によつて誤認せられて居る、侵略戦争一點張りの血に飢えた虎狼のやうな君主でなかつたことは、前掲、元寇總評の第一(本書第一〇三ページ参照)に詳述して置いた通りであるが、この記述に對して讀者の腦裡に先づ浮んで來る疑惑は、わが方で執權—北條時宗が、屢次に互り、忽必烈の派遣した外交交渉の使節を斬つたことに對する國際道義の問題だ。この點は北條時宗の爲に辯疏するといふよりも、むしろ日本人の國際道義性の爲に大に辯疏して置く必要がある。北條時宗は元の使者を斬つたと一概にいへて居るが、それは文永十一年の入寇で壹岐・對馬・がむごたらしく荒されてから後のことで、それまでの使者は國法通り太宰府の客館に延いて鄭重に取扱はれ、護衛兵までつけて間然する所なき禮遇の與へられて居ることを見落してはならぬ。われは忽必烈の人物を正解すると同時に時宗の國際道義に厚かつたことをも正解せねばならぬ。

## 第四章 騎馬戰武士道から徒歩戰武士道へ

### 第一節 東西武士道の比較

#### 第一 西歐に於ける戰爭道德とキリスト教との關係

日本は有史以來、アジアの東方海上に孤立して獨自の文化を營んで來た單一民族から成る國家である。しかもこの民族は世界に稀らしい複雑な混血種ではあるが、その混血の行はれた民種淘汰、すなはち、血醒い民種の存立競争なるものは、完全に歴史以前の深い霧に包まれてしまつて居て、歴史あつて以來は、海を越えて押寄せて來る異民族の爲に一度も征服されたことのない、世界稀に見る幸福な民族である。西洋でいへばフランス人を第一として、イギリス人なども随分複雑な混血種には相違ないが、その混血は、文字の歴史が始まつてから後の生々しい事實に基くものも多く、その生々しい事實がまた、かれらの戰爭道德、すなはち武士道に、日本民族とは格別な、特異の色彩を施して居る。西洋にも武士道は發達して居る。日本の武士道に最も近いものに古くストイシズムがあり、中頃、ナイトフッド、すなはち騎士道が發達し、近き世に及んでそれがセントルマンシップとなつて居る。こ

の武士道の精神の法律化したものが近世の国際法であり、更に制度化したものが赤十字聯盟の如きものである。しかし西洋の武士道は、騎士の行儀作法にしても、近世の紳士道にしても、必ず何程か宗教によつて涵養され、教化されて出来上つた跡が著しい。『爾の敵を愛せよ』とか、『惡に敵するなかれ』とかいふキリスト教の教によつて本來の野獸性—歴史が有つてから幾度も征服したり、征服されたりした生々しい修羅の妄執を矯直された形跡が著しい。西洋に若しキリスト教がなかつたとしたら、戰場にどんな光景が展開されたか、それこそわれわれ日本人などの想像も及ばぬものがあつたに相違ない。国際法にも、その根柢にはキリスト教がある。赤十字にも、その土臺にはキリスト教がある。西洋の文化は何でもかでもキリスト教と結付いて發達して來て居る。

## 第二 日本に於ける戦争道德の自然發生

ところが日本の場合には、それとは少しく趣きを異にして居る。日本民族の對敵行動は宗教によつて矯直される必要なく、坊さんの説教によつて悔改めさせられる必要なく、渾一民族として、自然に具備して來た慈悲忍辱の心によつて事が足りて居たのだ。日本にはキリスト教の渡來する久しい以前、すでに佛教が渡來して、平安京以後は武士階級の間にも廣く信仰を得て居たのであるが、いはゆる各派の名僧智識が武士階級の間を受持つた役割は、その生死觀によつて武人の生命に對する妄執を濟度することか、しからざれば戦死者の後世を弔ひ冥福を祈るといふ仕事に限られて居たやうである。女

子供のやうな非戦闘員に對して危害を加へるなとか、残酷な仕打をするなとかいふことは、何も破鐘のやうな聲を張揚げ、大袈裟なデエスチュアをして説法して歩く必要はなかつたのだ。

源・平・戰の時代から鎌倉時代を経て戰國に至る間には、社會の事情にも、經濟の状態にも著しい變化があり、従つて戰術・陣法・の如きも、長足の進歩を遂げて居たこと故、武士の氣性も、風尚も、必ずしも昔のままではなかつたのであるが、概して日本武士にはどこかに、殆どそのすべてが熊谷次郎直實であり、又ナイチンゲール嬢であつたといふ節のあることが窺はれる。つまり日本國內の戰爭で、は、特に武士道を法律化して国際法を作るとか、赤十字條約を締結するとかする必要がなかつたのだ。西洋にさういふ法制の發達して居るのはそれによるのでなければ、戰爭の慘禍が防ぎきれなかつたからであらう。

一例を舉げて見ると、楠木家三代の英主楠木正儀は、これをあらゆる方面から觀察して、當時の武將中最も經世濟民の智略に長けた高邁卓抜の士人であつたやうに思はれるが、正平十六年九月二十八日父兄の志をついで、兵を攝津國・神崎・杭瀬・の間に出し、佐々木秀詮及びその弟氏詮を攻めて大いにこれを破り、斬讎二百七十餘人といふ素晴らしい戰果を擧げて居る。この時佐々木勢は楠木勢の爲に神崎の橋詰に追詰められ、水に溺死するものが夥しかつたのを、正儀は秀詮兄弟に對しては少しも追撃の手を緩めず、遂に兄弟の首級をあげて父兄の靈を慰めたが、すでに戰鬥力を失ひ、溺死しよう

とした敵兵は、命じてこれを水中から救出させ、衣類を給し、手當を施した上、捕虜と、もに釋放させたといふことが傳へられて居る。

正儀のこの仁慈は確かな史實であるが、これと似た傳説が河内國赤坂なる大楠公の館址に近い淨瑠璃寺の境内にも残つてゐる。すなはち正成は建武中興の勳功により、攝津・河内・兩國の守護に補し、檢非違使に任じ、恩賞方・雜訴決斷所・窪所ノ寄人・を兼ね、正六位の上に敘し、ついで從五位の下に陞められ、身にあまる恩榮に浴した時、そゞろに千早・赤坂・兩城の激戦を想起し、攻防兩軍の戦死者を弔ふ爲に一視同仁の慰靈塔を建てた。それが今、赤坂の淨瑠璃寺に残つて居る敵塚・味方塚・兩基の塔だといはれて居る。この親にして、この子・正儀のあつたことに何の不思議があらう。これは少しどうかと思はれるが、京都に遊び、嵯峨の寶篋院といふのに參ると、楠正行(小楠公)の首塚といふものがあり、足利義詮の墓と並び建てられて居る。或は河内の淨瑠璃寺の敵塚・味方塚・を模して造營されたものではないかとも思はれるが、その穿鑿は他日に譲るとして、兎に角、かういふ敵・味方・を超越した仁愛の思想が日本人によく受容られて來て居ることだけは確かである。

越後の上杉謙信が、その宿敵・武田信玄のひどく鹽の缺乏に苦んで居るのを聞き、これを救つたなどいふのもその一例である。謙信は信玄が海の出口を持たぬ國に占據して、ひどく鹽の缺乏に苦んで居ることを聞くと、よし甲州に鹽を送つてやれ、たとひ宿敵にもせよ、鹽の缺乏に苦んで居るものを攻めるといふ法はない。鹽で敵を苦めるなどは情を知る武士の爲すべき途でないといひ、甲州にたくさんの鹽を送つてやつたといふ話が傳はつて居る。

### 第三 日本の萬國赤十字條約加盟

日本が始めて萬國赤十字聯盟條約に加盟を許されたのは明治十九年のことで、西洋人はその頃でも、日本のやうな未開國がこの條約に加盟しても、戦争の場合、果して公約を履行して行けるかどうかを危み、日本を條約に加盟させることを、非常に躊躇したものであるが、今の石黒忠篤先生のお父さん忠惠翁あたりが大へんに心配をされ、百方日本の民族性を説明して辛うじて聯盟條約に調印することが出来たといふことをきいて居る。この話をきいた時、私のひそかに考へたことは、日本としてはそのいはゆる博愛仁慈の心なるものがあまりにも有りふれた尋常茶飯の事であつて、特に取立て、いふ程のことでもないので、忠惠翁あたりが、書物や記録の中からその例を探し出すのに、大分骨が折れたのではなかつたかといふことだ。

日本内地で戦争の場合、武士が敵方の女子供に指一本も觸れず、厚く保護を加へて、その然るべき筋に送届けたといふ事實は、随分古くから確かな文書に現はれて居る。もちろん、二千年といふ長い歴史のことであるから、それと反對の事實も鵜の目鷹の目で探せば出て來るにきまつて居る。しかし著者のこゝにいふのは大陸諸國の戦争とくらべての話だ。

## 第四 餘五將軍平維茂が兵燹の裡に敵將の妻を保護した話

日本で戦争の場合、武士が敵方の女子供を厚く保護した記録の最も古いもの、一つとして、『今昔物語』卷二十五にある記述を挙げることが出来る。この本には世人が歌舞伎の『紅葉狩』でおなじみの餘五將軍平維茂が、まだ年少で奥州に居た頃、その地方の豪族澤侯四郎藤原諸任と火の出るやうな莊園争議をやつて、到頭互に兵を構へることになつた騒動の顛末が、細かに記されて居る。

さて維茂と諸任との對局で諸任は伴つて一旦兵を引揚げ、常陸に身を避けたのであつたが、維茂の油断に乗じ、一夜急に襲つて維茂の館に火をかけ、その郎黨二十人をみなごろしにした。この時、維茂は女のかつぎを被り、館に近い泥沼の中に息をころして居たが、諸任が館の焼跡から黒焦の屍體一つを掘出し、不覺にもこれこそ維茂であると早合點して、その焼首を搔き、凱歌を擧げて引揚げたのを、變をきいて追々に馳せ集つた騎馬武者七十餘人、歩卒三十餘人と、時を移さず反攻に移り、勝誇つた諸任の軍が、中途に泥酔して夜營して居るところを襲つて、咄嗟に諸任の首を擧げ、更に馳せて諸任の館に薄り、火を放つて存分に仕返しをした。

この時だ。維茂は恨重る諸任の館を焼討しながらも、士卒に嚴達して澤侯四郎の妻とその女房達とには指一本もささせず、厚き保護を加へて、その地方の豪族で『大君』と呼ばれて居た兄の家に送り届けさせた。『今昔物語』はその時の状況を、こんな風に書いて居る。

『餘五が軍ども、是非なく討入つて、屋共に火をつけ、向ふ者をば射殺して、人を入れて澤侯の妻をば、女房一人を具せしめ、引出して馬に乗せて、市女笠をきせて現にも見せず、女房も同様にして餘五が馬の傍に立て、屋どもに火皆付けて、凡そ女をば上下、手なかけぞ、男と云はんものをば、見えんに随つて射倒せよと云(ひ)ければ、片端より皆射殺しつ。其中に不意に逃ぐる者も有けり。燒畢て後、日暮方に返るに、かの大君が家の門に打寄りて、自らは否み、参り入らず、澤侯の君の妻には聊か耻も見させず、かく御妹におはしぬれば、それに憚り申して、慥に將る奉りたる也と云ひ入れさせぬ』云々。

かやうな記事は後世の史籍に、應接に遑なきほど多く發見されるのであるが、これは事が平安朝の中期に屬し、殊に婦人の貞操に對する一般の觀念が、まだ後世と著しく異つて居たやうに考へられる時代のことであるから、特にこゝに引用した次第である。

## 第二節 骨姓制時代の徒歩戦から封建制時代の騎馬戦へ

## 第一 貴族は貴族と闘ひ奴隸は奴隸と闘つた古代かばね制度の下に於ける戦場の約束

前に述べて置いた通り、有史以後の日本は世界でどこの國にも見られぬ渾一民族を土臺として出来たものであるから、國內に新舊勢力の隆替から戦争が起つても、敵味方の間によく約束が行はれ、戦



争のどさくさに紛れてその約束を破つて恥とせぬといふやうな不埒なもの、極めて少かつたことは、多くの史籍に照してよく分る。もちろん日本は社會的にも、政治的にも、不斷に進歩して止まぬ國家である故、その合戦の約束、武士の行儀・作法・といふやうなことでも、常に進歩し、常に發展してその形を變へて居る。古代には古代らしい合戦の約束があり、近世には又近世らしい合戦の約束があつて、必ずしも古代の約束が近世まで行はれて來たといふわけではないが、その精神には一貫したものがあつて、國際法とか、赤十字聯盟とかいふものが、この國に關する限り、物々しい法律の甲冑をつけて登場したり、大袈裟なデユスチュアで宣傳されたりする必要のなかつたことだけは確實だ。

古代はどこの國でもさうであるが、血統の秩序すなはち身分階級の垣が嚴重を極めたものだ。わが國の場合では、これを『かばね』と稱へ、大化革新の時、皇室の有り難い思召によつてその主要な部分撤廢されたものであるが、インドでは四千年後の今日も、その制度がカアストと稱へ、尙ほ歴然として残つて居る。このかばね制度の行はれて居た當時にありては、兵士すなはち戦闘員の大部分は部民(奴隸)であつた。いひかへれば公民權のない賤民であつた。もちろん貴族も奴隸軍の管理者もしくは統帥者としてそれらの部署につき、戦局の重大な部署を受持つたには相違ないが、敵味方の間でも貴族は貴族と戦ひ、奴隸は奴隸と力を角するといふやうな約束が、自然に發生して居たものではなかつたかと思はれる。後世奴隸制度が崩壞した後にも、大將は大將を選んで組む、名もなきものの中に

討たれて死ぬといふことが大將の非常な恥辱とされたことは、物の本・芝居の科白・などで世人のよく知るところであらう。一兵卒が名ある大將の首級を擧げることが、大した手柄として、立身出世の唯一の途となつた後世でも、一兵卒の手際でどうしてそんなことが出來たか、或はいんちきな方法で討取つたのではないかと、きびしく詮議されたものだ。かやうなことが、すべて古代の貴族は貴族と戦ひ、奴隸は奴隸と取組むといふ不文律の名残ではないかと思はれる。

神功皇后御攝政の初め、麿坂・忍熊の二王が叛いて兵を明石に擧げた時、皇后は武内宿禰とともに、兵を進めてこれを住吉に壓迫し、宇治に追窮し、最後に宇治川を挾んでの對陣となつたことは、國史の上に著しい事實である。この時忍熊王の陣中から熊之凝と稱へる勇士が現れて、一首の歌を高らかに唱へ、北岸に陣した皇后の御軍に呼びかけ、武内宿禰に對して戦を挑んだ。

をちかたの、あら、松原、松原にわたりゆきて、  
槻弓に有目矢をたくへ、うまひとは、うまひ  
とどちや、いとこはも、いとこだち、いざ合はな、われは、たまきはる内ぬ吾兄が、腹ぬちはい  
ささあれや、いざ合はなわれは。

これは熊之凝が高唱した歌である。歌の意味は、今敵の屯して居る向ふの松原に渡つて行つて、槻弓(けやきのゆみ)に有目矢を番へ、貴族は貴族同士、血の親しきものは血の親しき同士、互に相戦つて、勝負を決しようではないか。いざわれは人の恐るゝ武内宿禰と闘はう。かれとてもまさか腹の中

に石のつまつて居るわけでもあるまいから、矢は立つ筈だ。いざ闘はう。これが歌の意味である。これで見ても、かばね制度の嚴重な時代には、それにふさはしい合戦の作法といふものがあり、それが不文の法律として敵味方の間によく行はれて居た事情がよく分る。

## 第二 『こま』の時代から『うま』の時代へ

飛鳥京・奈良京・時代を経て平安京時代に入つても、弓矢はまだ武器の王者たる地位を譲らなかつたが、騎射―馬上で弓を射る術の跳躍的進歩を遂げたのは、平安京時代に入つてから後のことであつた。平安京時代に入ると、東北から沙金と一緒に蒙古系の良馬が貢物として盛に上納されるやうになつて来た。これはすでに前編(封建編)に詳しく述べて置いたことであるが、記述の都合上、こゝで今一度その要點を繰返させて貰ふことが必要だ。元來、天孫民種は馬を携帯せず、従つて馬術を得意としなかつた。たゞ九州の南端薩摩・大隅・日向・邊に占據して居た大山祇系國津神の間に、マライ系のポニイ(駒)が飼育され使用されて居たことは、文献の上からも天然地理の上からも容易に想像せられる。大陸系の駿馬、いひかへれば蒙古系・トルコ系の駿馬の日本に渡來したのは、それからすつと後のことと考へられる。それは、神武天皇東征の御軍旅に馬匹の使用されて居なかつたことによつてもよく分る。尤も神功皇后の三國朝鮮御經營以後は、半島を通じて韃靼文化も追々日本に將來されて居たことと故、蒙古馬も韃靼馬もぼつ／＼日本に輸入されては居たであらうが、坂上田村麿將軍が東北の大韃

靼人を根こそぎたゞきつけて、奥・羽・地方が完全に王化に服し、南部・津輕・方面から、沙金と一緒に蒙古馬が貢物として盛に京都の朝廷に上納されるやうになるまでは、それも極めて數の少いものであつたと考へられる。前に挙げた熊之凝の長歌の中にも、貴族のことを『うま人』といつたところがあつた。飛鳥京前後は馬がまだ極めて少く、従つてこれに乗るといふことは、よほど身分の高い人でなければ出来なかつた。ちやうど明治の晩年、自動車の初めて渡つた時と、同じ事情であつたらうと思はれる。それで貴人のことを『うま人』といつたと、或る言語學者はいつて居る。この語源については尙ほ研究中であるが、肇國の時代から古くこの國にあつたものが『駒』であり、その後ほんの僅かではあつたが、『馬』が輸入され、『萬葉集』時代の日本で、『こま』といふ語と『うま』といふ語とが、はつきりと區別して使用されて居ただけは、何の躊躇もなくこれを認めてよいと思ふ。

蒙古馬・韃靼馬をわが奥・羽・地方に將來したものは、いふまでもなく飛鳥・奈良・兩京時代から、平安京の初期にかけてしきりに裏日本を騒がせ、歴代の宸襟を惱まし奉つた韃靼人、すなはち渤海人である。この韃靼人こそ、わが奈良京時代、長白山の彼方、今の間島・吉林・通化・牡丹江・一圓の地に『震』といふ國を建つるに至つた民族であつて、かれらの日本に來たのは圖們江の河口、今の清津・雄基・附近から日本海に乗出して、盛に能登以北、越中・越後・佐渡・出羽の海岸に漂着し、その地方からアイヌ人の残つて居たものを追拂つたり、他の先住民族を征服したりして、一時奥・羽・地方の主人公とな

つて居たものに相違あるまい。

### 第三 名馬の争奪から破裂した源・平・戦

東北から京都に將來された馬は、非常に多數であつた。それは坂上田村麿將軍の東北から凱旋する時、捕虜とともに朝廷に奉つた勝利品の最も主なるものが、馬匹であつたことによつても知られる。蒙古馬・トルコ馬が京都に入つて來ると、京都の公卿さん達の間には俄に競馬熱が勃興し、葵まつりだの、流鏝馬だのといふ記述が文書の上に目立つて來て居る。又貴族の財産の主なるもの、一つとして、馬の加はつたことも考へられる。従つて馬の固有名詞——例へば『宮城』だの『節丸』だの『近江栗毛』だの『花形』だの『薄墨』だの『一六』だのいふ固有名詞の盛に文書の上にはびこり初めたのも、その頃からである。

平家一門の驕濫擅私に對する源氏の反抗が、源三位頼政の舉兵に始まつて居ることは誰でもよく知つて居ることであるが、その事の起りが平宗盛と頼政の子・仲綱との間に起つた良馬『木の下』の争奪戦にあつたことを考へると、馬が當時の武士階級間に、どんな重要な財産として取扱はれて居たか、察せられる。

前にも述べて置いたやうに、武士階級は、その管理者もしくは統帥者を除き、原則として一種の奴隸であつた。高天原から天孫に供奉して、いはゆる葦原中國(九州)の一角に徙遷して來た兵員も、も

ちろんこの原則以外に出づるものはなかつた。しかし、神祖三代の御經略を経る間には、彦火火出見尊(火遠理命)と、火闌降命との間に戦はれた海幸・山幸の神話に見るやうな天下分目の大戦争もあつたわけで、その都度、例へば隼人族の如き勇猛精悍な異民族が朝廷の『みかきもり』もしくは『わざをぎ』として新たに夥しい員數を加へつゝあつた。これは記・紀の上に著しい事實だ。かやうにして新しい兵員の加はり行くにつれ、高天原以來供奉の兵員は、追々にその身分を取立てられて新しい武士階級の管理者、もしくはそれに近い階級に班し、世の移り變りとともに、貴族の末班と婚を通ずることも出来るやうになつて參つた次第であらう。又、神祖三代の葦原中國御經略から引つゞき、歴代天皇の九州再整理・朝鮮半島御經略等によつて新たに御稜威に服した新しい兵員は、『地下人』と稱へて、貴族達すなはち『殿上人』の昇降した『きざはし』には片脚もかけることを許されず、『隼人司式』など稱へる厳しい法律の下に、朝廷の『吠犬』として、忠實にみかきを守つて居たことも、少しく古典を勉強した人であれば、直に首肯するところであらう。

### 第三節 騎戦武士道の満開期

#### 第一 完全にスポーツ化した平安京時代の騎馬戦

かやうな次第で、武士階級の管理者もしくは統帥者が、追々に貴族層の末班と婚を通じ、しきりにそ

の身分を高め、従つてその権利を恢宏しつゝ、あつたところへ、平安京以後は大に騎馬・騎戦の術が興り、武士階級の管理者が、その家の子の主立つたものを率ゐ、馬上の駈引によつて勝敗を決する騎馬戦時代が到来してからは、さらぬだに行儀・作法の正しかつた日本武士による戦争は、ます／＼その不文の約束を厳守することとなり、平安京の中期に至ると、戦争が全く一種のスポーツ化し、ツウナメント化し、徹頭徹尾西歐のいはゆる、フェアプレイの精神によつて行はれることゝなつた。源平戦が、中世武士道の豪華版であつたと同時に、美しいスポーツマンシップの繪巻物であつた理由もそこにあるのだ。

騎馬戦の最も盛な時代、それは源頼義・義家などいふ名將が、奥・羽の裁定に勇名を轟かした時代のことだ。軍の勝敗は大抵四・五・百騎くらゐの精兵の、騎射術の優劣によつて決定されて居る。そのことは前に述べた平維茂と澤俣四郎との莊園争議に絡む戦争に徴しても明かであるが、同じ頃東國の豪族源宛と平良文とが、互に騎馬武者を立て、相對陣して騎射術・騎戦術の優劣を競ひ、それで勝負を決した、後世の野球試合そのまゝの情景によつて、手に取る如く知られる。

例の『今昔物語』によると、兩軍の兵員凡そ五・六・百人、その多數が騎馬武者であつたことは申すまでもない。間隔凡そ一丁ほどを置いて互に楯を突き廻し、双方から兵を出して戦闘開始の通牒を交換する。この邊はまるでスポーツだ。この使者がそれぞれ味方の陣に引揚げのを待つて双方から高鳴

りする鎗矢が飛出す。使者は味方の陣に引揚げらるまで少しも馬を急がせず、後をも見ず、悠々と落つき拂つて歸るのを名譽とした。宛と良文との場合はこの使者が引揚げた後、良文の方から更に宛の方に使者を立て、今日の戦は、双方の兵どもの弓勢を競ひ、騎射術を争つたゞけでは興味が薄い。先づわれら兩人が腕の限り、力の限り武術を闘はして見ようではないかと申入れた。宛の方も直にこれに應じ、早速楯を離れて馬を陣頭に進めると、只一騎弓に雁股の矢を番へて立つた。良文はその家の子達の支へ止めるのも聽かず、これに應じて直に陣前に躍出し、兩軍が聲を呑み、息をこらして見物して居る只中で、馬を乗廻し／＼、宛と散々に射術を競つたが、どうしても勝負がつかぬ。

そこで良文の方から、

『この勝負は何時果つべしと思はれぬ。われ／＼は何も昔からの讐敵といふわけではない。互の手の内の分つた上は、もういい加減に止めて引揚げようではないか。お互にこの腕前を滅ぼしてしまつてはならぬ』

と言立て、宛もこれに同意し互に陣を引拂つて和睦したとある。これは戦争ではない、一種のツウナメントである。どうしてかやうなスポーツ的なおきな戦争が發達したかといふと、第一に日本民族が歴史あつて以來、他の民族の征服を受けたことがない。従つてその社會組織・階級制度が非常に簡單である。戦争といつても、それは國內に於ける新舊勢力の力くらべに過ぎぬのだ。そこへ騎戦時代

が出現し、さらぬだにスポーツ化した戦争をいやが上にもスポーツ化してしまつたからだ、著者はかやうに解釋して居る。

## 第二 命の遺取を徹頭徹尾厳しい行儀作法で行つた源・平・合戦の繪巻物

いよ／＼源平戦の時代に入ると、このフェアプレイの精神がますます徹底して行はれて居る。これは前幾度も述べて来たやうに、この民族の血統的構成に基く特殊の事情から發達したものであつて、これを一から十まで、いはゆる軍記讀みの張扇から叩き出した嘘八百として片付けたがる年少の不勉強家の多いのは困つたものだと思へる。

源・平・戦時代に於ける戦陣の作法がどんなものであつたかは、徳川時代に於ける大政治家の一人でもあり、又大故實學者の一人でもあつた松平樂翁(定信)がその著『花月草紙』の中に手に取るやうに述べて居る。それによると、先づ當時の武士は、何よりも名を惜しみ、譽を後世に傳へることをのみ念願としてゐたので、第一番に遠い祖先のことから言ひ立て、名乗をあげる。相手も劣らじとこれに應じた。また互に獲物を執つて闘つてゐる際でも、敵が獲物を捨て、いざ組まんと聲をかけて來れば、たとひ力づくでは敵はぬと分つても、そんな場合に組まぬのは、やはり甚しい恥辱とされてゐた。敵が獲物を棄てたところを、ただ一と打に討取つてしまへばわけはないのだが、そんなことをしては、名の汚れとなるばかりでなく、武士の交りもならず、制裁をさへ受けなくてはならなかつたのだ。な

ほ大將を遠矢にかけるといふやうなことも、甚だ非禮のこととされ、一應聲をかけてから射たのである。ところが時を経るに従つて戦の作法もやゝ衰へ、馬を射て敵を討ちとめんとし、欺し討ちのやうなことや、多勢か、つて討取るとか、後からそつと來て打ちかゝるといふやうなこともあつたと書いてある。松岡行義の『後松日記』に、著者が平澤季冬の許に戦術・陣法・沿革を三期に分けて書きおこつた書が出てゐるが、その中に次の一節がある。

源・平・のた、かひの比も、なほ騎戦のみなれど、あるは組で勝負をし、又はつよ馬をもてかけ破る。これ少しく弓馬の術のおとれるによりてなるべし。さればその兵の中に歩射の上手あり、又打物に誇るもあり、元弘・建武に至りてうち物ます／＼盛んになり、山寺の惡僧等は更にもいはず、歩武者も交れる様なり。合戦の次第は、先陣に進んで名乗るに、家門の美名を自稱し、まづ矢軍をして敵を射くらし、備へのはしうごき、敗軍の機を察し、駈武者馬をさせて、かけ破らんとするを歩武者馬のもろひざをなぎなどして、歩騎とり／＼戦ふを第二へん(\*第二期)とすべし。(＊は著者の註)

それにしても、武士が戦陣に立つて家の系圖から、祖先の武勇、自分の名まで名乗つて恰好の敵と闘はうとしたのは、いつ頃から起つたことであつたか。

前掲、熊の凝の歌の中にある、『貴人は貴人だちや、いとこはもいとこだち』とあるのは恐らく戰場

に於いて、自らわれと思ふ闘將がその家門を告げ、祖先の武功を語り、わが名を名乗つたことの起りであらう。單に自分と武勇を闘はすにふさはしい好敵手を求めるだけであつたならば、その門地から告げてかゝる必要はない。門地から祖先の武功までも告げたのは、やはり渾一民族の間に限つて發達した戦陣の作法、すなはち大將は大將と勇力を闘はし、士卒は士卒とその武術を競へといふところから起つたものと考へられる。

又、大將と大將とが勇力を闘はず間、軍勢が鳴りを静め、固唾をのんで見物するといふことも前掲『今昔物語』に現はれて居る。源宛と平良文との合戦の模様で、それがすでに平安京時代に於ける地方豪族の私闘にその濫觴を發して居ることがよく分る。

### 第三 勝つことよりも名譽が大切とされた

若し日本がイギリスのやうに、歴史有つて以來、幾度も大陸から侵入して來る他の強い民族の征服をうけ、従つて幾度もその血統の秩序を亂された國であり、今後もいつそれが繰返されるか測り難い事情の上に置かれた國であつたとしたならば、國內の戦争にも源・平・戦時代の記録に見出されるやうな、フェアプレイの精神は保たれることが出来なかつたのであらう。なぜかといへば武士が戰場に立つてその敵手に對し、卑怯なふるまひのあつた時、陋劣な行動のあつた時、それが家門の恥辱となり、一代の名折れとなるといふことは、日本のやうな渾一民族から成る國柄に於いてのみ成り立ち得るこ

とである。家門の恥辱といひ、一代の名折れといひ、それは要するに社會的制裁の謂ひであり、この武士道的制裁は、外國のやうに社會組織が複雑であつては發達せぬわけだ。

もちろん、外國で宗教の存在に意義のあるのはそれが爲である。社會の習慣が常に宗教的信仰の色調を帯びて居るのもそれが爲である。宗教は必ず民族と民族との接觸の深刻なところに發達するものだ。宗教的教養による極端な克己心、宗教的信仰に基く極端な犠牲の精神、それはたしかに日本の武士道に近い道徳だ。エウロッパではその道徳が僅に宗教の力によつて維持されて居る。しかるに日本では、それが自然に發生した事實として、何の苦もなしに行はれて居る。武士道に似たものが外國にないといふのではない。しかし、その發生及び發達に關しては、彼と我とが全くその途を異にして居るのだ。

松平樂翁が『花月草紙』の中に、源・平・時代の武士は、敵が打物棄て、組まうといへば、自分は打物が得意で、組むことは不利であつても、直にそれに應じて取組んだといつて居るのは全くその通りで、敵手が弓を引かぬ中は自分も弓を引かぬ。敵手が太刀を抜かぬ中は自分も太刀を抜かぬ。雙方の呼吸がしつくり合つたところで、格闘に入つたことは、粟津の戦で、遠江國住人・内田三郎家吉が、木曾義仲の妾・巴と組んだくだりにもよく現はれて居る。

巴は内田三郎が、たゞ一人、駒を早めて進み來るを見かけて名乗りかける。内田も應じて名乗りを

上げる。巴は、先陣に進むは、剛の者に相違ない、大將軍でなくとも、物具の立派なこの男と組んで、首うち落し、軍神を祭らうと思ひ、手綱かい繰つて進み出た。しかし、内田が弓を引かないので、巴も矢を射ない。互に義理を立て、内田が太刀を抜かぬ間は、巴も太刀に手も觸れない。心はやはり、馬ははやつた。二人は馬の頭を押並べ、鐙と鐙と蹴合はすばかりに寄合ひ、互に聲を揚げ、鐙の袖を引違へて、おうとばかり組みついた。この呼吸である。

一ノ谷の戦に平經盛の末子で、無官太夫と呼ばれた當年十六歳の敦盛が、新中納言知盛の乗つた船を志して、すでに一丁ばかりも沖に馬を乗入れたところを、武藏國住人熊谷次郎直實に、日本第一の剛の者と名乗りかけて呼び戻され、悪びれもせず渚に馬をかへして、熊谷に討たれたことは、歌曲に、演劇に、あまりにも通俗化して居ることであるから、こゝに説くまでもなからう。

#### 第四 スポーツの彌次に似た騎馬戦時代の彌次

スポーツに彌次があるやうに、日本では戦争にも彌次が大に發達した。もちろんこれは西歐諸國にもあつたことだ。殊に海戦となり海上二・三・丁くらゐを距て、舷々相對するところでは、さらぬだに口の悪い、皮肉達者の男が出て来て互に彌次を飛ばし合つて面白がつた。

文治元年二月二十日屋島の戦に平家方から武藏三郎左衛門尉有國が城の櫓に出で、大音あげて今日の源氏方の大將は誰かと尋ねた。すると源氏方からは伊勢三郎義盛が進み出て、『何といふ迂闊なこ

とをきくものか。わが君こそは、清和天皇十代の後胤八幡太郎義家が四代の孫鎌倉右兵衛佐殿の弟九郎太夫判官殿であるぞ』と大音聲に答へた。すると有國はからりと大笑ひに笑つて、『故左馬頭義朝の妾常盤の腹の子といつては、京都にちつとおちついて居られなかつたので、金商人の件となつて蓑笠を着、笈を背負つて陸奥へ下つたものことか』とやりかへした。すると伊勢三郎も腹を立て、『汝は北國砥波山の軍に負けて山中に逃込み、やつと命を助かり、乞食しながら這々京へ上つたものであらう。命が惜しかつたらお助け下さいと申すがよい』

と、だんく彌次がきたなくなり、深刻になつて来た。有國は、『わが君の御恩で、若い時分から食ふに事缺さずに来たものが、何で乞食などしようものぞ。東國では身分の高いものでも匍ひつくばつて居たおれではないか、金商人といふことも、穩やかにいつてやつたのだ。年來の朝廷の御恩も忘れて悪口吐くとは怪しからぬ奴だ。殊に汝などは、伊勢の鈴鹿の關で山賊を働いて、朝廷への貢物を奪取つたり、在家へ強盜に押入つたりして妻子を養つて居たものだ。これは天下周知の事實だから、もうこの上争ふ必要はない』とやりかへした。かうして兩人が舌端に火花を散らし、眞赤になつて争つて居るところへ、金子十郎家忠といふものが進み出で、雜言無益だ。合戦は口先で勝負を決するものではなく、尋常の駈引が物を言ふのだと決論を與へて兩人の舌戦が終結したと記されて居る。スポーツ氣分のあるところには、食ふか食はれるかの戦場にさへ、かやうな彌次の發達して居ることが、ひ

どく面白く思はれる。

### 第五 陣中スポーツから怨讐の雲消霧散

對陣が久しくなると異民族間の戦争でさへ、一種のスポーツ気分や、しゃれ氣の出て来るものである。況してこれは渾一民族の中であつた、姓を異にする源・平・兩氏の間のことであるから、對戦が長引くほどスポーツ気分になつて来る。屋島の戦に、平家が紅に日の丸を描き出した扇を棹の先につけ、それを船の艦に立て、玉蟲と呼ぶ當年十九歳の美しい女房を出して、源氏方をさしまねき、これを射よと合圖させたのを、下野國の住人・那須太郎助宗の子・與一宗高が選ばれて、見事にその要目の上を一寸ばかり置いて射中て、敵からも、味方からも、大喝采を博したことは周知の物語であつて、こゝに説く必要はない。

現に那須與一が扇を射あてた直後にも、こんなことが起つて居た。

平家方の侍、伊賀平内左衛門尉の弟・十郎兵衛尉家貞といふ者が、その場の光景に感激してか、黒糸緘の笠に兜は著けず、引立烏帽子といふ姿で、その扇の散つてゐるところで、長刀を水車の如くに廻し、一しきり舞つて立ち上つた。源氏はこれを見てこの男を射たものかどうかといふことが問題になつた。あれほど感激してゐるものを射るといふのは情として忍びぬ、扇さへ射るほどの上手が、人間を射外すなどとは思ひもすまいから、射ない方がよからうといふもの、いや扇は射たが、武者は射ら

れない、大かた狐矢だらうなどといはれては残念だから、とにかく射よといふものもあつたが、結局、情は一時のこと、今は一人でも敵を討取ることが大切だといふので、終に思ひ切つて射ることに評定がきまつたといふのだ。(源平盛衰記)

これに似たことは壇の浦にもあつた。素より『源平盛衰記』のことであるから面白をかしく書いてあり、大學流にいへば嚴密な史實といふことは出来まいが、源平時代に於ける戦陣の大體の空氣を知るには究竟のものとしなければならぬ。

浦つたひに敵を追つて來た源氏方の三浦小太郎義盛が、海上三丁餘りの沖に浮ぶ知盛の乗船めがけて自分の名を記した矢を放つた。舷に矢の立つたのを見て、三浦は遠矢射すましたとばかりに、鎧踏張り、弓杖ついて立ち上り、扇を開いて平家方をさし招いた。その矢を射返せといふ意味である。知盛はこれを見て、平家の侍中にこの矢を射返すものはないかと問へば、阿波國の住人で遠矢にかけては西國隨一といふ新居紀四郎宗長が召し出された。宗長は三浦の矢を見て、これは筈(矢竹)も弱いし、矢束も短いから、自分の矢でやつてみませうと、十四束の黒塗の矢に、自分の名を書き附けて射返した。その矢は義盛の兜の鉢を射削つて、後四段ばかりにゐた、三浦右左近といふ者の弓手の腕を射通した。これを見た源氏の軍兵は、源氏の名折れだと口々に騒ぎ立てた。そこで今度は、土肥次郎實平の推舉で、甲斐源太の末子・淺利與一が、義經の命を受け、宗長の矢を射返すことになつた。與一は宗



長の矢よりも更に二伏だけ長い白笹の矢を取つて弓に番へ、十分に引きしぼつてひやうと放つた。矢は、得意氣に小扇をひらいて帆柱によりかゝつてゐる宗長の鎧の胸板を射抜いて、そのうしろ五段ばかりの海にさつと入つた。その後は源平の遠矢は行はれなくなつてしまつた。(源平盛衰記)

#### 第四節 陣中の風流

心たけくしき武將が征途に歌を詠み、詩を吟じ、管絃絲竹の道に心をよせて、その風流を謳はれたことは、日本にも支那にもそのためしが頗る多く、民族と民族との接觸が最も深刻であつて、自然と人生との關係に心をよせるひまのなかつた西歐にさへ、その例が絶無とはいへぬ。

しかし、敵と味方と入り亂れて修羅の巷を出現して居る戦の最中に、折りふしかたへの丘に咲きほこつて居る無心の梅花を手折つて胡箴に挿み、血みどり血がひになつて奮戦健闘したといふ梶原源太景季の風流は、ちよつと日本でなければ見られぬ情景といふことが出来るだらう。薔薇戦争と同日にして語るべきでない。『平家物語』(長門本)一の谷の合戦のくだりに左の記述がある。

梶原源太かくる時は、はたをさ、げ、母衣をかけ、ひく時は旗を巻き、母衣をぬぎて、度々入りかへく戦ひけり。武藝の道の、しく見えける中に、やさしき事は、片岡なる梅のまだ盛なるを、一枝折つて箴にさしぐして、敵の中へ駈け入て、戦ふ時もひく時も、梅は風に吹かれてさと

ちりければ、敵も味方も是を見て感じける所に、城内より、よはひ三十ばかりなる男の、裾衣の直垂に、洗皮の鎧著て、馬にはのらず、弓脇に挟みてす、み申けるは、本三位中將殿御使にて候。

梅かざさせ給て候に申せと候。こちなくも見ゆるとのかな、櫻狩と申もはてぬに、源太馬より飛び下りて、しばし御返事申候はんとて、生捕らん爲と思へばとぞ申たりける。

正平七年閏二月二十日、征東將軍宮上宗良親王を奉ずる新田義興の軍と、足利尊氏の軍とが武藏國小金井ヶ原で衝突した時だ。武家方に饗庭命鶴丸といふ當年十八歳の美少年があり、率ゐるところの軍勢六千餘、悉く一枝の梅花を翳して進んだのを、宮方では武勇絶倫の兒玉黨がこれに駈け向ひ、獅子奮迅、遂にこの花一揆を蹂躪し、狂瀾の巖に激する如き勢ひで尊氏の本營にせまつたとある。

この頃は元寇の役の影響として武器も戦術も大に變り、源・平時代の作法は全く崩れて居たのであるけれども、日本武士の精神には變りがなかつた。いひかへれば、源・平・戦時代に行はれた軍陣の作法は崩れて居たけれども、それに代るべき、新しい作法がすでに形を成しかけて居た。

#### 第五節 日本の民族性と都府の城壁

##### 第一 人民を城壁の中に取込めぬ日本の都府

かういふ方面のことを列挙してゆくと、それは何もわれら日本民族に限られた特性ではない。世界

の如何なる民族にも共通して居る人間味である。ヒュウマニチイとは凡そこの邊のことをいつたものだ、横槍を入れたがつてむづ／＼して居る或る種の評論家の相当多いことを、著者はよく承知して居る。しかしこれらの論者に對して、著者は日本内地の都府に、西歐にも支那にも共通である城壁の構築されて居ぬことを考へて貰ひたいと思ふ。日本の都府が城壁で圍まれて居ぬといふこと、これは何としても日本民族の血統的構成に基く特質の現はれであると、著者には考へられる。

何人も知る如く、エウロッパ大陸でも、アジア大陸でも、目星しい都府は大かた城壁で嚴重に防衛されて居る。これは市民權の發達とか、隣保制度の進展とかいふ方面からも大に研究されてよい題案ではあるが、その城壁が或る軍隊もしくは匪賊の侵掠に對する防備であつたことに相違なしとすれば、それが市民自身によつて施設されたものであると、領主によつて起工されたものであるとを問はず、これを戦争に現はれた民族的特性の一端として觀察するに何のさしつかへがあらう。況んや、日本に西歐諸國に比較すべき市民權の發達がなかつた。日本の町人すなはち城下の民は全くその權利に無自覺であり、自ら起つてその生命・財産に對する防衛の途を講ずるほどの實力を具有しなかつたとするのは、甚だしい謬見であると著者は考へる。日本の町人階級は、西歐諸國のそれに劣らぬ實力と權利とを伸張して來て居たが、日本の民族性に基調する特殊の事情から、西歐や支那に見るやうな城壁を以てその市邑を防衛する必要を感じなかつたのだと、かやうに考へるのが正しいのではないか。

天文・永祿・以降、西歐の建築法が取入れられてからでさへ、日本では領主が人民を城壁の外に置いたままで、これに何等の保護をも加へようとはしなかつた。これは日本の領主がその人民の保護に無關心であつたからではなく、殆ど全くその必要を見なかつたからではないかと考へられる。さればそれ以前のことになると尙ほさらである。一般人民と城壁とは、全く無關係の地に置かれて居た。しかるに民族と民族との接觸が頻繁で、且つその慘禍の人民を苦しめることの甚だしかつた大陸諸國では、一般人民を城壁の外に放置することは出来なかつた。西歐にも、支那にも、早くから城壁が發達し、人民は必ずその中に取込められて居た。従つて『都府』と『城』とが同じことばで通用することは、西歐も支那も全く同じである。チュウトン系エウロッパで都市の名にブルグを附けて呼ぶのは、支那で同じ場合に『城』をつけて呼ぶのと同じである。

北エウロッパでハンブルグといひ、マゲデブルグといひ、ストラスブルグといふのは、支那で長安城といひ、洛陽城といひ、奉天城といふのと全く同じであつて、そこでは一般人民が必ず城壁の中に取込められて居た。日本で京都を平安城といつたのは、桓武天皇が都を山背國葛野郡宇太村に遷された時、専ら唐の長安城に倣つて條坊の制を立てたからであらう。しかし、それは條坊の制を眞似た、けで、城塞の制はこれを移されなかつた。すなはち、『この國は山河襟帯して自然に城を作す』と仰せ出され、城塞はこれを山河自然の形勢のまゝに委ねられたのである。日本で人民を城塞の中に取込める

必要のなかつたことがこれでよく分るし、支那で都府を『城』といふのと、日本で漢學者が徒に支那のまねをして都市を『城』と呼んだのと同じに考へてはならぬ。

北エウロッパに於けるブルグの制は、イギリスに入つてポロウとなり、市民をブルゲスと呼び或はブルヂョアと稱するに至つたが、スコットランド人は、イギリス人に一致せず、なほ大陸風にブルグの名を用ひて居たやうだ。近代に入つて日本に傳へられた西歐の築城法は明かに北エウロッパに於ける諸侯の城塞を粉本としたものと思はれるが、城下町を城壁の中に取り入れなかつた點に、わが國特有の文化を見ることが出来る。

これは單に城塞ばかりの問題ではない。一般家屋の構造に就いて見ても、同様のことがいはれる。西歐でも、支那でも、一般家屋の構造がすでに小規模の城塞である。門戸をとざし、内側から錠をおろしてしまへば、一般家屋が直に小さい城塞となる。家屋全體の構造が城塞であるばかりでなく、その部屋々々が城塞になつて居る。門戸は破られても、家人はその部屋に立籠つて一時を凌ぐことが出来るやうに出来て居る。ところが、日本では城塞と家居とが全く別ものとなつて居る。一般人民の門戸は板・竹・粗朶・等を用ひ、風雅を主として、部屋々々も紙の障子で仕切り、寢室・便所・等大切の場所にさへ、最近まで内からする戸じまりを工夫する必要を感じなかつたものだ。

## 第二 都府の占領と征服者の掠奪・凌辱・行爲

日本でも、新しい勢力が起つて、舊い勢力に取つて代る時、若しくは、地方に於いて豪族と豪族との間に私闘の行はれる時、敗衄者の城府が驕兵掠奪の目標となつたことはしばしばあり、館若しくは城塞の屠られたこともめづらしくはなかつたのであるが、西歐の歴史に見るやうに驕兵の餘威が一般人民にまで及び、焚掠・虐殺・凌辱・等の行はれた例は極めて少いのであつた。もちろん絶無とはいへぬ。しかしこれを西歐若しくは支那の歴史にくらべて見ると、殆どお話にならぬ程度のものであつたことは事實である。

近代都府の發達するまで、日本で都といへば先づ京都に限つて居た。この京都が新舊勢力によつて争奪の目標となり、兵亂の巷と化したためしといへば、壽永年間、木曾義仲が北國の驕兵を率ゐて平家を驅逐し、京都に入つて假政府の建設に取りかゝつた時と、元弘・建武の亂に東西の諸豪族が勝に乗じて京都に入り、大覺寺帝に仕へた貴人の第宅を差押へ、遁げおくれたその家人從屬を逮捕した時とを擧げることが出来るくらゐのものであらう。その他にも京都が兵亂の巷と化したことは幾度もあつたが、いつれの場合にも、存外秩序が保たれて居たやうに思はれる。

前二者の場合にしても、世人が想像を逞しうするやうなものではなかつたと思はれる。木曾義仲の軍が京都を占領した時、犯した罪惡の最も重しとされたのは、輜重の續かなかつた爲に、止むを得ず行はれたらしい、糧食その他日用品の掠奪・馬料の徵發・燃料の不足を補ふ爲に、堂塔卒都婆などを破

却して薪に代へたくらるるものであつたらしい。『源平盛衰記』によると、これらの指圖がすべて加賀國住人・井上次郎師方によつて行はれたとさへ書いてある。すでにこれを指揮命令した將官があつたとすれば、相當の節制はあつたものに相違ないのであるが、北越から一氣に京都に攻めのぼつて食糧が不備であつた爲に全軍の給養が續かず、眉に火のつくやうな急場にさしせまつて、止むを得ず行はれたことだらうと察せられる。それにしてもこれらの狼藉は大臣・公卿の第宅には及ばなかつたと明記されて居る。若しこれが異民種間の戦争であつたとすれば、貴族の第宅及びその家人などは、必ず眞先にその災難を蒙つて居なければならぬ筈だ。

殊に注意すべきは、當時市民が木曾勢の收奪を憤り、これこそ平家の横暴にもまされる所爲であるとして、院の御所・法性寺殿の四足の門・等に立札して、大にその無道に抗議したといふことだ。その落首は、

赤さいて、白たなごひに取かへて、頭にしまく小入道かな

(註記) この落首の意味は平家の赤旗を破り棄て、源氏の白旗を手拭にして頭にまき、立上つた小入道殿よといふのであらう。

大陸諸國の歴史に見るやうな、残忍な焚掠・虐殺・凌辱等の行はれて居る最中に、落首のしやれ氣が出よう筈はない。この點は建武中興の時、俄かに朝廷に出頭して、貴人の仲間入りした田舎大名の僧

上沙汰を諷した二條河原の落書(建武記、本書第二二四ページ参照)も同様である。高師直の行跡などに徴しても多少のことは想像し得られぬでもないが、大したことなかつたといふことは、楠木正儀と佐々木道譽との應酬ぶりを見てもよく分る。

### 第三 楠木正儀と佐々木道譽との應酬

楠木正儀の戦場に於ける對敵仁愛行爲の美しさについては、前にも萬國赤十字聯盟について叙したくだりに詳しく述べて置いたが、それは單にかの一事に止まらず、同じ精神に基く嘆稱すべき美談が、その武將としての生涯を一貫してなほ數多く傳へられて居る。

正平十六年十月といへば、佐々木秀詮兄弟との戦ひがあつて間もない時のことだ。當時武家方の一大勢力として知られて居た細川清氏が、宮方に歸順を申出で、來た。これより先、京都には將軍・足利義詮をめぐる佐々木道譽と、細川清氏との火の出るやうな勢力争ひがあり、結局清氏が負けて宮方に歸順を申出たわけである。しかしこれは以前にも度々あつたことで、宮方はその都度、歸順者の助勢を得て一時京都を回復して居る。さうしてその結果は、いつでも思はしくなかつたやうだ。

これはなぜかといふに、歸順者は宮方の名分をかりて、その政敵を克服してしまふまでは宮方の爲に中興の事業を翼賛するやうな態度を執つて居るけれども、一たびその目的を達してしまふと、打つて變つて政權を朝廷に奉還することを拒む。楠木正儀にはその邊の情偽がよく分つて居たので、この